

特 集

令和5年度議会運営委員会・常任委員会行政調査報告

令和5年度の議会運営委員会及び各常任委員会行政調査報告の主な内容を紹介します。

委員会名	期間	調査項目
議会運営委員会	7/18～20	議会改革について（京都市・相模原市）
総務環境委員会	7/10～13	プラスチック分別回収実証事業について（八戸市） 食品ロス削減推進の取組について（台東区） A Iを活用した移動支援について（さいたま市）
防災福祉子ども委員会	7/24～27	重層的支援体制整備事業について（盛岡市） 豊島区児童相談所の設置について（豊島区） 待機児童対策について（西宮市）
市民文教委員会	7/24～27	つくば市立みどりの学園義務教育学校におけるI C T教育について（つくば市） 部活動の地域移行について（神戸市） 自治会町内会D X応援事業について（横浜市）
産業観光企業委員会	7/10～13	日本遺産「御嶽昇仙峡」を活用した新たな観光コンテンツの造成について（甲府市） 富山市塩地区における耕作放棄地対策について（富山市） 「創業×事業承継」の取組について（豊橋市）
建設消防委員会	7/3～6	川西市街路樹維持管理計画について（川西市） 空き家対策について（金沢市） 路上の利活用の支援（街場のえんがわ作戦）について（松本市）

議会運営委員会行政調査報告から

【京都市】

議会改革について

1. 委員会中継について

(1) 議会中継の種類

- ・市会ホームページからのインターネット配信（委託業者による配信）
- ・市会 YouTube チャンネルによるインターネット配信（職員による配信）
- ・民間のテレビ放送（KBS 京都テレビ）による生中継

	市会ホームページ (本会議中継システム)	市会 YouTube	KBS 京都テレビ
本会議（代表質問・質疑）	ライブ 録画（3営業日目）	ライブ 録画（3営業日目）	生中継
本会議（上記以外）	ライブ 録画（3営業日目）	ライブ 録画（3営業日目）	—
予算・決算特別委員会 (総括質疑)	ライブ 録画（3営業日目）	ライブ 録画（3営業日目）	—
予算・決算特別委員会 (局別質疑), 常任委員会	※ライブ・録画とも YouTube のリンクを 掲載	ライブ 録画（翌営業日。 目次は3営業日目）	—

※録画配信日は目安を記載

(出典：京都市会説明資料から抜粋)

(2) 常任委員会のインターネット配信導入の経緯

市会改革推進委員会において、市会の情報をより早くタイムリーに幅広く発信し、市民に京都市会をより身近に感じてもらえる取組「開かれた市会」について言及があり、その中で平成24年度に常任委員会のインターネット配信の実施について議論された。

平成25年6月 試行実施の後、経費がかからない U s t r e a m での配信決定

11月 ライブ、録画の本格配信開始

平成26年11月 録画配信について、U s t r e a m の映像の保存期間が無制限から30日に変更されたため Y o u T u b e に変更

平成30年4月 ライブ配信について、U s t r e a m 配信用ソフトの突然のサポート終了を受け Y o u T u b e に変更

※ 予算・決算特別委員会（総括質疑）のインターネット中継・録画放映は、平成17年9月から市会ホームページで公開している。

※ スマートフォンやタブレットでの視聴については、常任委員会及び予算・決算特別委員会（局別質疑）は平成25年11月のインターネット中継・録画放映開始から、予算・決算特別委員会（総括質疑）は平成27年9月から視聴できるようにしている。

(参考) 常任委員会における録画配信画面 (出典：京都市会HPから抜粋)

○ 総務消防委員会 録画配信

開催日	録画番号	主な内容
令和5年7月18日	[1]行財政局、総合企画局 [2]総合企画局、消防局	主な審議内容及び質問議員等
令和5年7月4日	[1]選挙管理委員会事務局、総合企画局 [2]行財政局、消防局	主な審議内容及び質問議員等
令和5年6月19日	[1]行財政局、総合企画局 [2]人事委員会事務局、消防局	主な審議内容及び質問議員等
	[1]行財政局、総合企画局	

○ 主な審議内容及び質問議員等ページ

開催日等	主な内容	録画番号
7月18日 (第7回) 委員会	行財政局関係 1 一般質問 (発言順)橋村芳和議員(自)、こうち大輔議員(維)、加藤あい議員(共)、増成竜治議員(公)、吉田孝雄議員(公)、加藤あい議員(共)、平山たかお議員(自)、おんづか功議員(維)	[1]
	総合企画局関係 1 一般質問 (発言順)下村あきら議員(自)	
	山田こうじ議員(共)、吉田孝雄議員(公)、赤阪仁議員(共)	
	消防局関係 1 一般質問	[2]

○ 録画配信画面



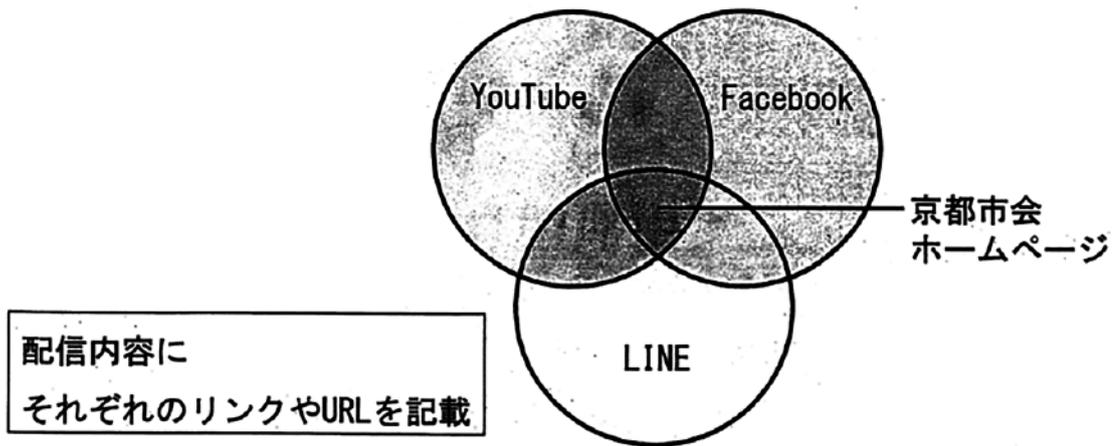
2. SNSの活用について

(1) SNSの種類

- ・ Y o u T u b e ：平成26年11月から活用
- ・ F a c e b o o k：平成28年3月から活用
- ・ L I N E（京都市公式アカウントからの投稿）：令和4年5月から活用

ホームページとSNSの戦略イメージ

（出典：京都市会説明資料から抜粋）



(2) 事業の概要

- ① Y o u T u b e チャンネル登録者数：675人（R5.7.11現在）
 - ライブ配信（京都市会Y o u T u b eチャンネル+3アカウント）
 - ・ 常任委員会， 予算・決算特別委員会（局別質疑）
 - ・ R5.5～試行実施：本会議， 予算・決算特別委員会（総括質疑）
 - ※従前は， 委託業者による配信のみ
 - 録画配信（京都市会Y o u T u b eチャンネルのみ）
 - ・ 本会議， 予算・決算特別委員会（総括質疑）
 - ・ 常任委員会， 予算・決算特別委員会（局別質疑）
 - ・ その他（議長記者会見， 議員研修など）
- ② F a c e b o o k フォロワー数：855人（R5.7.11現在）
 - 配信内容
 - ・ 本会議や委員会の開催予定， 録画配信の開始
 - ・ 常任委員会の現地視察及び他都市調査の報告
 - ・ 正副議長の活動
 - ・ 議会広報紙（市会だより）の発行
 - ・ その他（親子ふれあい議場見学会などのイベント情報， 図書・情報室の特集コーナー）

③ LINE（京都市公式アカウント） 友だち登録者数：約20万人（R5.6.30現在）

○配信内容

京都市LINE公式アカウントに配信を依頼し、配信

・各集中審議期間（5月、9月、11月、2月）の日程

・各集中審議期間に3回ずつ（計12回）

（議案発送、代表質問・質疑、最終本会議）

（参考）京都市会Facebook画面（出典：京都市会Facebookから抜粋）



京都市会
5月25日

☆市政を問う！～5月26日は本会議 代表質問を行います～☆

5月26日（金）は、市会議員が各会派を代表して市政一般について質問等を行います！
代表質問は、KBS京都テレビで生中継を行うほか、インターネットでも動画を生配信します！
ぜひご覧ください。

インターネット議会中継はこちらから↓
<https://www2.city.kyoto.lg.jp/shikai/chukei/index.html>

質問項目一覧は市会ホームページトップの「本会議・委員会の開催予定」にアップします。
<https://www2.city.kyoto.lg.jp/shikai/>

**5月開会市会
代表質問**
5月26日（金）
午前10時～



京都市会マスコットキャラクター
またさち

11名の議員が
代表質問を行います！

橋村 芳和 議員	（自民党）
寺田 一博 議員	（自民党）
しまもと 京司 議員	（自民党）
中野 洋一 議員	（維・京・国）
久保田 正紀 議員	（維・京・国）
江村 理紗 議員	（維・京・国）
北川 みき 議員	（維・京・国）
北山 ただお 議員	（共産党）
山田 こうじ 議員	（共産党）
西山 信昌 議員	（公明党）
くまさわ 真昭 議員	（公明党）



京都市会
7月10日 14:28

☆7月特別市会が終了しました（7月10日）☆

7月4日から開会した7月特別市会が、本日終了しました。
本日の本会議では、市長から提出された、京都市中央卸売市場第一市場整備工事（関連施設等解体撤去等工事）請負契約の締結の議案について、森田守産業交通水道委員長からの報告を受けた後、原案のとおり可決しました。

7月特別市会の議案・審議結果一覧
<https://www2.city.kyoto.lg.jp/shikai/honkaigi/R05/gian7.html>

次の9月市会は9月21日（木）から開催する予定ですので、引き続き京都市会にご注目ください。
9月市会の日程（案）はこちらからご覧ください。
<https://www2.city.kyoto.lg.jp/~/honkaigi/R05/nittei9.html>



3. 通年議会について

(1) 根拠法 地方自治法第102条第2項の規定に基づき、定例会を条例で年1回と定めている。

(2) 導入の背景等

① 議会の招集権に係る問題があった。

- 地方自治法上、定例会・臨時会を招集する権限は市長が持つ
- 全国市議会議長会の活動を通じて、積極的に国に法改正の要望

② 突発的事案への対応が求められた。

- 集中豪雨による都市型水害、地震等の頻発
- 災害に関する議案の審議等、議会としての迅速な対応

③ 閉会中の常任委員会の活動状況

- 平成14年度以降、閉会中においても月2回程度常任委員会を開会し、会期中の活動を含め、ほぼ1年中議会活動を行ってきた。

(3) 議論の経過

① 市会改革推進委員会（地方自治法第100条第12項に基づく協議・調整の場）

- 「弾力的な会期設定」をテーマに平成23年度から議論をスタート
- 議会運営、執行機関や市民との関係、議員活動の観点からの検討が進められた。
- 地方自治法改正（平成24年9月）による通年会期制の採用等を踏まえた検討が進められた。
⇒市会改革推進委員会での議論を踏まえ、今後は市会運営委員会で議論する旨議長に報告

② 市会運営委員会（議運）

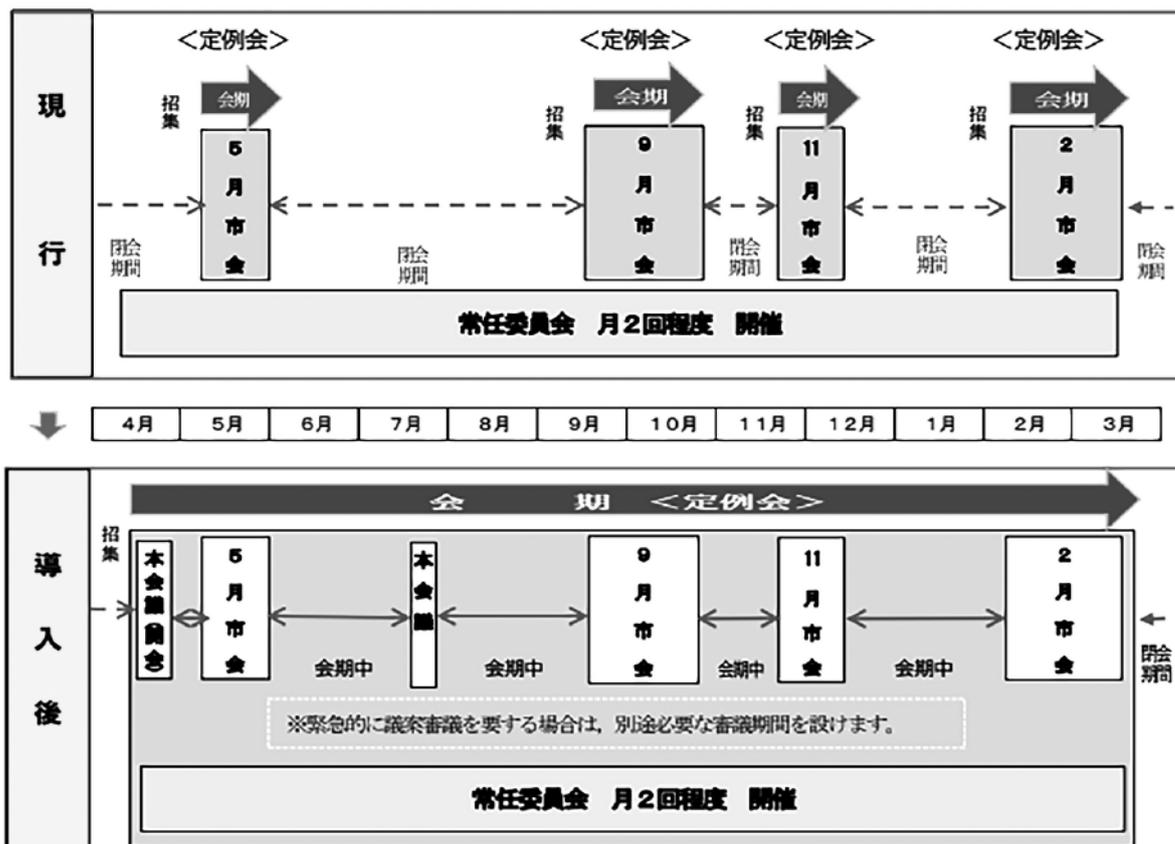
- 1会期制を実施することとした場合の具体的運用や課題・影響を検討
- 現行の4会期制の運用を引き継ぐことによる円滑な導入を基本的な考え方とする
- 課題の整理
 - ・会期の設定
 - ・集中審議期間（定例会に相当）の設定
 - ・一事不再議の取扱い
 - ・臨時審議期間（臨時会に相当）の設定と専決処分、上訴案件等の処理
 - ・請願及び陳情の受理・付託
 - ・審議期間外（閉会中に相当）における常任委員会の開会
 - ・市会説明員の本会議出席への配慮 等

(4) 導入による効果等

市長の招集行為を年1回とし、会期をおおむね1年間とすることにより、おおむね次の効果が期待できる。

- 議会が自主的・自律的に活動できる期間が拡大する。
- 市政の重要課題や災害などの突発的課題に柔軟に対応できる。
(定例会日数の増加に伴い、議案提出機会が拡大する。)
- 市長が専決処分していた事件（予算や条例）が議決を経て執行されるなど、議会の監視機能が高まる。
- 従前の4会期の時期に加え、7月にも本会議（7月特別市会）を開くことにより、請願等を速やかに委員会で審議できるようにする。

(5) 会期のイメージ（出典：京都市会説明資料から抜粋）



※ 常任委員会については、通年議会移行後も月2回程度開催するなど、引き続き活性化に努めていきます。

(6) 導入後の議会運営の変化や課題

- 1会期制は、従前の4会期制の運用を引き継ぐことを基本としていること、また、専決処分は従来から年度末以外の処分件数が少ないことから、会期日数や本会議・委員会開会数について数字上の大きな変化はない。
- しかし、7月特別市会の開会により請願等を早期に委員会に付託し審議に付したほか、平成26年7月特別市会においては工事請負契約等も議決し、早期執行・早期完成に寄与するなどの効果も見られた。
- 一方、訴訟事案など緊急を要する場合には、日程調整（及び長の議案提出）に課題が見られた。（訴訟事案の場合、当局が上訴するか分からないが、会議の予定日を事前に設定する必要があるため、議員のスケジュールを空けておく必要がある。）

[参考] 会期日数, 本会議・委員会開会数, 専決処分件数等 (年度比較)
 (出典: 京都市会説明資料から抜粋)

【4会期制】		H25	【1会期制】						
			H26	H27	H28	H29	H30		
会期	会期中	102	審議期間中	119	94	99	108	101	
	閉会中	263		審議期間外	220	219	234	225	230
					閉会中	26	53	32	32
臨時会		1	特別市会		2	1	1	1	1
臨時会での付託請願等		2	特別市会での付託請願等		15	5	7	8	6
本会議		20	本会議		24	17	20	20	22
委員会 (会期中)	常任	39	委員会 (審議期間中)	常任	56	43	38	38	49
	予算	60		予算	55	48	51	52	58
	決算	24		決算	24	24	24	20	26
委員会 (閉会中)	常任	56	委員会 (審議期間外)	常任	49	56	63	63	51
専決処分		1	専決処分		4	1	0	0	1

※平成26年度の特別市会

- ・ 7月特別市会 (7/22 ~ 7/25: 4日間)
 議案 (損害賠償議案) 提出による開会, 工事契約議案等議決
- ・ 12月特別市会 (12/26: 1日間)
 議案 (控訴の提起) 提出による開会 12/17判決, 12/31控訴期限

※平成26年度の審議期間中の常任委員会

- ・ 損害賠償議案の追加提出等による開会数の増加

【相模原市】

議会改革について

1. 委員会中継について

(1) 導入目的等

・導入目的

議会活動を広く多くの市民へ公開することで、議会及び市政への関心・理解を深めてもらい、市民に分かりやすく開かれた議会を目指す。

・開始時期

平成24年3月定例会から中継開始

(参考：本会議 平成17年6月定例会から中継開始)

(2) 主な導入経過（出典：相模原市議会説明資料から抜粋）

年	月	内 容
H 21	10月	議会運営委員会（委員会におけるインターネット中継の導入を検討していくことが確認された）
H 22	6月	議会運営委員会（事業概要の説明）
H 23	5～6月	委員会室修繕設計委託
	8月	議会運営委員会（詳細な運用方法や日程の説明）
	9月	議会運営委員会（工期の説明）
	10～11月	委員会室修繕実施
	12月	各常任委員会で試験放映実施
H 24	3月	3月定例会から放映開始（常任委員会）
	9月	9月定例会から放映開始（決算特別委員会分科会）
H 26	7月	議会運営委員会（放映対象の拡大を検討していくことが確認された）
H 27	5月	放映開始（議会運営委員会）
	6月	放映開始（特別委員会）
H 28	12月	インターネット中継のマルチデバイス対応（スマートフォン、タブレットで閲覧可）

(3) 放映対象（出典：相模原市議会説明資料から抜粋）

放映対象	開始時期
常任委員会	平成24年3月
決算特別委員会分科会	平成24年9月
議会運営委員会	平成27年5月
特別委員会 ※決算特別委員会は除く	平成27年6月
予算特別委員会分科会 ※予算特別委員会は除く	令和2年2月 (委員会設置に併せて開始)

- (4) インターネット中継を行わない委員会
- ・ 正副委員長の互選及び委員派遣の議決のみを行う委員会
 - ・ 中間報告書の作成に関わる特別委員会
 - ・ 議会の人事案件に関わる議会運営委員会
 - ・ 議事運営等で急遽開催される議会運営委員会
 - ・ 当該委員会においてインターネット中継を行わないと決定した場合

- (5) 放映の種類
- ・ ライブ中継
 - ・ 速報版（会議開催の翌営業日に公開）
映像に編集を施していないもの
 - ・ 録画放映（会議開催から約1週間後に公開）
発言者や内容ごとに映像の切り分け処理を行ったもの

(6) 設備の整備

① 導入経費

・ 設計委託	997千円
・ 委員会室修繕費	31,499千円
合 計	32,496千円

② 放映のために整備した場所

第1委員会室及び第2委員会室

③ 主な整備内容（既存機器含む）

- ・ カメラ（委員用3台，理事者用1台）
- ・ モニター（大型モニター1台，傍聴用モニター1台，卓上モニター1台，
操作用モニター1台）
- ・ マイク（卓上有線，ワイヤレス，天井マイク）
- ・ スピーカー
- ・ 機器収納架（制御用パソコン，録音機器，インターネット中継配信用パソコン等）

(7) 運用経費（令和5年度予算）※委員会室分のみ

内 容	契約方法	契約期間	金 額
A S P 使用料（※1）	一者随意契約	1年	488千円
放映システム機器賃借料（※2）	〃	5年（長期継続契約）	422千円
放映システムデータ調整委託	〃	1年	697千円
委員会室保守点検委託（※3）	〃	1年	2,030千円
合 計			3,637千円

※1 A S Pとはアプリケーションサービスプロバイダの略でソフトのレンタル事業者を指す

※2 機器はエンコーダPC，ルータ，無停電電源装置等

※3 委員会室のカメラ，モニター等を年4回の定例会開会前に点検

(8) 委員会開会中の運営，操作等

- ① 発言がある委員は挙手をする⇒委員長から指名
- ② 指名後，発言者がマイクのボタンを押す⇒マイクON，カメラが発言者にズーム
- ③ 発言終了後，再度マイクのボタンを押す⇒マイクOFF，カメラが委員長にズーム
- ④ 再度発言がある場合は①～③を繰り返す

※マイクのボタンを押すとマイクとカメラが自動で動く

※委員のボタンの押し忘れ等があるため，マイクのON・OFFについて事務局の補助あり

(9) 視聴件数（出典：相模原市議会説明資料から抜粋）

年度	H 29	H 30	R 元	R 2	R 3	R 4
ライブ中継	38,035	44,509	63,963	78,692	63,762	49,759
録画放映	13,879	14,063	16,974	22,511	13,406	17,455

※視聴件数は本会議・委員会の合算

※令和元年度以降の視聴件数の増加は，コロナ禍により傍聴を控えて中継を視聴する方が増えたのではないかとのこと。

(10) 委員会中継のメリット等

- ・市民の方が傍聴に来る必要がない。
- ・ライブで確認できる。
- ・いつでも，何度でも見ることができる。
- ・他都市の委員会中継は固定カメラが多いが，相模原市議会は発言者のズームが特徴

(11) 課題

① 経年劣化に伴う修繕増

平成23年度に導入してから10年以上が経過

- ・現機種 of 廃番により修繕用部品の調達が困難
- ・後継機種等への更新に伴う対応

（例：Windows 7から10への更新で起動しなくなるケースもある。）

② 修繕計画等の作成

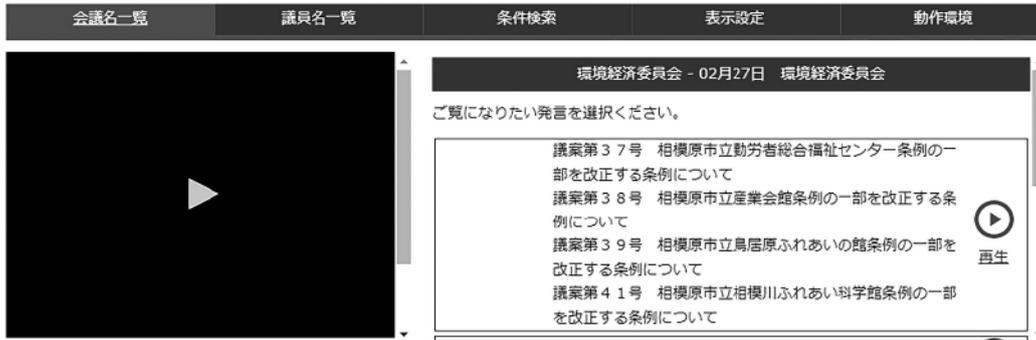
後継機種等に対応しているか検証するため，委託業者の協力が必要不可欠

③ 録画放映期間

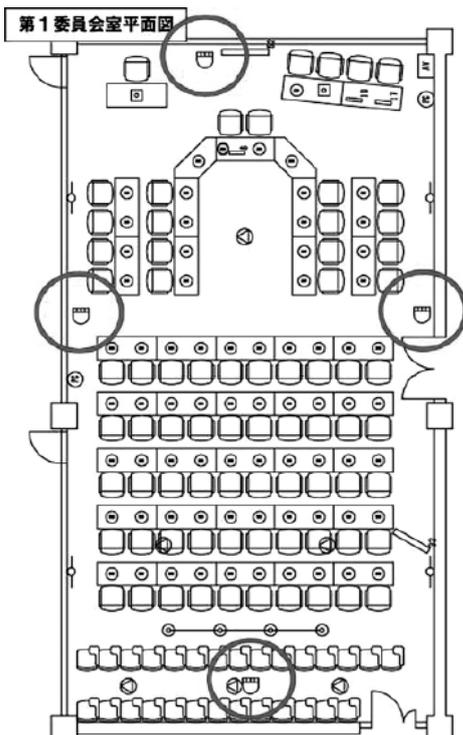
録画放映は，委託業者のサーバー容量の関係で過去5年分しか放映できない。

(12) 委員会録画放映画面（出典：相模原市議会HPから抜粋）

相模原市議会 議会中継



(13) 委員会室のレイアウト（出典：相模原市議会説明資料から抜粋）



AV設備 凡例

記号	名称
AY	機器収納架
⊙	天井スピーカー
○	ワイヤレスアンテナ
52	52型液晶モニター（天吊）
32	32型液晶モニター（天吊）
19	19型液晶タッチパネル
17	17型液晶モニター
8.4	8.4型液晶モニター
⊙	マスターターミナルユニット
⊙	メンバーターミナルユニット
⊙	ドーム型コンピネーションカメラ
Ⓜ	PCコンセント
Ⓜ	速記席録音端子（既設使用）

2. SNSの活用について

(1) 開始時期等

① 開始時期

・ F a c e b o o k 平成26年1月14日

・ I n s t a g r a m 令和2年11月1日

※市議会ホームページの開設（市ホームページから独立）のタイミングで、市議会 F a c e b o o k の運用を開始

② 運用

・市議会 F a c e b o o k 開設時のターゲットは中年層（35～64歳）を意識

・日常的な運用は議会局の職員が担当（議員が投稿することはない）

・投稿の都度、所属で記事や写真の内容について決裁の上、掲載

・広報（情報発信）としての使用に限定

・ F a c e b o o k ・ I n s t a g r a m とともに M e t a 社のブランドのため、1回で同時に投稿できる。

(2) 掲載内容の範囲（出典：相模原市議会説明資料から抜粋）

	項目	掲載内容	
1	本会議等の予定	市議会の日程等を案内 ※代表質問や一般質問の案内の場合、 質問者の顔写真を掲載 ※委員会開催の案内の場合、 委員会メンバーの顔写真を掲載	(委員会の場合の例) 
2	本会議等の結果	議会中継（録画）を案内 ※本会議や委員会の様子の写真を掲載 	
3	正副議長の公務	正副議長の活動についてお知らせ ※（例）面会の様子、協議会等への参加の様子の写真を掲載	
4	市議会だより	市議会だよりの発行等についてお知らせ ※発行日当日のお知らせだけでなく、市議会だよりの編集等を 協議する会議（広報会議）の様子の発信	
5	視察	行政視察についてお知らせ ※視察の様子の写真を掲載	
6	その他	議会での取組などについてお知らせ	

(3) 課題

・ SNS を活用した取組が市民にどれだけ伝わっているか見えにくい。

・ 議会 SNS で伝える内容は、どうしても本会議や委員会に関するものが中心になり、そのほかにどのような内容が考えられるのか今後も検討が必要

(4) 相模原市議会 SNS におけるフォロワーの現状（令和5年1月時点）

SNS	フォロワー数	男女比	多い年齢層	投稿を見ている人数 (直近1か月)
Facebook	2,545人	男性8割 女性2割	45～64歳	1,300人程度
Instagram	304人	男性7割 女性3割	35～54歳	200人程度

(5) SNSの特性（適当な情報・内容と主なユーザー属性）

【参考】相模原市総合メディア戦略推進課「SNSの活性化に向けた方針（R5.6）」より抜粋

	Twitter	Instagram	Facebook	LINE	YouTube
適当な情報・ 内容	短文で伝わる 内容	視覚的効果を使 った発信	長文で伝えたい 内容	日常生活に関わ る重要な内容	動画を使って視 覚や聴覚に訴え る発信
主なユーザー 属性	20代	10～20代 女性	30～40代	全世代	全世代

（出典：相模原市議会説明資料から抜粋）

（参考）相模原市議会 Facebook 画面（出典：相模原市議会 Facebook から抜粋）

相模原市議会議会局
7月21日 17:00

【鹿児島市議会様による視察】
7月20日、鹿児島市議会議会運営委員会の皆様が「議会改革・議会運営」についての視察のため、来庁されました。
お越しいただき、誠にありがとうございました。

○相模原市議会公式Instagram
<https://www.instagram.com/s.gikaikyoku/>
○相模原市議会公式フェイスブック
<https://www.facebook.com/s.gikaikyoku/>



相模原市議会議会局
1日

【新たなまちづくりに関する特別委員会の開催結果について】
8月9日（水）に新たなまちづくりに関する特別委員会が開催され、リニア中央新幹線神奈川駅設置に伴う橋本駅及び相模原駅周辺など、未来志向のまちづくりと経済政策に関する調査研究について、担当部局から提出された資料をもとに説明を受け、協議しました。詳しくは議会中継をご覧ください。

○相模原市議会 議会中継：
<https://smart.discussvision.net/.../Web.../rd/speech.html...>
○相模原市議会公式Instagram
<https://www.instagram.com/s.gikaikyoku/>
○相模原市議会公式フェイスブック
<https://www.facebook.com/s.gikaikyoku/>



3. 通年議会について

(1) 根拠法 地方自治法第102条第2項の規定に基づき、定例会を条例で年1回と定めている。

(2) 実施概要

① 趣旨

議会機能の強化，議会の活性化，市民意見の公聴機能の向上，緊急時における議会対応，専決事項への対応及び機動性のある常任委員会の開催を図る。

② 実施方法

従来は3月，6月，9月，12月定例会の日程・議事の流れを踏襲しつつ，年間を通じて会議を開くことができることとしている。

③ 定例会の回数及び会期

- ・定例会の回数は毎年1回とする。ただし，議員の任期満了及び議会の解散による一般選挙が行われる年はこの限りではない。
- ・会期はこれまで「毎年1月中の招集された日から同年12月の末日までの間で定める」としていたが，令和5年1月の議会運営委員会において開会及び閉会時期の見直しが行われ，現在は毎年5月に招集することとしている。
※議会改革検討会において，市民に分かりやすいよう会期を年度に合わせることとなり，改選もあったことから5月招集に変更となった。

④ 会議の種類と名称

- ・開 会 会 議：市長の定例会の招集により開く会議（会期の決定を行う。）
- ・〇〇月定例会議：2月，5月，8月，11月に定例的に開く会議
それぞれを3月，6月，9月，12月定例会議としている。
- ・第〇回臨時会議：上記を除き，臨時に開かれる会議

⑤ 定例会議の開催

議長により定例的に再開される。議会の再開公告は，本会議第1日の7日前（前の週の应当曜日）までに行われる。再開公告日の翌日に開催される議会運営委員会において，当該定例会議の予定案を協議・確認している。また次の定例会議予定日を伝え，併せて会議日程についても内定している。

⑥ 臨時会議の開催

議長は，必要があると認めるときは会議を再開することができる。

臨時会議の開催の請求については次のとおりとしている。

- ・議員定数の4分の1以上の者は，議長に対し会議に付議すべき事件を示して会議の再開を請求することができる。
- ・市長は，議長に対し会議に付すべき事件を示して会議の再開を請求することができる。
- ・前2項の規定による請求があったときは，議長は当該請求のあった日から20日以内（休日を含む）に会議を開かなければならない。
- ・臨時会議開催前6日以内に開催される議会運営委員会において，臨時会議の予定案を協議・確認する。

(3) 議会運営上の取扱い

① 一事不再議の取扱い（会議規則の改正）

今までの「会期」と同様に「会議」を異なる審議期間とし、同一会議中は議会で議決された事件は提出できないこととしている。

② 請願・陳情の取扱い（議事運営に関する主な慣例の改正）※導入前と運用上の変更なし

今までと同様に定例会議第1日前日までに受理したものは、定例会議2日目または3日目に上程して委員会に付託し、定例会議第1日以降に受理したものは、定例会議最終日の本会議に上程し、次の定例会議へ付託している。（3月以外は継続審査とする必要がない。）

③ 委任専決事項の指定について ※導入前に専決事項として認めていたものはそのままとしている。

地方自治法第180条第1項の規定により次の事項は市長において専決処分することができる。

- ・ 工事請負契約について、議決契約金額の1割以内の変更契約（契約変更額が、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に定める額未満のものに限る。）を締結すること。
- ・ 法律上、市の義務に属する損害賠償の額の決定で、当該決定に係る額が1,000,000円以下（交通事故に係るもので、自動車損害賠償保障法の適用を受けるものにあつては、同法に規定する当該保険金額の最高額の範囲内）のもの
- ・ 目的物の価額が1,000,000円以下（相模原市債権の管理に関する条例第2条第3号に規定する非強制徴収債権について履行を請求する場合にあつては、5,000,000円以下）の事件について、訴えの提起、和解及び調停を行うこと（次項に規定するものを除く）
- ・ 市営住宅に係る家賃若しくは駐車場の使用料の支払又は市営住宅若しくは市営住宅の駐車場の明渡しに係る訴えの提起、和解及び調停を行うこと。※令和3年3月24日に追加
- ・ 住居表示又は土地区画整理事業の実施に伴い、公の施設及び機関の位置の表示の変更に係る条例の改正を行うこと。
- ・ 法令の改正又は廃止に伴い、条例中の当該法令の題名、条項又は用語を引用する規定を整理する場合で、必然的に改正を要し、独自の判断をする余地がないときに限り、当該条例の改正を行うこと。

④ 発言の取消し又は訂正（会議規則の改正）

同一会議中に限り、議会の許可を得て発言を取り消しまたは議長の許可を得て発言の訂正をすることができることとしている。

⑤ 議案の送付（議事運営に関する主な慣例の改正）

市長から提出される議案は、定例会議及び臨時会議のための議会運営委員会開催日に議員に配付する。何らかの事情で後日送付される議案は、その議案が審議される日の原則3日前までには配付している。

⑥ 委員の選任、辞任の取扱い（委員会条例の改正）

今までの「閉会中」と同様に「休会中」も常任委員及び議会運営委員の任期満了に伴う選任を除き、議長が指名により常任委員、議会運営委員、特別委員の選任および常任委員会の所属の変更ができることとする。また、議会運営委員及び特別委員が「休会中」に辞任しようとするときも、議長の許可で辞任できることとしている。

⑦ 会議録の作成

今までと同様に定例会議の採決日を区切りとして年に4回調整し作成している。

(臨時会議があった時は、次の定例会議と一緒に作成する)

(4) 一会期制のイメージ (出典：相模原市議会説明資料から抜粋)

※ 3月定例会議の最終日が閉会の場合



(5) 一会期制を導入した成果と課題

① 成果

○会期中は議長の権限で本会議を再開でき、機動性のある議会運営が可能になった。

・臨時会議の開催実績

平成 26 年定例会第 1 回臨時会議：地方税法の改正

平成 28 年定例会第 1 回臨時会議：国民生活センター地方移転に関わる意見書の議決

平成 30 年定例会第 1 回臨時会議：地方税法の改正他 3 議案 (※)

平成 31 年定例会第 1 回臨時会議：指定管理者の指定

令和 2 年以降はコロナ対策の補正案件等のため臨時会議の開催が増加

(令和 2 年：4 回，令和 3 年：4 回，令和 4 年：2 回)

※通常，条例改正議案の提出については国の改正法の公布後に行うが，年度末の法改正については臨時会議の開催日までいとまがなく，議員が十分な審議を行うための時間を確保できないことから，改正法の可決・成立をもって議案の提出ができるものとした。

「議事運営に関する主な慣例について (申合せ)」中，項目「議案の送付について」に定める際の議運での協議結果及び申合せ事項 ※下線部分が申合せ事項

公布は，成立した法を一般に周知させる目的であり，改正法は両議院での可決をもって成立し，立法者の意思として引用する法は明らかであることから，年度末の法改正に基づく条例の改正で，かつ，施行期日が翌年度当初と限定されている場合には，十分な審議の時間を確保する観点から，改正法の可決・成立をもって議案の提出 (法律番号は空欄) ができるものとし，市議会を開催する。ただし，その都度，議運において確認する。

○3月中旬から4月の閉会中を除き，地方自治法第179条に基づく専決処分の承認がなくなった。

・今までいとまがないということで市長専決が行われていた議案に対して，議会で審議し議決することにより議会機能の強化・活性化につながった。

○閉会中ではなく、休会中なのでいつでも常任委員会が開催できる。

・喫緊の行政課題に対して所管事務等の調査を議決し、委員会を開催して調査することができるようになった。

※ただし、現在まで休会中の委員会開催の実績はない。

② 課題

○行政視察や政務調査活動等に専念できる期間の確保が必要である。

○一会期制のさらなる検証が必要である。

○年度末の条例改正への対応が必要である。

○臨時会議の出席理事者については、そのつど議運において確認することとした。

総務環境委員会行政調査報告から

【八戸市】

プラスチック分別回収実証事業について

1. 実証事業を行った経緯

(1) 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行

令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、プラスチックの分別回収及び再商品化は市町村の「努力義務」となった。

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」抜粋
(地方公共団体の責務)

第6条 市町村は、その区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、市町村に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えるよう努めなければならない。

3 都道府県及び市町村は、国の施策に準じて、プラスチックに係る資源循環の促進等に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(2) 「循環型社会形成推進交付金交付要綱（令和4年度）」

循環型社会形成推進交付金とは、市町村が、廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設整備を計画（循環型社会形成推進地域計画）し、計画に位置づけられた施設整備に対し交付金を交付するものである。

八戸市では、今後、最終処分場等の更新が必要になるが、交付対象事業を実施しようとする市町村は、プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容等を地域計画に記載し、大臣に提出しなければならず、プラスチックの分別回収及び再商品化が「実質義務化」された。

「循環型社会形成推進交付金交付要綱」抜粋

第8 地域計画の提出等

1. 交付対象事業を実施しようとする市町村は、次に掲げる事項を掲載した地域計画を作成し、当該計画を環境大臣に提出しなければならない。なお、一般廃棄物処理計画をもって代える場合は、これらの事項が一般廃棄物処理計画に記載されていること。

(1) 地域の循環型社会を形成するための基本的な事項

ア 対象地域

イ 計画期間

ウ 基本的な方向

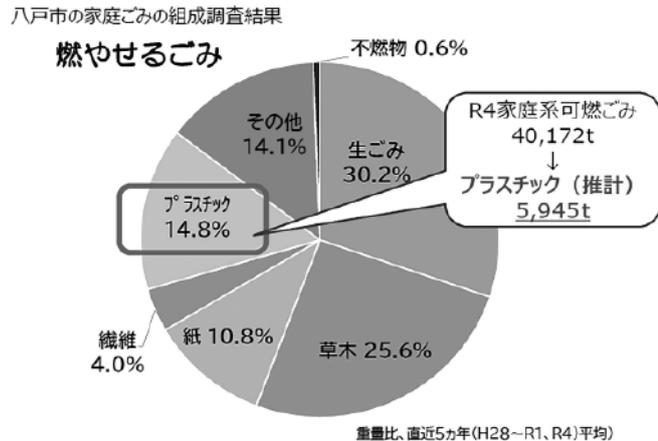
エ ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

オ プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

2. 八戸市におけるプラスチックの処理の現状

(1) 家庭ごみの組成調査結果

八戸市における平成28年から令和元年、4年の平均の重量比では、14.8%をプラスチックが占めている状況である。4年の家庭系の可燃ごみが40,172トンであることから、プラスチックは、重さにすると約6千トンと推計される。



(2) プラスチック処理の現状

八戸市においては、現状プラスチックは容器包装・製品を問わず分別回収を実施しておらず、「燃やせるごみ」として分類し、基本的に全て焼却しており、焼却処理で出された排熱をエネルギーとして利用するサーマルリサイクルを行っている。プラスチックを分別していないため、既存のごみ処理施設には、プラスチックを処理するための建屋及びプラスチックをストックするためのヤードがない状況である。

また、プラスチック資源循環促進法（第32条）に基づき、容器包装リサイクル協会に処理を委託するためには、バール化（プラスチックの圧縮・梱包を行う工程）が必須であるものの、バール化のための設備がないことから、八戸市においては、新たに処理施設を整備する必要があり、そのためには維持管理費及び収集運搬費とは別に概算で約3.2億円かかる状況である。

一方で、静脈産業※を含む様々な産業が集積している地域特性を有していることから、市内の立地企業で構成される「あおもりエコタウン」を活用し、プラスチック資源循環促進法（第33条）に基づき、バール化が不要な再商品化の大臣認定または独自処理ができないかを検討した。

※静脈産業・・・生産・消費活動から排出・廃棄される不要物を回収し、再生利用・再資源化や適正な処分を行う産業

3. 実証事業の概要

(1) 実証事業のスキーム

回収期間：令和4年10月17日から12月23日

回収場所：小中野公民館及び江陽公民館

※一戸建て、共同住宅、単身世帯比率が市平均に近い2地区を選定。対象地域の世帯数は市全体の約7%。住民説明会を1地区当たり昼、夜の2回実施

回収対象：一辺が50cmを超えない100%プラスチック製のもの
(汚れが付着しているものは除く)

排出方法：公民館の玄関に設置した回収ボックスへ投入

※指定袋はなく、プラスチックごみをそのまま入れるか、ポリ袋等でまとめて投入

回収方法：市職員が毎日回収

支援事業：環境省「プラスチックの資源循環に関する先進的モデル形成支援事業」を活用。支援内容は、組成調査、経済性・CO₂削減効果の試算等

周知チラシ

JAPOGOZON への中野地区・江崎地区の皆様へ

プラスチックごみ回収実証事業へのご協力をお願いします!

八戸市では、地域内でのプラスチックの資源価値を日増しに、プラスチックごみの回収・リサイクルの実証事業を行います。つきましては、次のごり詳細に回収しますので、地域の皆様には、プラスチックごみの分別と排出についてご協力をお願いいたします。

【回収期間】
令和4年10月17日(月)から12月23日(金)まで

【回収場所】
①小中野公民館(中野町5丁目2-17)
②江崎公民館(江崎2丁目18-34)

【回収対象】
一辺が50cmをこえない100%プラスチック製のもの
(汚れが付着していないものに限る) 産物に例があります

【排出方法】
公民館の空欄に設置した回収ボックスへ投入
回収ボックスは、回収日当日まで回収ボックスに投入し、ボックス等でまとめて投入してください。

説明会を開催します!

小中野公民館 2階 ふれあいホール
10月17日(月) ①14時～ ②19時～

江崎公民館 1階 小ホール
10月19日(水) ①14時～ ②19時～

(※必ず、各回収ボックスに30～40分程度の手立てを、必ずおこなってください。ぜひ、回収対象になりそうなプラスチックごみを回収ボックスに投入し、一緒にプラスチックの回収をしてみませんか!)

※回収したプラスチックは、東の資源回収工場にてカーボン炭でリサイクルされ、製品になります。

八戸市環境部 環境政策課 Tel:43-9362 Mail:kankyosei@city.hachinohe.aomori.jp

令和4年10月17日から12月23日まで
プラスチックごみリサイクル実証事業にご協力をお願いします!

「一辺が50cmをこえない100%プラスチック製」で「汚れが付着していない」ものが対象です。
 ◆特に、食品容器はきれいに洗っていただいたものは回収対象となりますが、水ですすいで汚れやにおいが落ちないものは通常の「可燃ごみ」へ出してください。
 ◆金属などを含む場合は、金属などの部分をはずすことができたものは回収対象となります。

回収対象となるプラスチックごみの例

(軽薄包装プラスチック) 食品の容器・ペットボトル	(食品プラスチック) 文具用品・おもちゃ等 容器用品・調理容器 園芸用品・洗濯用具等 ふた・ラベル等 日用品等
------------------------------	------------------------------------------------------------------------

次のものは入れないでください!

のび紙製・発泡の容器類のもの (例) リヤクム電器やライターなど	刃物類 (例) はさみやカッター・ナイフなど	金属を含むもの (例) 缶や蓋など	ゴム・シリコンなど (例) ゴム手袋や輪ゴムなど	発火・爆発の危険があるもの (例) 乾電池やライターなど
-------------------------------------	---------------------------	----------------------	-----------------------------	---------------------------------

八戸市環境部 環境政策課 Tel:43-9362 Mail:kankyosei@city.hachinohe.aomori.jp

回収ボックス (右側)

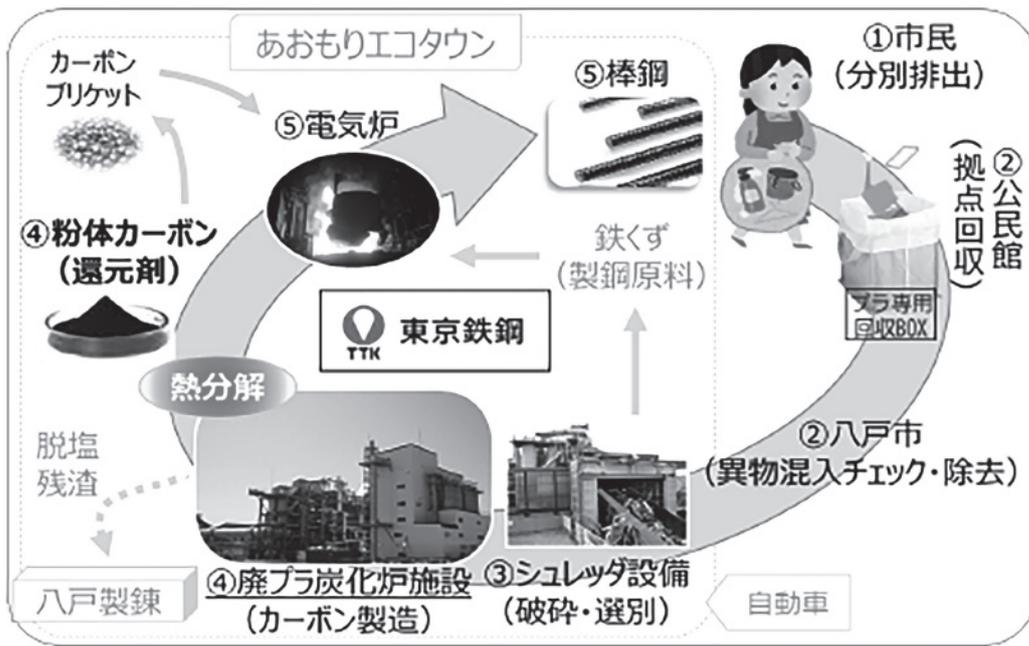


回収の様子



(2) 分別回収及び再商品化のスキーム

東京鉄鋼株式会社八戸工場においては、自動車由来の廃プラスチックの処理と併せて、産業廃棄物として回収された廃プラスチックの処理を行っている。回収したプラスチックを同工場へ搬送し、シュレッダー施設で破碎した後、廃プラスチック炭化炉施設で、約4時間かけて回転しながら蒸し焼きにすることで、プラスチックは熱分解され、粉体カーボン(還元剤)が作り出される。作成された粉体カーボンはブリケット状に固められ、同工場内の電気炉で鉄を製造するための還元剤として使用される。



○実証実験の様子



①保管施設で保管後、搬送



②シュレッダー設備で破碎・選別



③炭化炉施設の熱分解ドラムで4時間回転し蒸し焼き



④熱分解後、粉体カーボンがブリケット状に成型され、電気炉で還元剤として使用

(3) 実証事業の結果

- ① プラスチック回収量：1,450kg（68日間）
- ② 組成調査結果
 - 【湿重量比】 プラ製容器包装57%，製品プラ42%
 - 【容積比】 プラ製容器包装78%，製品プラ19%
 - 【プラ樹脂の種別（湿重量）】 ポリプロピレン（PP）60%，ポリスチレン（PS）14%，ポリエチレン（PE）13%，ポリエチレンテレフタレート（PET）10%
- ③ 還元剤の品質：良好
- ④ 経済性と環境への影響分析及び事業の効果
 - 【事業費】 プラス6.3%
 - 【CO₂排出量】 マイナス1.9%
 - 【ごみ量削減効果】 マイナス120 t / 年

○回収された主なプラスチック



容器包装



台所用品

○回収対象外のもの



紙類等



使い捨てマスク

4. 課題・今後の取組

(1) 課題

- ①再商品化手法が交付金の要件を充足するか。
- ②容積が大きい（15m³/日を想定）ため，市民にどこでどのように排出してもらい，どのような頻度で回収すべきか。
- ③異物の除去を誰がどこでどのように行うのか。
- ④上記を経済と環境の両面から，いかに合理的に実現させるか。

(2) 今後の取組

- ①プラスチック資源循環促進法（第33条）の大臣認定を目指し，環境省と相談
- ②民間施設における拠点回収の実現可能性を検討
- ③異物除去方法について廃棄物処理業者と検討
- ④上記を解決次第，全市における展開（交付金対象事業終了後から1年以内が目安）

【台東区】

食品ロス削減推進の取組について

1. 台東区食品ロス削減推進計画の策定に至った背景・経緯

(1) 国際的な動き

国際的な食品ロス削減への関心は、気候変動や飢餓の撲滅への対応など、持続可能な社会づくりの側面から高まっており、平成27年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」でも「目標12. 持続可能な生産消費形態を確保する」において「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の1人当たりの食料廃棄の半減」が国際目標として設定されている。

(2) 国の動き

国は、令和元年10月に「食品ロス削減推進法」を施行し、2年3月に閣議決定した「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」の中で、「平成12年度比で令和12年度までに食品ロスの量を半減させる」ことを目標として掲げている。また、食品ロス削減推進法では都道府県や市町村においても「食品ロス削減推進計画」を策定することを求め、食品ロスの削減が社会全体で「国民運動」となるよう機運の醸成とその定着に努めることとしている。

2. 台東区食品ロス削減推進計画の策定（令和3年3月）

台東区では、令和3年3月に台東区食品ロス削減推進計画を策定（台東区一般廃棄物処理基本計画に包含）し、区民・事業者・来街者・行政が、相互に連携・協力し、食品ロス削減の取組を進めている。〔計画期間：令和3年度～12年度の10か年計画〕

(1) 台東区食品ロス削減推進計画の基本理念

台東区食品ロス削減推進計画は、「みんなで食べものを大切にする世界の実現」を基本理念とし、幅広い世代に親しみやすいスローガンとして「～おいしく食べて、たのしく解決～」を掲げている。区民、事業者、来街者、関係団体、区など相互に課題を共有し、アイデアを持ち寄り、連携・協力の下、台東区らしい食品ロス削減の取組を推進し、食べものを大切にする世界の実現を目指している。

(2) 食品ロス削減推進の基本方針

基本理念の実現に向け、3R+Sを基本原則とした3つの方針を食品ロス削減推進の基本方針と定めている。

【基本方針1】リデュース（発生抑制）の取組

まだ食べることができる食品を廃棄しない「リデュース（発生抑制）」に優先して取り組むもの。

〔施策〕

- ・教育及び学習の振興、普及啓発
- ・食品関連事業者等の取組に対する支援

〔主な取組の内容〕

- ・（仮称）食品ロス削減クッキングの日の創設

- ・リサイクル協力店制度の見直し
- ・新たなツールを活用した食品ロス削減の取組の促進

【基本方針2】リユース（再使用）とリサイクル（再生利用）の取組

食品を必要としている人へ届ける「リユース（再使用）」「リサイクル（再生利用）」に取り組むもの

[施策]

- ・未利用食品を提供するための活動への支援等

[主な取組の内容]

- ・フードドライブの実施

【基本方針3】サステナブル（持続可能）な取組

基本方針1, 2を「持続可能な取組（サステナブルマネジメント）」として行うことで食品ロスを削減し、みんなで食べものを大切にする世界の実現を目指すもの

[施策]

- ・計画の推進体制
- ・情報発信・情報共有の推進
- ・調査・研究の推進

[主な取組の内容]

- ・台東区廃棄物減量等推進審議会の開催
- ・リサイクル協力店制度の見直し
- ・新たなツールを活用した食品ロス削減の取組の促進
- ・調査・研究の実施

(3) 数値目標

指標	定義	令和元 (2019)年度 基準年度	令和7 (2025)年度 中間年度	令和12 (2030)年度 目標年度
区民1人1日あたりの食品ロス排出量	区内の家庭から排出した区民1人1日あたりの食品ロスの量	約52g/人日	約39g/人日	約26g/人日 半減を目指す
食品ロス削減の取り組みを実践している区民の割合	食品ロスの課題を認識し、削減に向けて何らかの取り組みを行っている区民の割合	・「本格的に実践している」5.9% ・「出来る範囲で実践している」83.2%	100%を目指す	100%を目指す

3. 台東区における食品ロス削減に向けた具体的な取組

(1) フードドライブ常設窓口（開設：令和4年10月）

フードドライブとは、家庭で余っている食品（レトルト食品や缶詰など）をイベント会場や学校、職場などに持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンク団体などに寄付する活動であり、食品ロスの3つの分類である「直接廃棄」、「過剰除去」、「食べ残し」のうち、「直接廃棄」（手つかず食品）削減への効果が期待できる。

① 経緯と目的

- ・台東区においては、燃やすごみの1割が食品ロスであり、その中で最も多かったものが手つかずの食品であった。
- ・これまでイベント時や環境月間（6月）期間限定で実施していたが、区政サポーターアンケートの調査結果や食品提供者から常設化の要望があった。



さらなる「食品ロス削減の推進」と「手つかず食品の有効利用」を図るため、常設窓口を設置

② 事業概要

ア 受付方法

常設窓口の設置による通年受付

清掃リサイクル課職員による対面での受け取り（家庭内での保存方法や賞味期限の確認等）

イ 受付食品例

穀類（米、麺類等）、フリーズドライ食品、保存食品（缶詰、離乳食、佃煮等）、防災食、調味料各種、乾物、インスタント食品、レトルト食品、飲料、ギフトパック（贈答品、お供物等）、お菓子

※賞味期限の記載があり、賞味期限が2カ月以上あるもの

冷蔵・冷凍食品、生鮮食品は受け付けない

包装や外装が破損していない未開封のもの

介護用の食品、医薬品は受け付けない

食品表示がラベル等で日本語表記されているもの

酒類及びノンアルコール飲料は受け付けない

ウ 提供先

台東区フードパントリー運営団体支援事業補助金交付団体

台東区フードパントリー運営団体支援事業補助金は、食の支援を行う団体が食糧支援を必要としている子育て世帯に対して実施するフードパントリー事業に要する経費の一部を補助することにより、同事業の充実を図り、もって子育て世帯の経済的負担を軽減することを目的としている。

対象となる事業は、月に1回以上フードパントリーを開催、1回につき10名以上が参加できることなどで、台東区内に居住している子供及びその保護者を対象としている。

フードドライブ常設設置はじめました

「もったいない」を「あしがら」へ

フードドライブ

にご協力ください

好きではない頂き物や多量にあるものなど、ご家庭で不要な食品、使わずに集まっている食品があれば、お持ち帰りください。お持ちいただいた食品は支援団体などを通じて、食の支援が必要な方々にお渡しいたします。

ご提供いただきたい食品例

- ※常温保存で未開封、賞味期限が2か月以上あるもの
- ※乾麺(お米、雑穀等) ※フリーズドライ食品 ※お菓子
- ※保存食品(缶詰、離乳食、固形等) ※防災食等
- ※調味料各種(食用油、しょう油、ソース等) ※清涼食
- ※乾物(のり、豆等) ※インスタント食品、レトルト食品等
- ※飲料(ジュース、コーヒー、お茶、紅茶等)
- ※ギフトパック(お菓箱、お中元、贈答品、お供物等)

食品表示、賞味期限の無いもの、冷蔵・冷凍食品、生鮮食品は受けできません

受付時間：午前8時30分～午後5時
※土日・祝日・年末年始は受け付けていません

受付場所：台東区役所清掃リサイクル課
(本庁舎6階5番窓口)

◆日本では、年間食べられるのに捨てられてしまう食品ロスが年間522万トン発生
◆台東区では、既に一人あたり1日30gの食品ロスが発生
◆全国にもっと多くの食品が食べられるようにしています

【問合せ】台東区 清掃リサイクル課 ☎ 5246-1018

提供品 (令和4年12月 (過去最高))



③ 実績 (令和4年10月以降)

提供品リスト					
月	数量	重量 (kg)	人数	区内	区外
10	216	49.2	17	11	6
11	184	53.4	13	13	0
12	352	115.1	32	30	2
1	293	81.55	27	27	0
2	57	13.4	8	7	1
3	147	41	15	11	4
合計	1249	353.65	112	99	13

提供品リスト					
月	数量	重量 (kg)	人数	区内	区外
4	137	38.6	12	12	0
5	332	67.6	25	21	4
6	139	40.4	16	14	2
7					
8					
9					

(2) 食品ロス削減 無人販売機「fuubo」の設置

「fuubo」とは、食品ロス削減を目的とした非対面・非接触・キャッシュレスの無人販売機で、パッケージ変更・賞味期限間近などの理由で流通できなくなったフードロス商品をお得に商品購入できるサービスであり、フードロス商品が消費者の手に渡り消費されることで、廃棄されるはずだった食品が焼却されずに済み、食品ロス削減とCO₂削減につながる。

① 経緯と目的

- ・令和4年7月の新聞において、「fuubo」が掲載 (JR中央線沿線では、既に設置が進んでいた)
- ・「fuubo」を開発したZERO株式会社の所在地が台東区





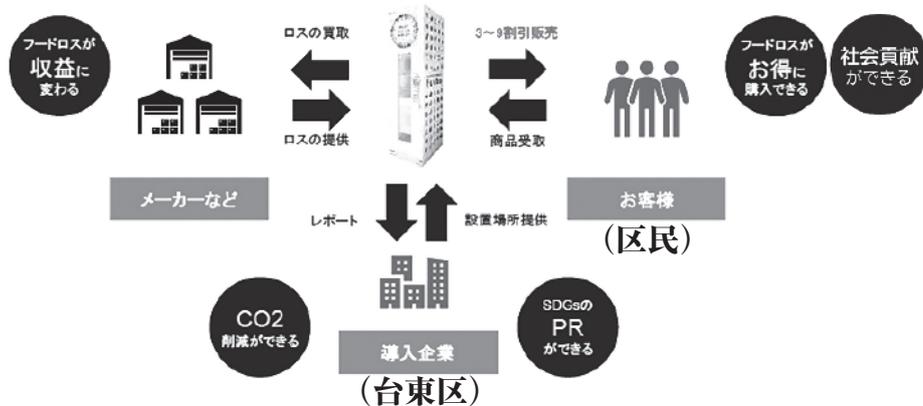
食品ロス削減のための新たなツールとして、令和5年4月に都内自治体で初となる「f u u b o」設置

② 設置に向けた取組

- ・ Z E R O株式会社と「食品ロス及びCO₂排出削減の推進に関する協定」の締結
- ・ 設置場所の調整
- ・ 2者の連携事項（主な具体的内容）
 食品ロス削減量・CO₂排出削減量の報告
 環境教育（SDGs教育旅行，区内学校での授業など）
- ・ 区内事業者の食ロス商品を募集

③ 事業概要

店頭と並べることのできない商品をメーカー希望小売価格より安く買い取り，無人販売機「f u u b o」に入れることで，消費者は3～9割引の価格で購入することができる。
 消費者は商品をお得に購入することができ，同時に食品ロス削減という社会貢献をすることもできる。



○利用方法

ア 商品を購入する

専用のWEBサイトから「f u u b o」が設置されている場所と商品を選択し，オンライン決済にて購入

イ 「f u u b o」に行く

購入が完了すると，商品受け取りのURLがメールで届く。

ウ 商品を取り出す

URLを開くとカメラが立ち上がり，「f u u b o」に貼付されているQRコードを読み取るとロックが解除される。



④ 実績と効果

ア 実績

- ・台東区内の食品製造事業者2社と提携 ※現在うち1社が提供
- ・「f u u b o」販売個数 約500個（販売期間3カ月）
- ・販売品は、お菓子、パン（賞味期限の長いもの）、備蓄品、カップラーメンなど

イ 効果

- ・意識啓発（食品ロスを考えるきっかけ・購入そのものが行動）
- ・プレスリリース後の反響
TV, 新聞, 地域の機関紙・情報誌など
- ・食品ロス削減（区内事業者）・CO₂削減

【さいたま市】

AIを活用した移動支援について

1. コミュニティバス等導入ガイドライン

(1) ガイドライン策定の経緯

さいたま市では、「集約・ネットワーク型都市構造を支えるアクセス性の高い交通体系の構築」を実現するため、鉄道・路線バスとコミュニティバス等を組み合わせ、一体的な公共交通ネットワークの構築と提供を目指している。

このうち、コミュニティバス等には、市内の交通空白・不便地区の解消等が期待されており、コミュニティバス等の運行にあたっては、市民（地域の方々）自らが『守り』、『育てる』ことが望まれている。

市民（地域の方々）が住んでいる地域にコミュニティバス等の運行が必要と考えたときに、市民（地域の方々）、市、事業者が協働して、地域生活に役立ち、利用され続ける公共交通を検討するための手引書として、平成23年3月に「コミュニティバス等導入ガイドライン」を策定した。



(2) コミュニティバス等のコンセプト

さいたま市には、南北方向に運行する鉄道路線を結ぶ形で、主に東西方向に多くの路線バスが運行されており、市民の生活の足として重要な役割を担っている。市内の交通空白地区・不便地区を解消するコミュニティバス等を導入する場合、市民生活の足を担う既存のバス路線と競合しないよう配慮して計画することが必要である。路線バスと競合する路線にした場合、既存の路線バス利用者を奪う結果になり、かえって路線バスの減便や撤退を招く可能性がある。

路線バスとコミュニティバス等の相互が持続可能な交通体系を構築するため、コミュニティバス等を『路線バスが不十分な地域へ導入する補完交通』に位置づけた。



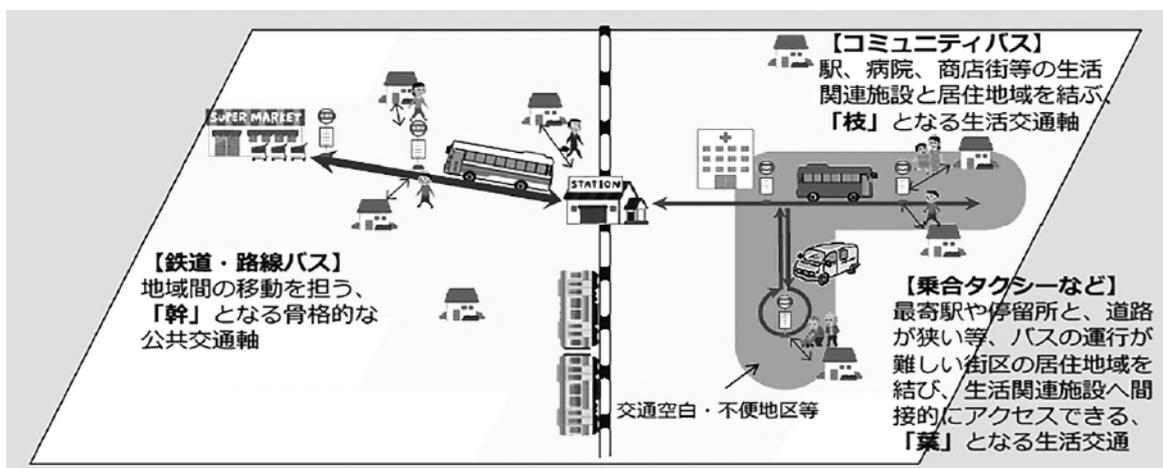
コミュニティバス（定員数 28～35 人※）

※定員数は例であり、運転手を除く人数



乗合タクシー（定員数 9 人※）

公共交通ネットワーク全体の中のコミュニティバス等の役割



- ・ 鉄道や路線バスを補完し、地域内の公共交通ネットワークを形成
- ・ 交通空白地区・交通不便地区等の解消
- ・ 高齢者や子育て層など、誰もが利用しやすい交通サービス
- ・ 駅、病院、商店街（スーパー、商業施設等含む）、金融機関、区役所などの生活関連施設へのアクセス
- ・ 利用者と市が費用分担する持続可能な地域交通サービス

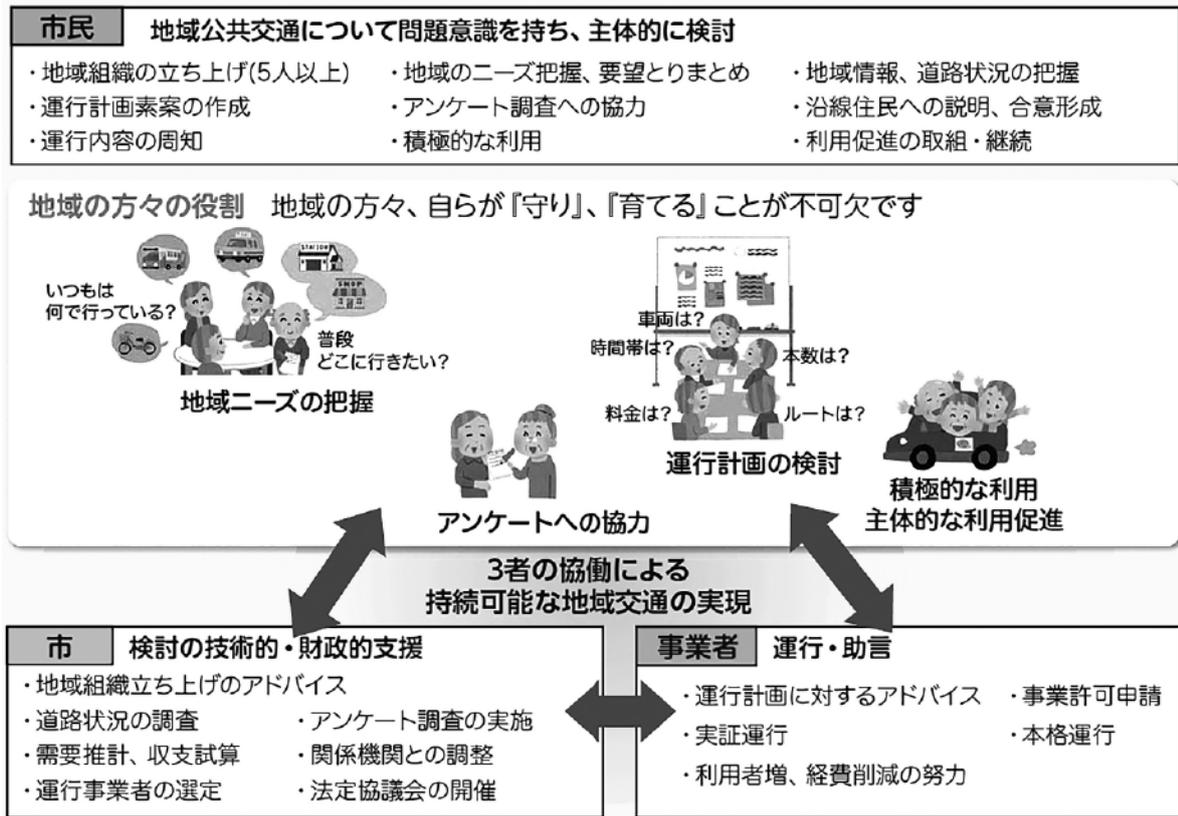
(3) コミュニティバス等のサービス方針

コミュニティバス等のサービス方針は、現在運行しているコミュニティバスの方針を基本としつつ、運賃、運行頻度、時間帯などについては、運行ルートの特徴を考慮し、下記の方針を参考に運行計画を検討する。この方針は、サービス水準の目安であり、地域にとって使いやすく、コンセプトに適した内容であれば、柔軟に設定することができる。

①運賃体系	<ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニティバスは、路線バスと同様の対距離運賃を基本とする。 ・ 乗合タクシーは、定額制を基本とする（運行計画により設定）。 <p>[障害者、子供（小学生）は、大人運賃の半額（10円未満切り上げ）]</p>
②運行頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運行間隔は1時間に1本程度を基本とする。 <p>[毎時間同じ時刻（毎時同分）に発着する「ラウンドダイヤ」が便利]</p>
③時間帯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 7時台～18時台までの運行を基本とする。
④運行日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平日運行を基本とする。[休日は、沿線の主要施設等への交通ニーズを調査して、需要が見込める場合に検討]
⑤運行システム	<ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニティバス、または乗合タクシーなどとする。[地域ニーズや道路状況、車両定員数などを考慮して、運行計画により設定]

(4) 検討主体と役割分担

地域公共交通の充実には、市民（地域の方々）、市、事業者が協働で取り組むことが重要である。地域のことを最も知っている市民が中心となり、問題を共有し、コミュニティバス等を市民自らが『守り』、『育てる』ことが不可欠である。市民が主体的に取り組めるように、市や事業者が積極的に支援を行っている。



(5) コミュニティバス等導入の状況

① コミュニティバス

平成15年4月の政令指定都市移行に伴い、西区、見沼区、桜区、南区の4新設区役所へのアクセス手段として導入。その後、北区（17年8月）、岩槻区（19年1月）に導入し、現在6区で運行している。

② 乗合タクシー

地域ニーズや道路状況、車両定員数などを踏まえ、コミュニティバスの運行が難しいとされる地域では、最寄り駅・病院・商店街・金融機関・区役所などの生活関連施設へのアクセス手段として、乗合タクシーを導入。

23年12月に岩槻区和土地地区、25年2月に西区指扇地区の2地区で実証運行を開始。その後、見沼区大砂土東地区、見沼区片柳西地区（ともに29年8月）、岩槻区並木・加倉地区（31年1月）、北区吉野町地区（令和3年4月）、桜区大久保・中央区西与野地区（3年9月）に導入し、現在7地区で運行している。

2. AIデマンド交通実証実験

AIデマンド交通とは、定められた運行エリアを予約状況に合わせて、AIが最適なルートを選択し、乗合で運行する交通システムである。

(1) 柏崎・美幸町地区チョイソコさいたまいわつき号

① 導入背景

交通空白地区等である両地区から乗合タクシー導入の要望があったが、地元が行ったニーズ調査結果から、実証運行が可能な収支率に満たない状況であった。埼玉トヨペット（株）より、地域の移動支援をはじめとする地域貢献を行うため、「トヨタモビリティ基金」を活用した助成事業として、乗合交通導入の提案あり。（令和元年度）

助成事業の目的と、市が抱える課題（交通空白地区等の移動手段確保）が一致したことから、埼玉トヨペット（株）と市が連携し、「AIを活用したデマンド型乗合交通」の実証実験を実施した。（令和3、4年度）



② 導入・利用促進等の実施状況

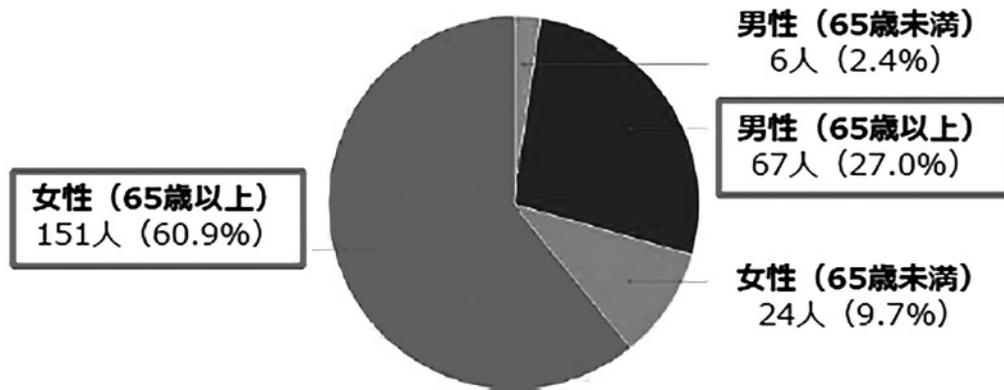
- ・「コミュニティバス等導入ガイドライン」に準じて、路線バスの補完交通として導入
- ・行先（停留所設置場所）は、地元要望を踏まえ決定
 - 地域組織がニーズ把握調査を実施
 - 停留所設置は地元が地先交渉
- ・愛称「チョイソコさいたまいわつき号」は、地元要望を踏まえ決定
- ・利用促進は、地元（地域組織）が、チラシ配布や乗車会等を主体的に実施

③ 実証実験の概要

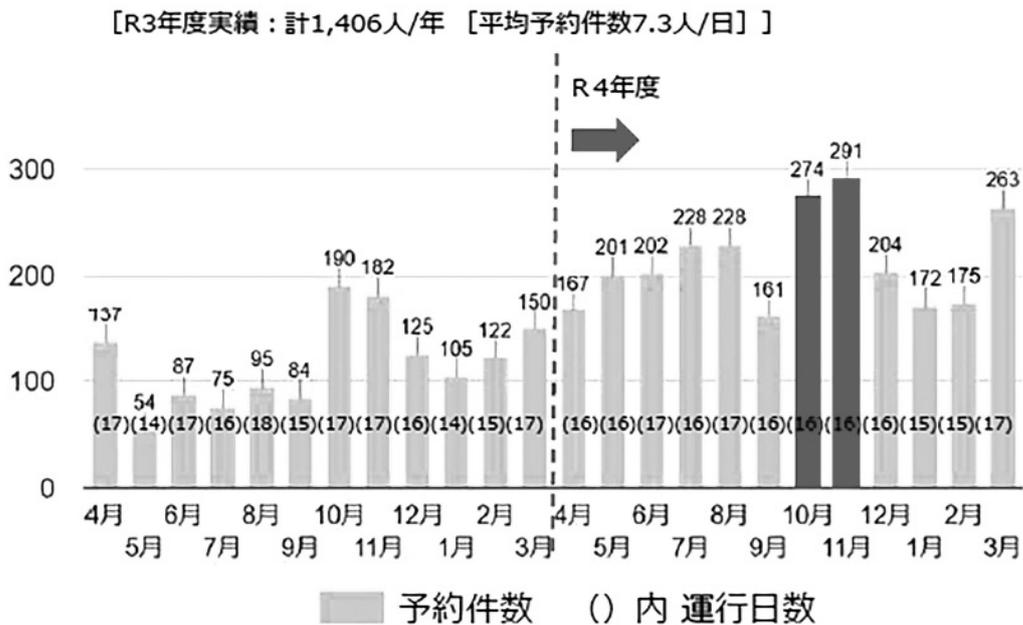
対象地区	岩槻区柏崎地区・美幸町地区
運行日時	月・火・木・金曜日8:30～17:00 ※祝日、年末年始は運行なし
車両数	1台
目的地停留所	38箇所（+4箇所）※地区により行先は異なる、重複を含む
予約方法	電話、またはWEB予約
運賃	300円 ※路線バス結節点停留所での乗降は100円
運行事業者	株式会社岩槻タクシー

④ 令和4年度利用状況

- ・登録者数 1,171人（うち利用経験者数293人 25.0%）
 [3年度 1,086人（うち利用経験者数168人 15.5%）]
- ・利用者の属性 高齢者（65歳以上）の割合 87.9% [3年度 88.6%]



- ・予約件数（利用者数） 計2,566人／年 平均予約件数 13.3人／日
 [3年度 1,406人／年 平均予約件数 7.3人／日]



- ・乗合率 1.47人／便
- ・予約希望時間との差異：±0分（71.1%）[3年度 78.7%]
- ・キャンセル率 16.8% [3年度6.2%]

⑤ 課題等

- ・予約件数の増加に伴い、希望どおり予約を取ることができない割合が上昇している
- ・予約のキャンセル率が上昇している

(2) 美園区みそのREDタクシー

① 導入背景

さいたま市の“副都心”の1つ「美園地区」では、埼玉高速鉄道線「浦和美園駅」を中心に土地区画整理事業を核とした新市街地づくりが進行中であるが、まちの発展・成熟に伴う人口・土地利用等の変化や、新型コロナ危機も契機に一層の多様化が見込まれるライフスタイルや地域ニーズ等に柔軟に対応しながら、郊外住宅地に典型的な過度な自家用車依存から脱却し、低環境負荷で、誰もが移動しやすい域内交通体系の構築が重要なまちづくりの課題となっている。

そこで、市内のスマートシティ施策の推進を目指す「さいたま市スマートシティ推進コンソーシアム」では、既存交通を補完し、多様な地域ニーズに柔軟に応えながら〈脱クルマ依存型生活行動〉を支える移動手段として、AIシステムを用いたオンデマンド交通サービスの実証運行を進めており（第1期：令和3年3～4月、第2期：令和3年12月～4年2月）、第3期実証運行を令和4年10月24日から5年2月12日にかけて実施した。

第1期実証運行にて本サービス形態の受容性等が一定程度確認されたことを受け、第2期実証運行では、より利用シーンに直結したサービス設計として乗降場所・運行時間等の改善や、定額料金制や乗車インセンティブ付与等の試行・検証を実施したが、サービス実装に向けては、利用者増加・稼働率向上による一層の収支改善等が課題として把握された。

そこで第3期実証運行では、第2期実証運行時のサービス内容を基調としつつ、サービス精度向上・稼働率向上等による利用者数増・利用料収入増を狙った施策の試行・検証を行い、また並行して、第2期実証時に試案したファイナンスモデルの実フィールドでの試行・検証も実施した。

今回の第3期実証運行での各種検証を踏まえ、郊外住宅地におけるAIオンデマンド交通サービスの実装モデルについて一層検討を深めるとともに、令和6年度を目標に官民連携でサービス実装に取り組んでいる。



▲実証サービスロゴ
(車両や乗降場所の目印等で使用)

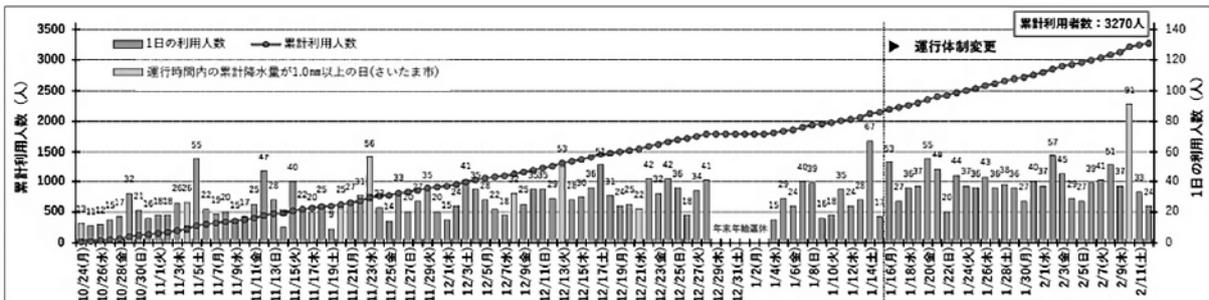
年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
取組	第1期実証運行 ・地域受容性 検証 等	第2期実証運行 ・サービス精 度向上 ・収支モデル 試案 等	第3期実証運行 ・サービス精 度向上 ・収支モデル 試案 等	実証準備等 ・サービス精 度向上 ・協賛等拡大 ・各種手続き、 調整 等	サービス実装 【目標】

② 第3期実証運行概要

運行期間	令和4年10月24日～12月28日 令和5年1月4日～2月12日 (平日73日, 土日祝日33日)		
運行範囲	浦和美園駅周辺：みそのウイングシティ区域を中心とした地域		
運行時間		10/24～1/15	1/16～2/12
	平日	7:00～21:00 (1台)	7:00～21:00 (2台)
	土曜・祝日	9:00～21:00 (2台)	9:00～18:00 (2台)
	日曜	9:00～18:00 (2台)	9:00～18:00 (1台)
運行車両	運転手除く6人乗り (一部4人乗り)		
利用料金 (運賃)	1回乗車	大人 (中学生以上) 300円 / 子ども (小学生) 150円	
	定額乗車券	・30日乗り放題券：大人3,000円 / 子ども1,500円 ・15日乗り放題券：大人1,800円 / 子ども900円 ・おやこ1日周遊券：大人1人につき子ども (未就学児含む) 2人まで400円	
	回数乗車券	・6回分：大人1,500円 / 子ども750円	
予約方法	乗車予約アプリ「MONET」もしくは専用電話にて、会員登録の後、乗降場所・乗車時刻・乗車人数を指定して予約。※20分後～3日後の乗車予約可能		

③ 第3期利用状況

累計利用者数3,270人 (平均30.8人 / 日)



みそのREDタクシー運行車両



乗車予約アプリ「MONET」

防災福祉子ども委員会行政調査報告から

【盛岡市】

重層的支援体制整備事業について

1. 重層的支援体制整備事業とは

(1) 背景・目的

国は、少子高齢化や人口減少、地域社会の脆弱化、福祉ニーズの複雑化・複合化等、社会構造が変化する中で、住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるよう、地域住民が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めるため、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第52号）により改正された社会福祉法（以下「法」という。）において、「重層的支援体制整備事業」（以下「重層事業」という。）を創設した。

重層事業は、地域共生社会を理念とし、関係機関が協働して課題を解決するための「包括的支援体制」の構築を目指すものである。

盛岡市では、既存の取組を活かしつつ、市全体の支援機関や地域の関係者が相談を断らずワンストップで受け止め、つながり続ける支援体制を構築することで、「第2期盛岡市地域福祉計画」の基本理念である「共に支え合い、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現」を目指すものである。

重層的支援体制整備事業を一言で表すと、**地域共生社会を目指すためのツール**

(2) 盛岡市における概念の整理

上位概念	<p>「地域共生社会」の実現（理念）</p> <p>制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会</p>
中位概念	<p>「包括的支援体制」の構築（指針）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「他人事」が「我が事」になるような環境整備 ・住民に身近な圏域で、分野を超えた課題に総合的に相談に応じる体制づくり ・公的な関係機関が協働して課題を解決するための体制づくり

(3) 事業実施

縦割りの分野別支援体制の壁を低くすることで、複雑化・複合化する福祉ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、

- ①属性を問わない相談支援（法第106条の4第2項第1号）
- ②参加支援（法第106条の4第2項第2号）
- ③地域づくりに向けた支援（法第106条の4第2項第3号）

を柱とする支援を一層効果的かつ円滑に展開できるよう、

④アウトリーチ等を通じた継続的支援（法第106条の4第2項第4号）

⑤多機関協働による支援（法第106条の4第2項第5号及び第6号）

を新たな機能として付加し、①から⑤までの各事業を一体的に実施するものである。

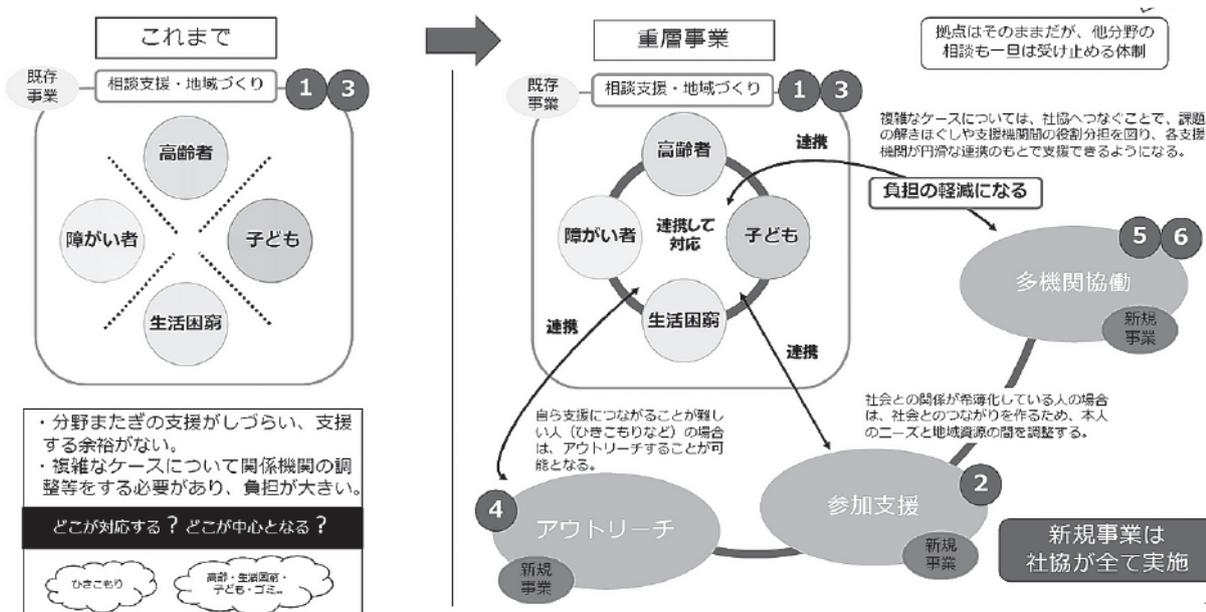
社会福祉法第106条の4第2項に掲げる事業

		事業名	既存制度の対象事業等	担当課
第1号	イ	包括的相談支援事業（既存事業）	【介 護】包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）	長寿社会課
	ロ		【障がい】相談支援事業	障がい福祉課
	ハ		【子ども】利用者支援事業	子育て世代包括支援センター
	ニ		【団 体】生活困窮者自立相談支援事業	生活福祉第一課
第2号	参加支援事業	平成28年度からモデル事業として実施	地域福祉課	
第3号	イ	地域づくり事業（既存事業）	【介 護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）	長寿社会課
	ロ		【介 護】生活支援体制整備事業	長寿社会課
	ハ		【障がい】地域活動支援センター機能強化事業	障がい福祉課
	ニ		【子ども】地域子育て支援拠点事業	子ども青少年課
			【団 体】生活困窮者支援等のための地域づくり事業（※2）	地域福祉課
第4号	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	令和4年度から実施	地域福祉課	
第5号	多機関協働事業	平成28年度からモデル事業として実施	地域福祉課	
第6号	支援プランの作成（※1）	平成28年度からモデル事業として実施	地域福祉課	

（※1）支援プランの作成は、多機関協働事業と一体的に実施。

（※2）既存制度ではあったが、盛岡市は令和4年度から実施。

(4) 事業実施による変更（盛岡市の場合）

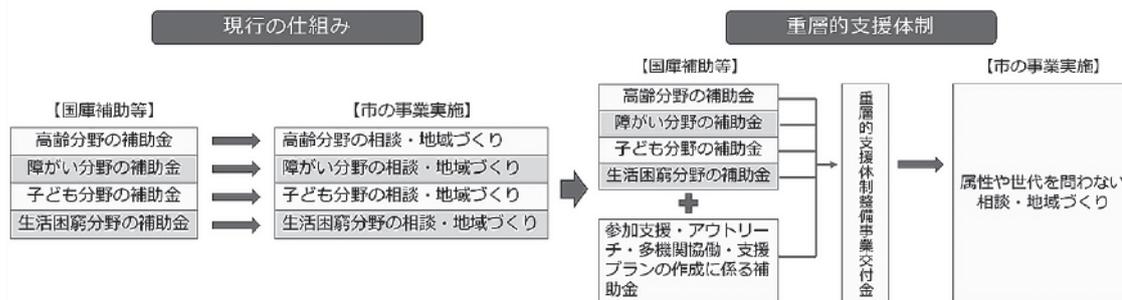


(5) 交付金の一本化

重層事業においては、従来、各分野（高齢、障がい、子ども、生活困窮）の制度に基づき行われていた相談支援や地域づくりに係る国庫補助等に、新たに相談支援や参加支援の機能強化を図

る国庫補助等を加え、一体的な執行を可能とする「重層的支援体制整備事業交付金」（法第106条の8，第106条の9）として交付される。

交付金の集約により、包括的な支援体制の構築を目指す。



2. 重層事業の実施内容及び実施体制等

(1) 第1号 包括的相談支援事業（既存事業）

介護，障がい，子育て，生活困窮分野の各相談支援事業者が，包括的に相談を受け止め，課題整理や必要な情報提供を行うとともに，他の支援機関等との連携した支援の実施等により，地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備する。

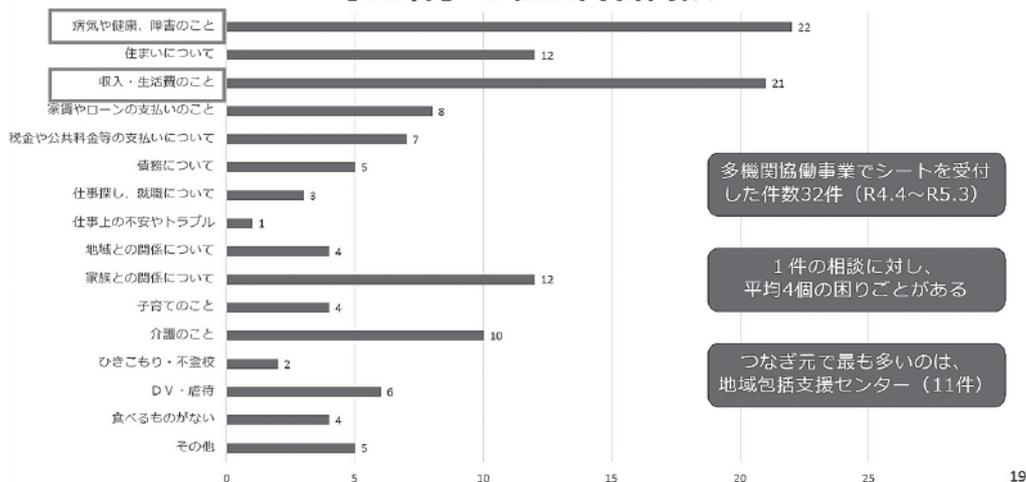


断らない相談支援＋断らない連携 「包括的相談支援受付シート」を導入

※それぞれの窓口で連携が必要と思われるケースについて，包括的に漏れなく受け止め（主訴を把握），早期に適切な支援につなぐことを目的としている。

※複雑ケースについては，シートを用いて多機関協働事業につなぐ。

包括的相談支援受付シート受付実績《R4.4～R5.3》 【32件】の相談内容内訳



(2) 第2号 参加支援事業

- ・ 社会とのつながりを築くための支援
- ・ 支援対象者の課題等を踏まえたマッチングや支援メニューづくり
- ・ 支援対象者への定着支援と受け入れ先の支援



- ・ BBM (Book and Bookenergy in Morioka)
- ・ 住まいるプロジェクト
- ・ 畑づくり
- ・ その他の取組 (企業とのコラボ等)

BBM (Book and Bookenergy in Morioka)	住まいるプロジェクト						
<p>【概要】 一般就労が難しい、ひきこもりを経験した者等の中間就労の場(居場所)の構築を行う。市民等から読み終わった本の寄附を受け、その本の仕分け作業を行う場が、中間就労の場(居場所)となる。その後、クリーニング等を行い、販売する。その収益は、作業者の工賃や福祉団体に寄附する。</p> <p>【実施日】 第一・第三水曜日 10:00~15:00 【場 所】 盛岡市総合福祉センター 【実施日】 第二水曜日 13:00~15:00 【場 所】 となんカナン(サテライト会場)</p> <p>○実施数 31回(内、サテライト会場10回) ○延べ参加者 292名(内、サテライト会場19名) ○その他活動参加者(本の回収作業) 3名</p>	<p>【概要】 認知症や障がい等により家庭ごみが捨てられない状況となり、いわゆる「ごみ屋敷」状態になっている世帯に対し、ごみの片づけと併せて、その世帯が抱える潜在的な課題の解決にも対応することで、安心して自宅で生活を続けていくことが出来るよう、住まいの再生と笑顔を取り戻すためのプロジェクト。</p> <p>○実施数 9回 ○延べ参加者 3名(片付け作業を行う)</p>						
<p>畑づくり</p> <p>・ 市民等から提供された畑でひきこもりを経験した者等が作業を行った。</p> <p>○実施数 11回 ○延べ参加者 28名</p>	<p>その他の活動</p> <p>・ 市民から依頼のあった次の活動を参加支援事業として実施した。</p> <table border="1"> <tr> <td> <p>・ わらび収穫</p> <p>○実施数 1回 ○参加者 3名</p> </td> <td> <p>・ 生活支援(草刈り)</p> <p>○実施数 1回 ○参加者 2名</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>・ ブルーベリー収穫</p> <p>○実施数 1回 ○参加者 3名</p> </td> <td> <p>・ 生活支援(障子張替)</p> <p>○実施数 1回 ○参加者 1名</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td> <p>・ 生活支援(自宅片付け)</p> <p>○実施数 2回 ○参加者 2名</p> </td> </tr> </table>	<p>・ わらび収穫</p> <p>○実施数 1回 ○参加者 3名</p>	<p>・ 生活支援(草刈り)</p> <p>○実施数 1回 ○参加者 2名</p>	<p>・ ブルーベリー収穫</p> <p>○実施数 1回 ○参加者 3名</p>	<p>・ 生活支援(障子張替)</p> <p>○実施数 1回 ○参加者 1名</p>		<p>・ 生活支援(自宅片付け)</p> <p>○実施数 2回 ○参加者 2名</p>
<p>・ わらび収穫</p> <p>○実施数 1回 ○参加者 3名</p>	<p>・ 生活支援(草刈り)</p> <p>○実施数 1回 ○参加者 2名</p>						
<p>・ ブルーベリー収穫</p> <p>○実施数 1回 ○参加者 3名</p>	<p>・ 生活支援(障子張替)</p> <p>○実施数 1回 ○参加者 1名</p>						
	<p>・ 生活支援(自宅片付け)</p> <p>○実施数 2回 ○参加者 2名</p>						
<p>企業とのコラボ</p> <p>・ 川上塗装工業味のリンクアップウエス活動(SDGs)における、布の裁断作業を参加支援事業として実施した。</p> <p>○実施数 3回 ○延べ参加者 9名</p>							

(3) 第3号 地域づくり事業(既存事業)

- ・ 世代や属性を超えた交流の場や居場所づくり
- ・ 交流・参加・学びの機会の創出
- ・ 地域のプラットフォームの促進を通じた地域活動の活性化



【地域づくり事業(地域福祉課)】での取組内容

- ・ 支援機関が捉える制度外のニーズ及び多機関ネットワークの現況を把握することを目的に、ニーズ調査(アンケート)を実施した。
- ・ 調査項目(対応困難ケースについて・多機関連携について・重層事業について)
- ・ 調査対象数 1,015(高齢642, 子ども12, 障がい360, 困窮1) ※重複あり

高齢：地域包括支援センター等，障がい：基幹相談支援センター等
子ども：子育て支援センター等，困窮：自立相談支援機関

・回答数 118 (回答率11.6%)

(4) 第4号 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

- ・支援が届いていない人への働きかけ
- ・ネットワークを活用した潜在的な対象者情報の早期把握
- ・本人との信頼関係の構築



令和4年度実績 (R4.4～R5.3)

- ・相談件数 66件 (初回相談)
- ・訪問回数 387回

ケース紹介

【対象者情報】

- ・50代男性。80代母と二人暮らしだったが、母が長期入院し、後に施設入所となる。
- ・中学・高校時代いじめに遭い、高校を中退後、自室にひきこもるようになった。
- ・家族とも会話はなく、姿は殆ど確認出来ない。

【相談経路】

- ・母の入院をきっかけに、別居の家族から社協に連絡があった。
- ・「母の入院中、本人が自宅に一人となるため、いずれ困った時の相談先になってほしい」

【アウトリーチ等継続的支援の内容】

- ・社協の存在を知ってもらうため、定期訪問 (月1～2回) を実施 (名刺や手紙を投函) したが、応答なし。
- ・初回相談から約4か月後、本人から「困窮している」という内容の手紙が届き、親族や関係機関と連絡を取り合いながら食料支援を開始。
- ・その後、手紙で本人の意向を確認しながら定期訪問 (月2回) 実施。
- ・初回相談から約12か月後、初めて本人と対面でき、筆談。
- ・「いじめが原因で人間不信となった。会話を聞くだけで強い精神的ストレスを感じるため、外出が困難。生活保護の申請をしたいが、外に出ること、会話をすることが出来ないため、非接触での申請をさせてほしい」

その後

生活保護を申請し、生活保護開始となった。

(5) 第5・6号 多機関協働事業・支援プランの作成

- ・全体で包括的な相談体制を構築する
- ・重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす
- ・支援関係機関の役割分担を図る



- ・まるごとよりそいネットワークもりおかの設置 (ワンストップ相談窓口)
- ・困りごとまるごと無料相談会の開催 (4回)
- ・まるごと推進会議の開催 (3回)
- ・ケース検討会の開催 (1回)
- ・分科会の開催 (9回)
- ・よりそい会議・支援会議の開催 (23回)

まるごとよりそいネットワークもりおか 相談受付件数 《R4.4～R5.3》

	R3年度 (参考)	R4年度
支援対象人数	352人	429人
相談件数	215件	244件
相談内容件数	507件	625件
① 健康	91件・18.0%	経済的困難 63件・10.1%
② 生涯課題	53件・10.5%	うつ・不眠等 62件・9.9%
③ 生活課題	51件・10.1%	病気 55件・8.8%

※R3・R4では相談内容項目が異なる

相談内容	件数	相談内容	件数	相談内容	件数
経済的困難	63	(多量・過量) 債務	15	生活習慣の乱れ	4
その他メンタルヘルスの課題 (うつ・不眠・不食・依存症・過労等)	62	障がい (疑い)	15	けが	4
病気	55	就労活動困難	13	地域課題	2
家族関係・家族の問題	40	住まい不安定	13	利用者	2
障がい (手帳等)	33	DV・虐待	11	自殺企図	1
社会的孤立 (ニート・ひきこもり含む)	31	コミュニケーションが苦手	11	不登校	0
家計管理の問題	20	権利擁護	10	非行	0
本人の能力の課題 (識字、算数、理解等)	20	子育て	10	中卒・高校中退	0
介護	17	就労支援困難	9	外国籍	0
折衝トラブル	16	ホームレス	8	被災	0
計三票数	15	ひとり親	5	問合せ・その他	111

(6) よりそい会議・支援会議開催実績《4月～3月》

個別ケースにおいて、2種類の会議体を設けている。

①よりそい会議（本人の同意あり）

目的：情報共有，役割分担の協議，支援プランの作成・適切性の協議・終結時等の評価
《4月～3月》12件（開催13回）

②支援会議（本人の同意なし）

目的：情報共有，見守りと支援方針の理解，緊急性がある事案への対応
《4月～3月》9件（開催10回）



3. 事業への期待・4年度の振り返り

(1) 重層事業の実施による期待

- ①交付金等の一本化により，分野を問わない相談支援・地域づくりが可能となるため，
⇒市役所内の連携力UP
⇒市役所＋関係機関との連携力UP
- ②参加支援，アウトリーチ，多機関協働の新規事業を実施することで，
⇒誰一人取り残さないネットワークの構築
⇒支援機関の負担減
- ③本人同意不要の「支援会議」が法律上規定されたため，
⇒潜在的な相談者に支援を届けやすくなる

(2) 令和4年度の振り返り

- ①目標としていた「多分野とのネットワーク強化」「事業の周知（認知度，理解度を上げる）」について，関係機関からの声（下記参照）や地域づくり事業で実施した調査結果からも，概ね達成したと言える。
- ②重層事業をきっかけに庁内連携力も高まり「断らない相談支援」「断らない連携」という意識ができつつあると感じる。

- ③実際のケース会議等を通じて、各機関との関係性ができたことで、その後の連携（重層事業に限らず）もスムーズになったと感じる。

関係機関からの声

- ・問題が多分野にまたがっており関係者の多い会議だったが、ファシリテーターの采配で取り残される参加者がなく、全員が発言することができた。それぞれが情報を出し合い、状況を整理することでケースの全体像が見えてきて、取り組むべき課題の優先順位やそれに伴う役割分担も明確になったため、実りある会議となった。会議の場でホワイトボードを使用し視覚的にも整理していただいた点も良かった。
- ・多機関によりケース検討ができ、役割分担が明確になることによって、支援することの責任感も高まり、複合的課題を抱えるケースのアプローチが協働の下で可能となっている。
- ・これまで関わりがなかった機関や部署へも福祉的支援の理解が深まり、協働する姿勢のなかで相談に応じていただけることが多くなり、とても心強い。
- ・会議を活用し問題解決に至った。今までに例がないケースもどんどん出てくると思うので、積極的に活用して誰もが生き生きと暮らせる地域をつくっていききたい。

4. 今後について

引き続き、事業の認知度・理解度を上げ、多分野とのネットワークを強化する



- ・関係課・関係機関を対象とした研修会や意見交換会等を開催する。
また、市民への周知も図るため、フォーラムを開催する（令和5年度新規事業）。
- ・事例を積み重ね共有していく。
各課、各機関からつながれた複雑ケースにおいて、よりそい会議や支援会議を開催し、共に支援を進めていく。
つながれた複雑ケースについては、まるごと推進会議等を通じて共有していく。

【豊島区】

豊島区児童相談所の設置について

1. 設置の目的

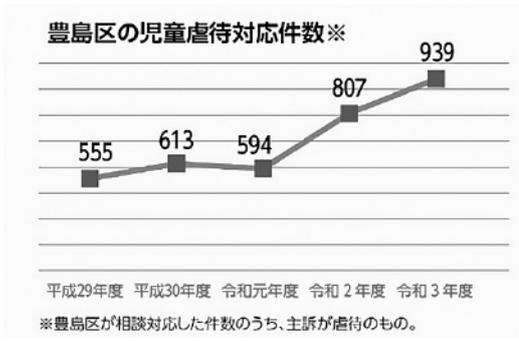
豊島区は、日本一の高密都市であり、単独世帯や外国人の割合も高く、転出入で約3万人が入れ替わるなど地域コミュニティの希薄化に対応する様々な子育て施策に取り組んでいる。

そうした中で、児童虐待対応については、養育困難にある家庭や発達課題を抱えた児童・家庭への継続的支援に加え、子育ての孤立感や閉塞感のほか、コロナ禍における家庭経済により生じた養育への負担感から児童虐待の兆候が現れる家庭も増えており、迅速かつ確かな対応が必要になっていった。

また、全国的にも児童虐待等対応件数が増加しており、豊島区における児童虐待等対応件数も年々増加傾向にあり、令和3年度末時点は、2年度の807件を大きく上回る939件となった。主な要因は、子どものいる前で夫婦喧嘩を行う、面前DVによる子どもへの心理的虐待である。

子どもへの虐待は生命の危機のみならず、子どもの将来にわたって深刻な傷を残すことになることから、迅速かつ確かな判断の下、確かな対応が求められている。

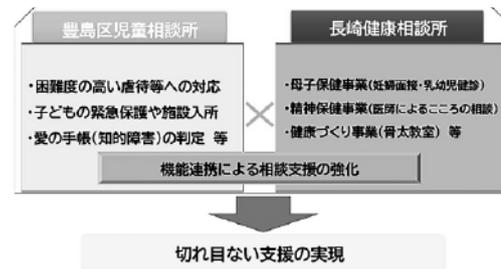
こうした中で、これまで都と区が連携し行ってきた児童相談行政を区が一元的かつ総合的に担う新たな児童相談支援体制として機能させることで、子育て支援、虐待対応、非行児童対応、障害児支援等の多角的な専門支援を身近な地域で迅速かつ丁寧に行うことが可能になるとともに、子ども家庭支援センターで培ってきた経験と実績の下、令和5年2月1日に豊島区児童相談所を開設した。



2. 豊島区児童相談所の3つの特徴

(1) 長崎健康相談所と合築！ ～新たな子ども・子育ての相談拠点～

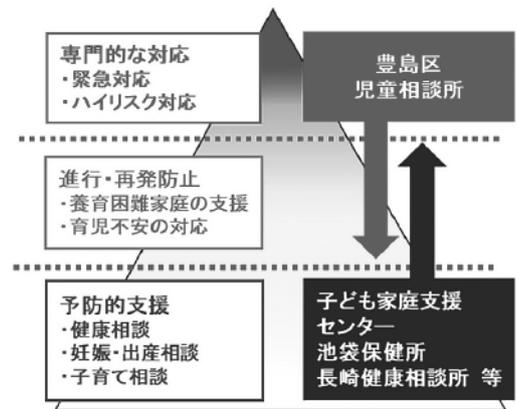
長年、地域で親しまれてきた「長崎健康相談所」と合築することで、子育て支援部局と母子保健部局との連携をさらに強化し、妊娠・出産から子育てに至るまでの相談拠点として、切れ目ない支援の充実を図る。



(2) 専門職による一貫した支援と子どもの権利を保障する取組を進める

一時保護など法的対応の専門機関である「児童相談所」と身近な子育て相談機関である「子ども家庭支援センター」が区の児童相談行政の両輪となり、関係機関と連携を図る中で、身近な相談からハイリスクな相談までを専門職が一貫して支援。

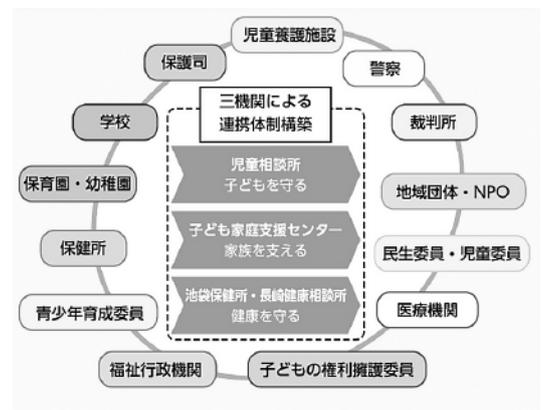
子どもたちが夢や希望を抱き、安心して健やかに成長できるよう、健康に配慮した予防的な支援に努める。



(3) 「オールとしま」による児童相談所体制を構築し、子どもを虐待から守る

増加し続ける児童虐待等の相談に対して、「児童相談所」と「子ども家庭支援センター」に母子保健の専門機関である「長崎健康相談所・池袋保健所」を加えた三機関が核となり、それぞれの専門性を活かした迅速かつ適切な対応を行う。

関係機関との連携と地域のネットワークを活用した「オールとしま」による児童相談支援体制を確立し、虐待の疑いのある子どもとその家庭の早期発見、早期対応と予防に努め、「児童虐待ゼロ」を目指す。



— 家族を支える —
子ども家庭支援センター

子育て相談や育児支援サービスの提供など、子育て家庭に寄り添い、伴走型で支援します。

<p>東部 西部</p> <p>子どもと家庭の相談 (来所・電話・メール) 親子遊び広場 育児支援ヘルパー</p>	<p>一時保育 子育て訪問相談 子どもショートステイ</p>
<p>東部 養育支援が必要な家庭の相談・支援 巡回子育て発達相談</p>	<p>西部 発達支援事業</p>

— 健康を守る —
池袋保健所・長崎健康相談所

妊娠・出産期から切れ目なく、乳幼児とご家庭の健康を支援します。

<p>母子保健事業 ゆりかご面接(妊婦面接) こんにちは赤ちゃん事業 乳幼児健康診査 乳幼児健康相談 など</p>	<p>精神保健事業 精神科医による専門相談 保健師などによる随時相談 精神保健福祉ボランティア講座の共催 こころまつりの共催 など</p>
<p>健康づくり事業 骨太教室 母親の骨密度測定 健康相談(保健・栄養) 健康づくり教室 小・中学校等への健康教育 など</p>	<p>各種申請受付 妊娠届・母子健康手帳や予防接種 自立支援医療・精神保健福祉手帳 難病医療費助成 小児慢性特定疾病医療費助成 がん検診 など</p>

3. 施設の概要，職員の体制，区民への広報等

(1) 施設の概要

①面積

敷地面積：1,500.79㎡，建築面積：924.75㎡，延床面積：3,239.34㎡

②構造規模

鉄筋コンクリート造 地上3階，地下1階

③主要諸室

- ・長崎健康相談所：事務室，会議室，講堂，計測室，予診室，診察室，栄養相談室，心理相談室
- ・児童相談所：事務室，会議室，待合スペース，相談室，プレイルーム，医務室，心理療法室，観察室，授乳室，その他（児童相談所ラウンジ，体育館等）
- ・消防 団：消防団用待機室，消防団用倉庫

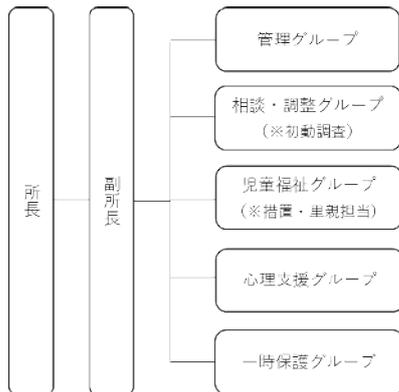


(2) 組織体制と人員配置状況

①職員体制全体人数

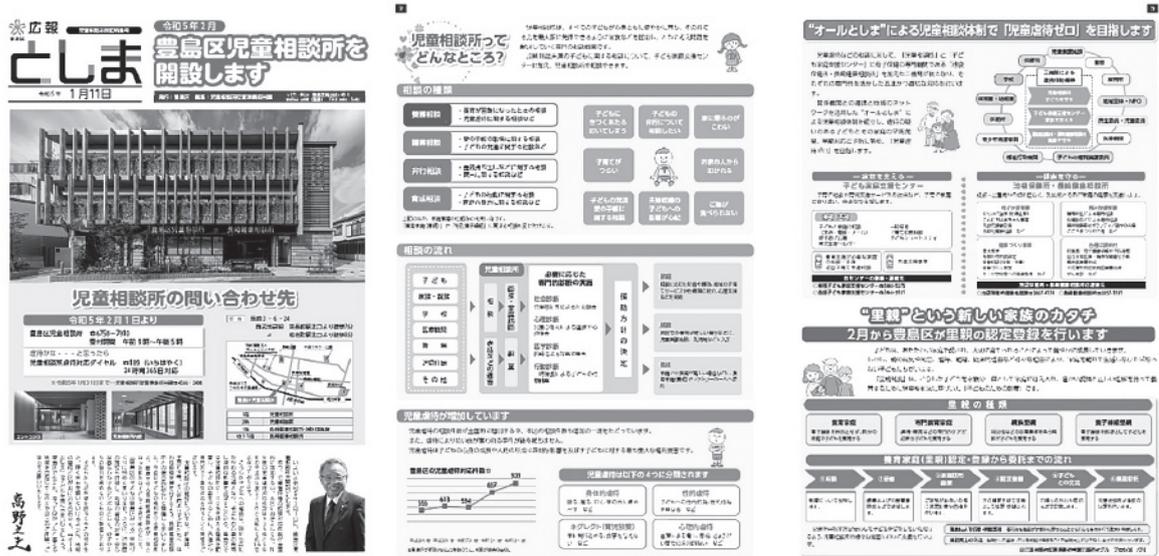
児童相談所			一時保護所		
職の区分	人数	備考	職の区分	人数	備考
所長	1	部長級	保育士・児童指導員	21	
副所長	1	課長級	栄養士	1	
事務	8		看護師	1	
児童福祉司	16	内SV 3名	合計	23	
児童心理司	8	内SV 1名			
保健師	1				
合計	35				

②組織体制



(3) 区民への広報

区長が児童相談所の施設の概要や取組内容について、区民へ知ってもらいたいということから、「広報としま 児童相談所開設特集号」を全戸配布したほか、関係者等への施設の内覧会も広く行った。



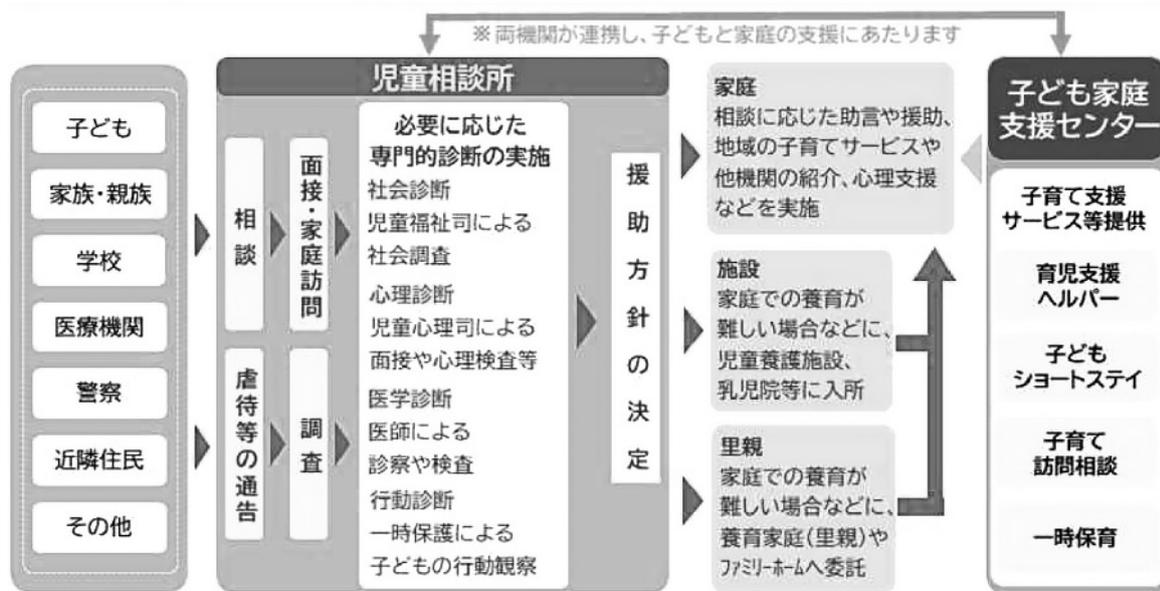
4. 相談の種類・支援の流れ

(1) 相談の種類

- 養護相談 ・子どもを育てられない
 - ・周りに子育ての協力者がいないため困っている
 - ・子どもに対して、叩く、戸外に締め出す、激しく怒鳴る、性的なことをする、ご飯を与えないなど
- 障害相談 ・子どもの発達相談
 - ・愛の手帳（療育手帳）申請受付
- 非行相談 ・子どもの万引き、金銭やクレジットカードの無断持ち出し、SNSやゲーム等への過度な課金行為

- 育成相談 ・子どもの夜間徘徊，家出
- その他 ・子どもの家庭内暴力
- その他 ・近くの家から大人の激しい怒鳴り声と子どもの泣き声が聞こえて心配
- その他 ・戸外に締め出されている子どもを目撃した

(2) 支援の流れ



5. 課題と今後の展開

(1) 課題

令和5年2月1日に開設して間もないが、児童数が増えた際、現在の施設でどこまで受け入れることができるのか、また、職員の人員配置についてなどの検討を行う必要がある。

(2) 今後の展開

一時保護した児童は、施設入所するだけの保護ではなく、家庭の環境改善をしていくための一時的な保護であり、最終的には家庭へ戻していきたいと考えている。ただ、養育環境など、家庭の状況により入所ならびに里親への委託等の社会的養育の場を提供することもある。子どもは慣れ親しんだ地域で暮らすことが大事であり、豊島区児童相談所では里親のなり手の開拓に取り組んでいる。

○里親（養育家庭）制度について

親の病気や死亡，虐待，離婚，経済的理由など様々な理由により，家族と離れて生活しなければならない子どもたちがいる。「里親制度」は，こうした子どもを家族の一員として家庭に迎え入れ，温かい愛情と正しい理解を持って養育する児童福祉法に基いた「子どものための制度」で，里親として認定された方に公的責任で子どもの養育を委託する。

豊島区では，里親家庭が地域で安心して子どもを養育していけるよう，児童相談所や豊島区フォostリング機関をはじめとする関係機関が里親家庭と共に，チームで養育する体制を取っており，すべての子どもに家庭のぬくもりを感じてもらうために，里親になる方を募集している。

※1 里親リーフレット



「社会的養護」とは？

子どもは、家庭で温かい愛情に包まれながら育てられることが最も望ましいのですが、親の虐待、病気、離婚、経済的理由等、さまざまな理由により家族と離れて暮らす子どもが東京都には約4,000人います。そのような子どもを社会全体で支える仕組みを「社会的養護」といいます。

「里親制度」とは？

「里親制度」は、さまざまな理由で家族と離れて暮らす子どもを、一定期間、家族の一人として家庭に迎え入れ温かい愛情と正しい理解を持って養育していただく児童福祉法に基づいた「子どものための制度」です。里親として認定された方に子どもを公的に養育していただきます。



豊島区児童相談所・豊島区フォスタリング機関（二葉乳児院）は、子どもが家庭のめくもりの中で暮らせるよう里親制度の推進に取り組みます。



お問い合わせ

もっと詳しく知りたい方は、お気軽にお問い合わせください。

豊島区児童相談所
豊島区フォスタリング機関（二葉乳児院）
〒171-0051
東京都豊島区長崎3丁目6番24号
電話（直通）03-6758-7918
（平日 午前9時～午後5時）
FAX 03-6758-7919

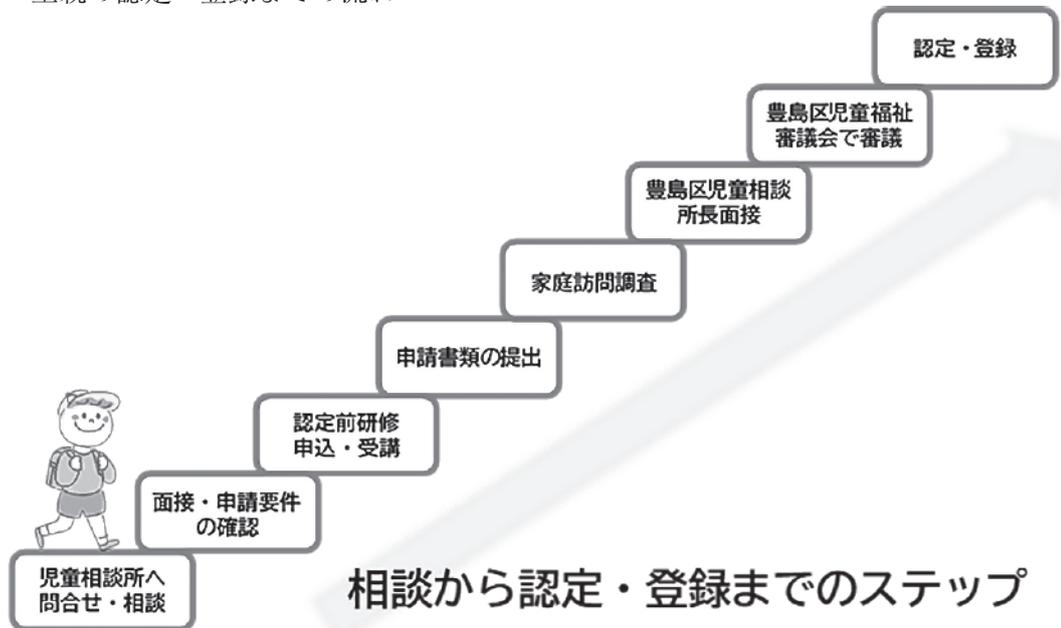
2023年2月発行

子どもたちのためにできること
～新しい家族のカたち～



豊島区里親制度のご案内

※2 里親の認定・登録までの流れ



【西宮市】

待機児童対策について

1. 取組に至る経緯、背景

西宮市は、平成25,26年の待機児童数はゼロだったものの、30年に過去最多の413人、全国ワースト3位となり、令和3年は182人、全国ワースト1位となった。

(1) これまでの待機児童数の推移

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
待機児童数（人）	94	76	36	134	223	310	279
年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
待機児童数（人）	81	0	0	76	183	323	413
年度	R元	R2	R3				
待機児童数（人）	253	345	182				

(2) 待機児童数の多い上位10地方自治体（令和3年）

	都道府県	市区町村	待機児童数			利用定員 増加数	申込児童数			利用定員増減数 - 申込者増減数	R34 待機児童率
			R34	R24	増減数		R34	R24	増減数		
1	兵庫県	西宮市	182	345	▲163	443	9,309	8,904	405	38	1.96%
2	兵庫県	明石市	149	365	▲216	1,044	8,451	8,265	186	853	1.76%
3	福岡県	筑紫野市	137	125	12	32	2,411	2,343	68	▲36	5.68%
4	兵庫県	尼崎市	118	236	▲118	356	9,380	9,138	242	114	1.26%
5	兵庫県	姫路市	98	122	▲24	220	12,354	12,431	▲77	297	0.79%
6	千葉県	木更津市	90	62	28	45	2,272	2,218	54	▲9	3.96%
7	東京都	小平市	86	159	▲73	22	4,368	4,418	▲50	72	1.97%
8	千葉県	君津市	85	11	74	2	1,290	1,196	94	▲92	6.59%
8	東京都	中央区	85	202	▲117	475	5,713	5,732	▲19	494	1.49%
10	鹿児島県	鹿児島市	82	216	▲134	75	13,718	13,911	▲193	268	0.60%

（出典）令和3年4月時点の待機児童調査のポイントより（厚生労働省）

2. 待機児童解消に向けた各種取組

(1) 保育所等整備

待機児童の解消に向けて、保育所・幼保連携型認定こども園等を整備する社会福祉法人等に対し、施設整備費を補助。また、定員拡大や耐震化を目的として保育所の建替え等を実施する法人に対し、整備費用を補助。

- ・平成28年度から30年度の3カ年で約1,500人の受入枠拡大を目標に保育所等整備等を進め、保育所や小規模保育事業の新設等により1,211人の受入枠を確保した。
- ・令和3年度以降も毎年400人程度の受入枠拡大を図ってきており、5年度は新たに270人分を確保した。

(2) 保育士確保策

保育士不足への対応は全国的な課題であり、西宮市においても保育士の安定的な確保は重要な課題となっていることから、下記の事業を実施している。

① 市基準の職員配置の採用

国基準を上回る市独自の配置基準を採用しており、保育士・子どもにとって、より良い環境を整えている。また、乳児室の面積も国基準の2倍としている。

○市基準と国基準

	0歳児	1・2歳児	3歳児	4・5歳児	乳児室
市基準	3人：1人	5人：1人	15人：1人 (20人：1人)	20人：1人	3,3平方メートル
国基準	3人：1人	6人：1人	15人：1人 (20人：1人)	30人：1人	1.65平方メートル

(配置基準は、子どもと保育士の比)

② 資格取得支援事業

保育士試験対策講座の受講などで学習し、保育士試験に合格後、市内の私立保育所等で1年間勤務した場合、学習に要した費用の半額(上限15万円)を補助している。



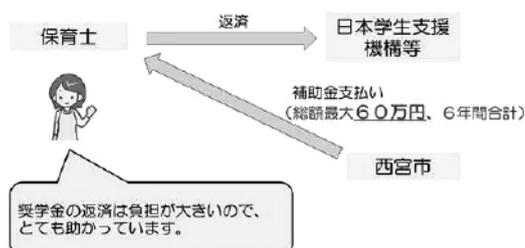
③ 宿舍借上げ支援事業

平成29年度から、各私立保育所等が借り上げた宿舍に新規で採用された保育士が入居した場合、賃借料等(月額：上限8万2千円)の4分の3を市から各私立保育所等へ補助することで、保育士が低額で宿舍を利用できる。



④ 奨学金返済支援事業

奨学金を利用して保育士資格を取得し、市内の私立保育所等で保育士として就職された方を対象に、奨学金の返済に要する費用の一部(年間に返済する金額の半額、上限10万円)を最大6年間補助している。

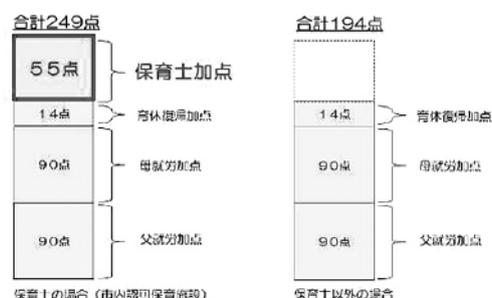


⑤ 保育士就職応援一時金事業

令和4年4月1日以降に、市内の私立保育所等で保育士として採用された方を対象に、1・3・5年目に10万円ずつ支給することとしており、5年度の前算額は約4千万円で、400人程度を対象に支援する。

⑥ 子どもの保育所等への入所時に加算

市内の認可保育施設で保育士として勤務されている方の子どもが保育所等へ入所するのに当たり、調整指数の加算(55点)をしており、保育士の再就職支援を行う。



(例) 両親ともに週5日以上かつ1日8時間以上の就労があり、育児休業の終了に当たり職場復帰する場合

⑦ 保育士就職フェアの開催（西宮市私立保育協会と共催）

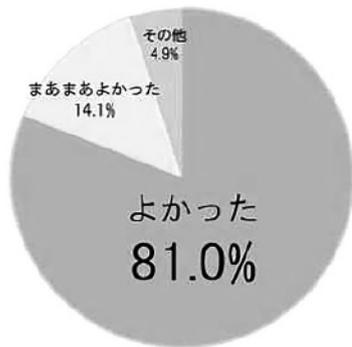
「保育士を目指す学生」や「潜在保育士」を対象に、各私立保育所等の個別ブースを設けて説明会を開催。参加費は無料。

- ・令和5年度第1回保育士就職フェア
（令和5年4月16日（日）12時30分から15時）
- ・令和5年度第2回保育士就職フェア
（令和5年7月17日（月・祝）12時30分から15時）



※参加した方のアンケート結果

「就職フェアはどうでしたか。」（令和4年度参加者数：156人）



参加者の声

- ・ 様々な園のお話を聞くことができた
- ・ 周りの求職者の様子も見られて刺激になった
- ・ 案内がしっかりしていて自分の希望に合う施設を案内してもらえた
- ・ 明るい雰囲気です、参加しやすかった

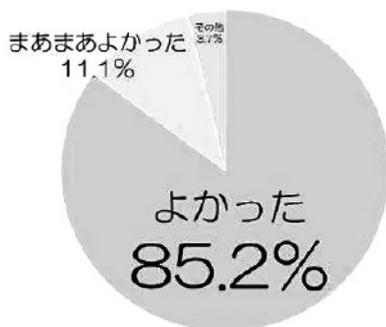
⑧ 保育士リクルート見学バスツアー（見学会）の開催

「保育士を目指す学生」や「潜在保育士」を対象に、バスで市内の私立保育所等を訪れ、普段の保育の様子を見学していただくバスツアーを実施。参加費は無料。

令和5年度保育士リクルート見学バスツアー予定（令和5年8月28日（月）から9月1日（金））

※参加した方のアンケート結果

「リクルートバスツアーはどうでしたか。」（令和元年度参加者数：27人）



参加者の声

- ・ 実際の保育所の雰囲気や子どもの様子を見ることができてよかった
- ・ 少人数でのバスツアーなので、気になることを聞きやすくてよかった
- ・ たくさんの園を1日で見ることができ園ごとの違いや特徴をたくさん知ることができた
- ・ 個人で複数の園を1日で見るとは難しいので助かりました

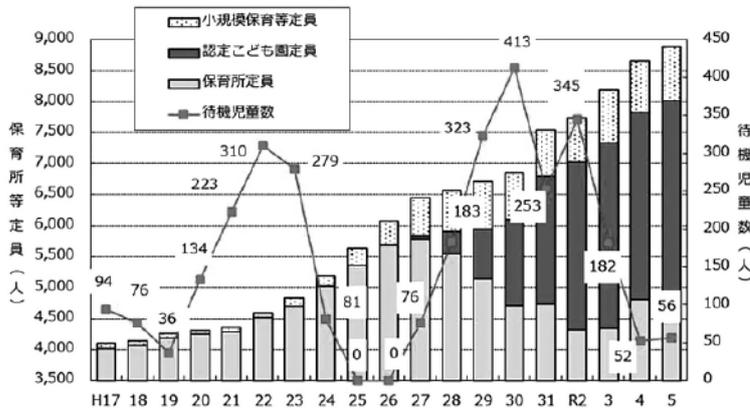
⑨ 保育士就職支援センターの設置

令和3年2月に「ここにし（西宮市保育所就職支援センター）」を設置し、西宮市私立保育協会が西宮市から委託を受けて業務を行っている。コーディネーターは園長経験者で、施設訪問での最新情報を基に就職に向けたお手伝いをしているほか、子育て中でも安心して利用できるよう、子どもの遊びスペースも完備している。



3. 待機児童対策に係る具体的な取組の実績、効果、現状

(1) 保育所等定員等の推移（平成17年以降）



(2) 待機児童対策に係る取組の効果

令和4年4月と3年4月を比較すると、待機児童数が130人減少し、待機児童数の減少が全国1位となった。

順位	都道府県	市区町村	待機児童数			利用定員 増加数	申込児童数			利用定員増減数 （申込児童数減）	R44 待機児比率
			R44	R34	減少数		R44	R34	増減数		
1	兵庫県	西宮市	52	182	▲130	480	9,518	9,309	209	271	0.55%
2	福岡県	筑紫野市	31	137	▲106	180	2,443	2,411	32	148	1.27%
3	東京都	中央区	0	85	▲85	386	5,457	5,713	▲256	642	0.00%
4	千葉県	木更津市	6	90	▲84	146	2,258	2,272	▲14	160	0.27%
5	東京都	小平市	3	86	▲83	327	4,501	4,368	133	194	0.07%
6	千葉県	君津市	9	85	▲76	142	1,261	1,290	▲29	171	0.71%
7	沖縄県	八重瀬町	5	80	▲75	125	1,767	1,802	▲35	160	0.28%
8	東京都	三鷹市	0	70	▲70	16	4,370	4,306	64	▲48	0.00%
8	沖縄県	豊見城市	6	76	▲70	269	3,374	3,418	▲44	313	0.18%
10	千葉県	印西市	13	76	▲63	364	3,085	2,836	249	115	0.42%

(出典) 令和4年4月の待機児童数調査のポイントより（厚生労働省）

(3) 現在の待機児童数（令和5年4月1日時点）

区 分		人数
保育所等入所申込者数（A）		3,330
保育所等入所児童数（B）		2,218
利用保留児童数（C）＝（A）－（B）		1,112
待機児童から 除かれる方	育児休業中の方（D）	344
	求職活動を休止されている方（E）	44
	企業主導型保育事業に入所されている方（F）	202
	特定の保育所等のみを申込されている方など（G）	466
待機児童数（H）＝（C）－〔（D）＋（E）＋（F）＋（G）〕		56

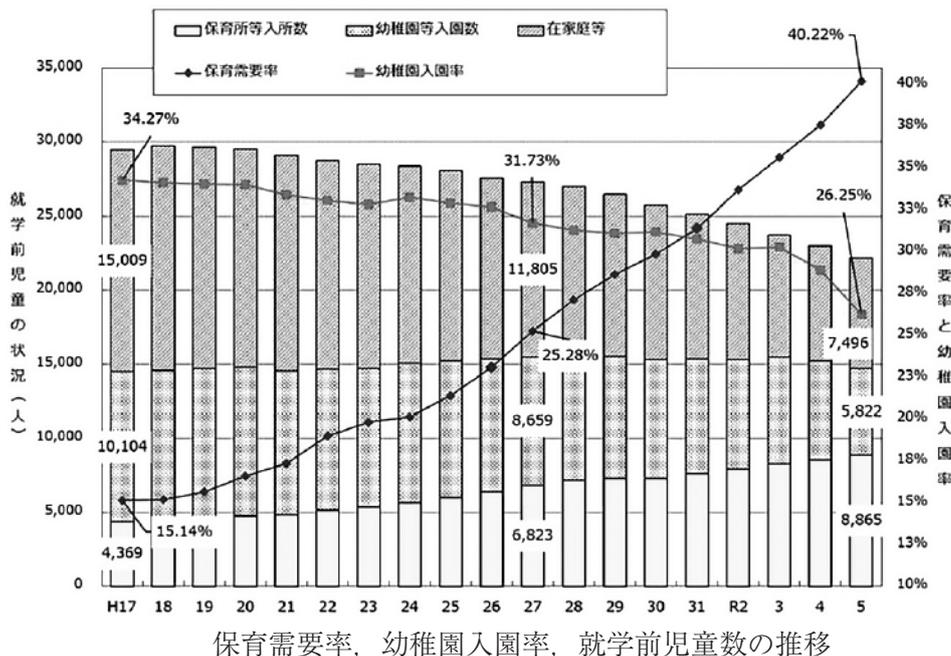
※保育所等入所申込者数及び利用保留児童数が過去最多

(4) 年齢別の待機児童数

年 齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
令和5年4月(A)	0	43	13	0	0	0	56
令和4年4月(B)	0	34	18	0	0	0	52
差引(A)-(B)	0	9	▲5	0	0	0	4

4. 今後の課題

- ・保育所等については、施設整備や私立幼稚園の認定こども園移行等により受入枠拡大を図り、待機児童数は減少してきたが、保育需要率（就学前児童に占める保育所等を希望する割合）は増加し続けており、解消には至っていない。また、市内において地域差が生じている。
- ・就学前児童数は、平成18年の29,737人をピークに減少し続けており（令和5年：22,183人）、今後の施設整備は慎重に進める必要がある。
- ・保育需要率が増加している反面、幼稚園入園率は減少しており、今後の幼児教育と保育のあり方について改めて方針を定め、公立幼稚園と公立保育所の再編を行い、公立の認定こども園の設置を検討している。



5. さらなる待機児童対策に向けた今後の展開

- ・待機児童は令和3年以降、1・2歳児のみとなっているため、卒園児の受入先を確保したうえでの小規模保育事業の整備を進める。また、私立幼稚園の認定こども園移行を促し、1・2歳児の受入枠を確保する。
- ・保育士の確保についても、より効果的な手法を研究する。

市民文教委員会行政調査報告から

【つくば市】

つくば市立みどりの学園義務教育学校におけるICT教育について

つくば市では、小学校高学年の指導困難化や中1ギャップなど、小・中の教育課程の枠組みが児童生徒の実態に合わなくなってきたことから、平成24年度から市内全小・中学校で小中一貫教育を推進し、30年度に「みどりの学園義務教育学校」ほか2校を開校している。また、当該義務教育学校では、9年間を見通した弾力的・効果的な教育課程を編成・実施することを狙いとしており、特にICTを活用した教育に力を入れている。開校当時、プログラミングが分かる職員はほとんどいなかったものの、様々な取組の結果、開校1年目で小学校1～6年生までの全学年・全学級において、担任がプログラミング学習を行った実績があり、これらの取組から、文部科学大臣やマサチューセッツ工科大学など、多方面から多くの来訪がある。

1. 学校の概要

- ・開校日：平成30年4月
 - ・児童生徒数：2,277名（小1,918名，中359名）※
 - ・学級数：86クラス（小72クラス，中14クラス）※
 - ・教育目標：世界のあしたが見える学校
- ※児童生徒数及び学級数は令和5年5月1日時点

2. 学校のグランドデザイン

(1) チェンジメーカーを育てる

Searching for the Better Future!（世界のあしたが見える学校）を教育目標に掲げ、9年間の学びの連続性を生かし、発達段階に応じて系統的にICT教育※、プログラミング教育、STEAM教育※、英語教育、アクティブラーニング※などを展開していき、2040年Society5.0時代※の世界を自ら創り上げていくチェンジメーカーとなるために必要な21世紀型スキルを身につけるためのカリキュラムを開発していくことを目指す。

※ICT教育・・・ICT（情報通信技術）の目覚ましい発展による技術革新の加速や、グローバル化の進展といった変化の激しい社会に対応するには、ICTを道具として情報を収集・判断し、解決する能力が不可欠となっていることから、学習活動において、必要に応じてコンピューター等の情報手段を適切に用いて、情報の収集・整理・分析・表現・発信等を行うことができる力を身につけるもの

※STEAM教育・・・科学（Science）、技術（Technology）、工学（Engineering）、芸術・リベラルアーツ（Arts）、数学（Mathematics）の5つの英単語の頭文字を組み合わせた造語であり、科学、技術、工学、芸術・リベラルアーツ、数学の5つの領域を対象とした理数教育に創造性教育を加えた教育理念。

知る（探究）とつくる（創造）のサイクルを生み出す、分野横断的な学び

※アクティブラーニング・・・従来の詰め込み型教育では、受け身になってしまう生徒が少なからずいたことから、自分で考え、課題解決ができる創造的な人材を育成するために注目されている教育方法。教員が課題を解いて見せるのではなく、生徒たち自身による試行錯誤を促すことで、未知の状況でも創造的な発想で課題を解決できる人材の育成を目指すもの

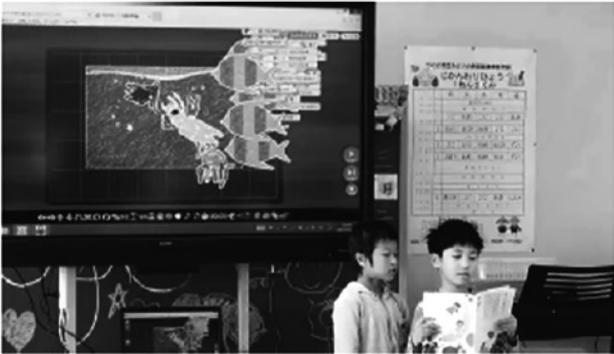
※Society 5.0・・・日本が提唱する未来社会のコンセプトで、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）を指す。狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。



(2) みどりの学園が目指す「日本最先端の先進的ICT教育」

- ①教育のIT化を目指すことで、教育用コンピューターや電子黒板などの機器やインフラの整備を充実させる。
- ②IT機器を使って学習効果や効率を高めることで、シミュレーションソフトやeラーニングなどのツールを利用した次世代の学びを目指す。
- ③IoT教育において、インターネットにつながった様々なモノを活用して学習することで、スマート家電やセンサーなどの身近なIoTを授業に取り入れていく。
- ④人工知能を使って学習内容や進度を個別化・評価し、AIとの対話を含め、授業中にAIを活用する教育を行う。

【ICTを活用した授業風景（1年生）】

1年	国語	プログラミングで「音読の場面絵」をつくろう	プログラミング	
		<p>・1年生から主体的なプログラミング</p> <p>【教科とプログラミング学習のねらい】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論理的な根拠をもとに好きな場面を選び、場面の情景や心情を捉え、音読する ・音読したい場面をアニメーションにするために、物語を場面ごとに分解する。分解した要素をアニメーションで組み合わせ、再構する 		
				<p>VTR</p> 
未経験の先生でも楽しく		いろいろな場面を主体的	全員が楽しくプログラミング	

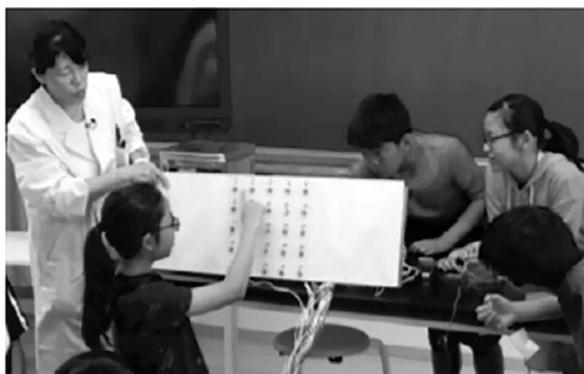
【ICTを活用した授業風景（3年生）】

3年	音楽	自分の作った曲をパワーアップさせよう	スクラッチ	
		<p>・3年生からスクラッチを活用</p> <p>【教科とプログラミング学習のねらい】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・音色に注目してお囀子を作曲し、感じたことや気付いたことを発表し合う ・旋律をスクラッチでプログラムする中で、シーケンス（順次）やループ（繰り返し）、デバッグ（間違い探し）などの概念を身に付ける 		
				<p>VTR</p> 
リコーダーで旋律づくり		スクラッチお囀子プログラミング		

※スクラッチ・・・Scratch（スクラッチ）は、マサチューセッツ工科大学によって開発された、命令が書かれたカラフルなブロックを組み合わせるだけで、簡単にゲームやアニメーションを作ることができるプログラミング教育の教材。子どもでも簡単に、直感的な操作でプログラミングができることから、多くの学校で使われている。

【ICTを活用した授業風景（6年生）】

6年	理科	マイクロビットで「電光掲示板」をつくろう	マイクロビット
----	----	----------------------	---------



【教科とプログラミング学習のねらい】

- ・マイクロビットによる電光掲示板を作成することで、電気の利用においてプログラムが利用されていることを科学的に理解することができる。
- ・プログラムを通じ電気の利用が効率化にもつながることを理解できる。



マイクロビットに見立てた人力電光掲示

マイクロビットで電光掲示板を作る

VTR

※マイクロビット・・・micro:bit（マイクロビット）は、イギリスの公共放送局であるBBCが中心となって開発した教育用の小型のコンピューターボード。プログラミング教育に用いられる。

【STEAM教育の授業風景（6年生）】

6年	STEAM	SDGsプログラミングで世界を救おうプロジェクト	多様なプログラミング
----	-------	--------------------------	------------

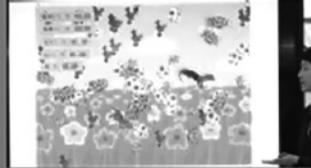


・STEAM学習。これまで活用したさまざまなプログラミング教材を活用

・SDGsの目標を達成するために児童が主体的にプログラミングを選択し、問題解決しようとするプロジェクト学習

<p>ドローンによる人命救助プログラム</p> <p>ドローン人命救助プログラム</p>	<p>マイクロビットでSDGs表示</p>	<p>SDGs マイクラフトで貧困をなくすには</p> <p>マイクラフトで貧困対策</p>
<p>センサーで住みよいまちづくり</p> <p>センサーで住みよいまちづくり</p>	<p>スクラッチでSDGs</p>	

【部活動の風景（科学部）】

部活	科学部	生徒自作の食物連鎖プログラムを世界に発信	スクラッチ
 <p>自作のプログラムを世界に発信</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・科学部スクラッチプログラミング ・食物連鎖プログラム ・これまで才能を認められなかった分野。特異な才能を認め伸ばすプログラミング学習 ・世界に発信に向け英語でプレゼン 	
 <p>気温で昆虫の活動を制御</p>		 <p>生態系をスクラッチで実現</p>	
 <p>後輩が引継ぎ改良</p>			<p>VTR</p> 

3. 学校の取組と成果

(1) ICT教育を行うメリット

- ①プログラミング的思考力が身につく
- ②表現力が磨かれる
- ③応用力が身につく
- ④コミュニケーションスキルが磨かれる
- ⑤解のないものに答えを出すイノベーション力が身につく
- ⑥上級生が下級生に教えてくれる

(2) 教員のスキルの習得について

みどりの学園義務教育学校における教員のプログラミングスキルは、つくば市の研修を受けた中心となる教員を設け、メンター制度（研修済みの教員1人が3～4人の研修未了者にスキルを教える）を活用し、横のつながりを利用して全体の習得に努めた。

(3) 教員のICTの活用例

教員は、Microsoft Forms（マイクロソフトフォームズ）を活用し、授業内容を毎授業ごとに振り返っている。

⇒授業の満足度や次にやりたいことが可視化され、次の授業へと生かすことができる。

(4) SDGsやSTEAM学習へと夢が広がるプログラミング学習

開校1年目のプログラミング学習は、市のプログラミングカリキュラムどおりに進めてきたが、2年目以降は教員がその意味を理解し、オリジナルのプログラミング学習へと発展させてきている。

<教員の学び>

教員の学びの例として、開校1年目に1年生の担任だった教員が、2年目は3年生の担任となり、1年国語「スイミー」の単元で行ったプログラミングの学習を生かして、3年国語「短歌」でプログラミングを活用した。この教員は、以前はプログラミングの経験はなかったが、教科の中でのプログラミングの有効活用を主体的に考えて実践し、同僚にプログラミングを広める結果となった。また、後期課程教員が児童のスキルの高さを知り、以前より高度なプログラミングにカリキュラムを変更するなど、プログラミング学習はどんどん広がることとなった。

<学習への展開>

学習への展開事例として、1年生では、多目的ホールに大型提示装置を5台集め、コロナ禍で水族館遠足に行けない児童のために、児童が描いた魚をプログラミングで泳がせたり、6年生では、SDGs・STEAM学習「プログラミングで地球を救おうプロジェクト」として、児童一人一人が様々なプログラミング教材を使い、問題解決をしようとしている。さらに、6年生までの学習を後期のつくばスタイル科※に生かし、「貧困や環境に配慮したAI農業（マイクロビットを使って環境制御等）」、「マインクラフトを使った住みよい街づくり」、「生態系シミュレーション」などに発展させる活動となっていった。こうした学習を展開することで「授業が楽しい」「勉強ができるようになった」と90%以上の学園生が答えている。また、新型コロナウイルス感染症により令和2年4月から約2カ月間にわたって休校となり、多くの学校がオンライン学習で困り、教科書の学習を進めることがやっとであったらう中、当該義務教育学校においては、社会では都道府県クイズを作ってみよう、国語では物語の情景をプログラミングで表現してみようなど、プログラミングを使った学習課題を出していた。そのおかげで、休校時でも一斉学習やプリント学習だけになることなく、楽しくワクワクする学習をすることができた。

※つくばスタイル科・・・世界で活躍する子供たちの育成を目指し、研究所や人的資源、自然や歴史などつくばの教育的資源を生かした学びの場を提供する、つくば市独自の教科。平成24年度から市内全学校で実施している。「総合的な学習の時間」の目標を踏まえつつ、「つくば次世代型スキル」の育成を目標とする教科であり、発信型プロジェクト学習と外国語活動から構成されている。

4. 学校の今後のグランドデザイン

<経営理念>

教員は日々のルーティンワークだけでも忙しく、加えてイレギュラー、臨時的、一時的な対応が入る。21世紀型スキルを育み、学力を向上させ、ICTを適切に活用し、非認知の能力も高め、不登校や生徒指導を半減させるなど、解決しなければならない課題も多数ある。一つの課題解決のために一つの施策では、体が幾つあっても足りず、ナンセンスである。最もよい方法は、毎日行っている授業が全ての課題解決に対応していることであり、そのような授業を実践することで、一人一人が幸せな人生を送るSDGsの目標3「すべての人に健康と福祉を（Good Health and Well-Being）」は達成されると考える。21世紀型スキルを育む問題解決型授業スタイルは、オールインワンの授業スタイルでなければならない。

<経営の具体>

質の高い教育	誰も取り残さない教育	インフラ整備
6歳から15歳まで切れ目のない総合支援（小中一貫教育）を提供	一人一人を理解し、個に応じたカリキュラムを開発した教育の展開	経営の基盤となる仕組みの充実
<p>●オールインワンの授業「21世紀型スキルを育む問題解決型授業スタイル」の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「分からない」と言える授業の実践 ・「日本最先端の先進的ICT教育」の実践 ・「ペアワーク」「4人グループ」で子どもを動かす授業の実践 ・異文化に触れ、視野を広げる外国語・外国語活動の実践 ・規範意識を補充、深化、統合する道徳の実践 ・わくわくを探究するSTEAM教育（プログラミングを通じて）の実践 	<p>●コーディネーターがより機能する校内支援体制の構築や改善</p> <p>●発達を支える生徒指導の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育相談部を中心とした支援（不登校・虐待） ・生徒指導部を中心とした支援（いじめ・問題行動） ・diversity対応部を中心とした支援（LGBTQ） <p>●体系的な保健安全教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校保健計画・安全計画の各月目標達成に向けた効率的かつ効果的な実施 	<p>●IT, ICT, IoTを区別した環境整備の推進</p> <p>●校務DX化とアナログ的施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが使う紙以外100%ペーパーレス ・4S（整理・整頓・清掃・清潔）の観点で労働時間短縮 ・残業しない強制的な仕組みの導入（強制消灯・フレックスタイム制・計画年休） ・部活動一部地域移行の拡充

【神戸市】

部活動の地域移行について

神戸市では、令和3年度から国が実施する休日部活動の地域移行に係る実践研究として、事業者からの提案を受け、業務を委託し、市が指定する運動部に対して指導員を配置することで、休日の活動における指導を行うとともに、国の事業を活用した民間事業者への委託によるモデル事業の実施・検証を進め、地域移行への課題整理を行っており、それと併せて「部活動の地域移行のあり方検討委員会」を設置し、地域移行の在り方について検討を進めている。

1. 神戸市の現状

(1) 神戸市における中学校部活動の現状

- ・令和4年度は981部（運動部：696部 文化部：285部）／82校
（1校当たり平均12部が活動）
- ・30,165人の生徒が部活動に参加（88.8%が部活動に参加）
（運動部（696部）21,309人 文化部（285部）8,856人）

学校単位の部活動の状況①

R4 部活動調査 【運動部】			東灘区	灘区	中央区	兵庫区	北(本区)	北(北神)	長田区	須磨区	垂水区	西区	合計
	学校数		7	5	7	5	8	9	6	11	11	13	82
陸上競技	男	7	4	2	1	5	8	1	4	8	10	50	
	女												
水泳競技	男	1		2	1			1		4	2	11	
	女												
体操競技	男			2		1					1	4	
	女												
ソフトテニス	男	6	5	4	1	6	4	2	8	9	9	54	
	女	6	5	4	5	7	5	4	10	11	11	68	
卓球	男	7	4	4	4	4	8	5	7	8	10	61	
	女	6	4	5	4	2	7	5	5	7	9	54	
バレーボール	男	2	1	1	2	2	3		1	4	8	24	
	女	7	5	5	3	8	6	4	10	11	12	71	
バスケットボール	男	7	3	6	3	7	2	6	6	9	10	59	
	女	5	4	2	3	5	4	6	5	9	10	53	
ハンドボール	男			1				1	1		1	4	
	女	2							1			3	
野球	男	7	5	7	4	8	6	6	11	11	13	78	
	女												
相撲	男				1							1	
サッカー	男	5	1	2	3	4	2	2	7	7	9	42	
	女												
柔道	男	1		2	2	1	1	5	1	5	2	20	
	女												
剣道	男	3	2	2	2	4		1	3	1	5	23	
	女												
ソフトボール	女	2	1	1	1	2	1			2	1	11	
バドミントン	男	1		2			1					4	
	女												
硬式テニス	男	1										1	
部活動数計		76	44	54	40	66	58	49	80	106	123	696	

学校単位の部活動の状況②

R4 部活動調査 【文化部】	東 灘 区	灘 区	中 央 区	兵 庫 区	北 (本 区)	北 (北 神)	長 田 区	須 磨 区	垂 水 区	西 区	合 計
学校数	7	5	7	5	8	9	6	11	11	13	82
合唱		2	1			1			1	1	6
吹奏楽	7	5	7	5	8	8	6	11	11	13	81
茶華道					2		1			1	4
書道		1					1		1		3
美術・芸術	7	4	6	3	8	6	5	10	10	9	68
文芸										1	1
総合文化・創芸				1				1	1	1	4
園芸						1		1	1		3
放送	5	3	1	1	2	4	1	2	5	5	29
家庭・生活	3	1	4	4	1	4	1	4	3	9	34
図書・新聞					1				1		2
英語・ESS					1	1			2	1	5
コンピュータ	1	1	1	1	1		1	1	3	5	15
囲碁・将棋										1	1
情報技術・情報科学	2			1				2			5
理科・科学・生物	2	2		1	1	2		1	3	2	14
手話			1								1
技術・工芸・ものづくり		1				1				2	4
一弦琴								1			1
太鼓								1			1
社会・地歴	1										1
演劇										1	1
支援学級クラブ	1										1
部活動数計	29	20	21	17	25	28	16	35	42	52	285

(2) 少子化・生徒数の減少による影響

・各校の学校規模の縮小は、部活動数が減少するとともに、部活動の小規模化が進むこととなり、チーム競技・団体競技においては、部員が一定数集まらず、大会等に参加できない、練習ができないなどの影響がある。

⇒今後、学校単位での部活動（特に団体種目・活動）の運営維持が困難な状況になることが予想されている。

(3) 現在担当している部活動の経験

・令和3年11月、部活動顧問に対してアンケートを実施したところ、運動部顧問の41%、文化部顧問の52%が競技経験なしとなっている。

⇒競技・指導経験のない教員が指導せざるを得ない状況であり、生徒個々の多様なニーズに応じた指導が困難な状況となっている。また、そのことが教員にとっても大きな負担となっている。

2. 国（文部科学省）の方針

(1) 部活動の地域移行に関する検討会議の提言

- ①令和5年度から休日の部活動を段階的に地域移行し、7年度中に全都道府県で達成を目指す
(改革集中期間：5～7年度)
- ②移行先はスポーツ団体や文化芸術団体など
例) 総合型地域スポーツクラブ, プロスポーツチーム, 競技団体
- ③休日の移行がおおむね達成された後、平日の移行も進めることを想定

3. 神戸市のこれまでの取組

(1) 部活指導員の配置（平成10年度～）

<外部顧問>

学校の平日・休日に関わらず、顧問教員に代わって指導技術を含む部活動運営全般を行う。

<外部支援員>

学校の平日は単独で、休日は顧問教員と協働で技術指導を行う。

<採用方法>

要件を満たす者の中から、任用を希望する学校長の内申に基づき教育委員会が選考を行い、部活動指導員を任用する。

<要件・資格など>

	要件	報酬単価
外部支援員	(1) 神戸市立中・義務教育学校部活動ガイドラインにのっとった適切な部活動の運営について十分に理解があること。 (2) 学校教育、学校と地域との関係その他の学校を取り巻く環境について理解があること。 (3) 健康状態、勤務の形態その他の事情により、任用期間を通して部活動を指導することが妨げられないこと。 (4) 技術的指導を行う者について、指導しようとする部活動の経験が豊富であって指導する能力を有する者であること。 (5) 教育長が指定する各職種別の研修を全て修了できること。	1,335円／1 h
外部顧問	上記に加えて、 「外部顧問は教員顧問の代わりであり、より高い倫理観が求められる。」とされている。	1,601円／1 h

○配置率

	部数	部活動指導員配置部数	配置率
運動部	696	205	27.6%
文化部	285	81	23.9%
全体	981	290	26.5%

○部活動指導員の任用状況（令和4年9月時点）

【外部顧問】

職業	人数	男	女	%
教職員	65	54	11	34.9%
会社員	33	25	8	17.7%
学生	27	16	11	14.5%
自営業	7	3	4	3.8%
公務員(教職員以外)	3	3	0	1.6%
その他	49	30	19	26.3%
未記入・不明	2	2	0	1.1%

【外部支援員】

職業	人数	男	女	%
教職員	27	18	9	27.0%
会社員	17	13	4	17.0%
学生	17	11	6	17.0%
自営業	10	5	5	10.0%
公務員(教職員以外)	3	3	0	3.0%
その他	25	11	14	25.0%
未記入・不明	1	1	0	1.0%

	導入校数	部活動指導員	
		外部顧問	外部支援員
令和元年度	82	285	
		79	206
令和2年度	82	274	
		90	184
令和3年度	82	282	
		175	107
令和4年度 (R4.10時点)	82	290	
		188	102

(2) 「神戸市立中・義務教育学校部活動ガイドライン」の策定

① 適切な運営のための体制整備

⇒適切な指導者の配置と部活動の設置，部活動指導員の活用など

② 指導力の向上

⇒生徒，顧問教員，外部顧問を対象とした講習会の実施など

③ 適切な休養日の設定

⇒週当たり2日以上休養日，1日の活動時間の設定（平日2時間，休日3時間まで）など

(3) 拠点校部活動

・小学校から続けてきた部活動が中学校にないという生徒が，指定する学校の部活動に参加できる。（令和4年度実績：10種目，36校，343人が参加）

⇒集団種目の大会参加制限や移動時間，教員の異動に伴う拠点校の変更が課題。

(4) 合同部活動

・各校単独でチーム編成できない場合，複数校で合同チームを編成して大会に参加することができる。（令和4年度実績：3種目，6チームで実施）

⇒移動時間を考慮すると近隣校としかチームを組むことができず、教員の負担軽減につながらないことが課題。

(5) 神戸総合型地域スポーツクラブ

＜総合型地域スポーツクラブとは＞

総合型地域スポーツクラブとは、人々が身近な地域でスポーツに親しむことのできるスポーツクラブであり、子供から高齢者まで様々なスポーツを愛好する人々が、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向やレベルに合わせて参加でき、地域住民が自主的・主体的に運営するものである。現在、全国1,741の市区町村に3,439のクラブが創設されている。

＜経緯＞

兵庫県では、平成12年度から法人県民税の超過課税を財源として、県下の小学校区に地域スポーツクラブを設置する支援事業を実施し、活動拠点整備費や運営費に対して補助金を交付していた。そのため、神戸市においても神戸市推進委員会を設置し、上記補助金を活用したクラブの設立や活動の支援体制を整備した。

＜現状＞

- ・現在、163の小学校区のうち、161校区に設置されている。
- ・各クラブ内で種目（チーム）ごとに活動しており、種目数は約1,200になる。
- ・会員数は40,130人（うち成人：20,962人 小学生：17,169人）
- ・多くの会員は特定種目のスポーツ活動に取り組んでおり、体力の向上やスポーツを通じた心身の健康維持を目的としている。
- ・家庭バレー等、各クラブ内に指導者の立ち位置を持たない活動が多い。
- ・活動は土日祝日が中心となっている。

＜活動種目 内訳＞

運動種目	団体数
バレーボール	232
野球	151
卓球	122
サッカー	105
バドミントン	78
空手	69
バスケットボール	66
グラウンドゴルフ	64
剣道	42
テニス	33
ドッジボール	20
ソフトボール	16
太極拳	11
体操	11
その他(陸上・フットサル 等)	84
合計	1,104

文化種目	団体数
コーラス・合唱	24
生け花	11
和太鼓	10
その他(各種ダンス・ヨガ・書道 等)	141
合計	186

＜区単位のクラブ数 内訳＞

区	クラブ数
東灘区	14
灘区	12
中央区	10
兵庫区	8
北本区	19
北神区	14
長田区	13
須磨区	20
垂水区	22
西区	29
合計	161



(6) 地域運動部活動推進事業の実施（令和3年度）

文部科学省（スポーツ庁）が実施する「地域運動部活動推進事業」を活用し、スポーツ事業者への委託による地域移行を見据えた実践研究を実施し、令和3年度は学校単位の部活動において検証した。

【実施期間】令和3年10月～4年2月

【委託事業者】リーフラス株式会社

【実施種目】中学校5校4種目

（男子卓球，陸上競技，女子ソフトテニス，女子バレーボール）

【成果】・多くの生徒が指導員の指導方法や技術力に満足した。

・多くの顧問教員が負担軽減されたと感じた。

【課題】平日指導者と休日指導者の円滑な連携が課題である。

(7) 地域運動部活動推進事業の実施（令和4年度）

令和4年度は、複数校の生徒が参加する拠点校部活動（3種目）において、休日の部活動業務全般を事業者へ委託した。

【実施期間】令和4年10月～5年2月

【実施種目】バスケットボール（委託業者：株式会社ストークス）

硬式テニス（委託事業者：株式会社ITC）

水泳（委託事業者：コナミスポーツ株式会社）

4. 地域移行にあたっての重要課題

神戸市によるこれまでの様々な取組の結果、地域移行にあたって下記の重点課題が浮かび上がってきた。

① スポーツ・文化芸術団体等の受皿

⇒現段階では、受皿がどこまで広がるのか不明瞭である。

② 意欲や専門性を有する指導者

⇒子どもの実感として、どうせ学ぶなら専門性のある人から学びたいという気持ちがある。

③ 保護者の経済的負担

⇒神戸市では、月千円以内なら問題ないという意見が最多であり、次点で三千円以下という意見が多かった。兵庫県内の小さな自治体ではワンコインという自治体も存在するが、地域性などの面から神戸市では困難であり、今後、検討を要する状況である。

④ 大会の参加資格など

⇒近年、地域クラブも参加可能になったものの、国の制度上、大会は学校単位が主であり、今後の課題となっている。

5. 神戸市の今後の取組

(1) 部活動の地域移行のあり方検討委員会の設置

神戸市におけるこれまでの部活動の取組を検証するとともに、今後の部活動の地域移行の在り方について検討する。

＜検討事項＞

- ①生徒のニーズに応じたスポーツ・文化芸術活動の受皿と指導者確保の在り方
- ②地域移行に伴う負担の在り方
- ③平日部活動と移行後の休日活動との連携・調整の在り方など

(2) 検討委員会の今後のスケジュール

- 令和4年11月10日 第1回検討委員会を開催（年間4回程度開催予定）
- 改革集中期間（～7年度）は、継続開催を予定



検討委員会での意見を踏まえ、ワーキンググループを中心に関係団体との協議や調整を図り、地域移行の具体化を進めていく。

【横浜市】

自治会町内会DX応援事業について

1. 事業化の経緯

(1) 自治会町内会を取り巻く課題

全国的に地域活動の担い手不足が喫緊の課題となっている中、横浜市でも同様に、自治会町内会の活動を支える役員の高齢化や負担の増大が問題となっており、同市内の自治会町内会加入率は低下し、毎年1%以上の減少となっている。

また、定年延長等により今後は現役世代が自治会町内会活動に関わるための負担軽減が必要であり、令和4年度に策定された「横浜DX戦略」において地域の交流と活動を支える新たな担い手の創出をデジタルで促進することが重点方針と定められているなか、担い手を創出するには、活動への関心が低い若年層に対し、手早く情報が届けられる環境をつくることや柔軟性のある活動スタイルを提供することが求められている。

横浜市の自治会町内会の加入率

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
加入率	72.4%	71.2%	69.4%
増減	—	△1.2%	△1.8%

(2) 区提案反映制度

横浜市には、同市の18の行政区がそれぞれ把握した地域のニーズや課題等について、区が現場の視点から解決策を検討し、局における市としての予算化・制度化を提案する仕組みがある。翌年度の予算編成に向けて、①地域の課題や要望に対する区局間の情報の共有化、②区局間の積極的な調整、③区と局の連携による課題解決を目指す。

今回、令和5年度予算に向け、区から「持続可能な自治会町内会運営に向けた自治会業務支援モデル事業の実施」の提案を受け、本事業が決定した。

2. 事業の概要

(1) 位置づけ

- ・令和5年度モデル事業

今年度の事業の状況をもて次年度以降の実施を検討する。

(2) 予算額

- ・3,920千円

(3) 事業の目的

自治会町内会役員の負担軽減に向け、DXに取り組む自治会町内会を支援し、自治会町内会の

加入率の向上を図る。

- ・ほぼ全ての自治会町内会に存在する「回覧板（情報伝達）」「会費徴収」に着目し、そのDXに係る導入費用の補助を実施する。
- ・導入・運用に関する助言を行うアドバイザーを派遣する。
- ・自治会業務の負担軽減に向け、業務内容を委託調査する。こういったところが実際に負担になっているのか十分に把握できていないことから、業務を全て洗い出し、DXで負担軽減ができる業務については、その手法を提案する。

(4) 細事業

① 情報伝達ツールアプリ導入補助

従来紙媒体が多かった回覧板・掲示板の電子化や会場まで足を運ぶ必要があった総会での議決権の行使に活用できる情報伝達ツールアプリを導入する経費を補助

ア 補助対象経費

導入に係る初期費用，利用基本料金，システム利用料，オプション費用（運営効率化に資するものに限る），振込手数料，消費税，その他区長が認める経費

イ 対象期間

令和5年4月1日～令和6年3月末日

ウ 補助率，上限額

補助対象経費の10 / 10，500,000円を上限とする

② 会費キャッシュレス決済導入補助

戸別訪問を行っていた会費の徴収について，スマートフォン対応アプリによるキャッシュレス決済の手数料等を補助

ア 補助対象経費

導入に係る初期費用，利用基本料金，システム利用料，決済手数料，振込手数料，消費税，その他区長が認める経費

イ 対象期間

令和5年4月1日～令和6年3月末日

ウ 補助率，上限額

補助対象経費の10 / 10，60,000円を上限とする

③ 導入・運用アドバイザー派遣

情報伝達ツールアプリ及び会費のキャッシュレス決済の導入等における相談，提案及び導入後の運用支援を行う。

④ 自治会町内会業務調査委託

持続可能な自治会町内会運営のために，現在の自治会町内会で負担に感じていることや，どのようなニーズがあるか等を調査し，デジタルの活用や業務の外部委託等により効率的な運営ができる手法の提案をまとめる。

3. 実施状況

(1) 情報伝達ツールアプリ導入補助

①実施数

3区4自治会で導入・運用中

②導入アプリ

・いちのいち（2自治会）

※いちのいちは、小田急電鉄系のアプリ

・Yumicom（1自治会）

※Yumicomは、大阪の企業が運営しているアプリ

・LINEライトプラン（1自治会）

※LINEの有料プランを活用

③利用状況

アプリの機能を利用し、会員への情報発信（イベント情報、会議開催、手続依頼連絡など）、役員間の連絡などに利用

(2) 会費キャッシュレス決済導入補助

① 実施数

1区1自治会で導入・運用中

② 導入アプリ

・エンペイ

※集金業務支援アプリ、従来は保育園や幼稚園の利用料の集金に活用されている

③ 利用状況

アプリのキャッシュレス決済機能を使用し、自治会費の納入依頼、集金、銀行入金、納入・未納リスト管理、督促発信等を実施予定（8月～）

(3) 導入・運用アドバイザー派遣

派遣実績なし

※アプリの運用だけであれば支援の必要性は低く、アプリ事業者も丁寧に導入自治会のサポートに入っているため、アドバイザー派遣の需要はなかった。

※今回導入している自治会は、会長自身が運用しているというよりは、役員の中にITに詳しい者がおり、提案・運用しているケースがほとんどである。今後、熟知した役員等がないケースでは活用される可能性がある。

(4) 自治会町内会業務調査委託

自治会町内会業務の洗い出しとDX・外部委託化により負担軽減可能な業務の検討、DX・外部委託化の手法提案、費用等の提示などについて、業務委託により調査を実施予定

① 調査の概要

・対象

5 自治会（300～600世帯規模。団体は市から指示する。）

・ヒアリング

2時間 × 4人（会長，総務，会計，行事）＝ 8時間程度（1自治会当たり）
 × 5自治会 ＝ 計40時間程度

・業務量集計

集計フォーマットにより人工，所要時間等で数値化

・業務負担が大きい要素，DX・外部委託化が可能な要素を抽出

・効率化提案

導入可能なDX・外部委託等の手法を提案（概算費用も含む）

<調査の視点> ※横浜市HP掲載の同業務調査委託仕様書から抜粋

・業務の執行体制（事務分担，人員配置）

・業務の量

・業務の流れ（プロセス）

・業務の各作業に要する処理時間

・コア業務（自治会町内会員でなければできない内容），ノンコア業務（自治会町内会員でなくともできる内容）

・定型性，専門性などの特性

・効率化，外部委託の可能性等

<調査対象となる業務の例> ※横浜市HP掲載の同業務調査委託仕様書から抜粋

業務名	作業名
会計業務	会費（徴収）管理，帳簿管理，領収書管理，現金出納管理，財産目録管理，収支予算書・決算書作成，補助金申請・報告区手続，会計監査等
行事運営	企画，会場手配，分担決め，物品手配，広報，会計，運営，危機管理計画等
総会開催	開催方法検討，開催通知作成，議案検討，総会資料作成，役員選出，会員数管理（定足数等計測），総会運営，議事録作成等

② スケジュール

令和5年6月～ 調査対象自治会へ説明・依頼

8月上旬 入札

8月中旬 契約

8月中旬～ 委託事業者との調整，調査開始

令和6年1月 報告・提案書納品

4. 事業の効果

(1) 情報伝達ツールアプリ導入補助

ほとんどの自治会がアプリ導入から日が浅いため、全会員までは広げておらず、役員間での試用段階である。

【参考】

令和3年度に導入済みの自治会の例 ※本事業によらず独自導入した自治会

- ・災害時の活用目的で令和3年から情報伝達ツールアプリを導入。従来は時間がかかっていた安否確認が、一斉にすぐに確認できる。
- ・一人暮らし高齢者などへの人的支援と組み合わせ、アプリによる災害時の安否確認体制を構築
- ・情報発信でも効果がある。イベント開催情報のリアルタイム発信や即時レスポンスなど
- ・全会員がアプリを導入した子ども会では、紙の回覧板を廃止（子ども会に入る条件としてアプリを導入することとした）
- ・ただし、自治会員のうちアプリを導入したのは全体の3割にとどまっている。特に高齢者などで電話番号などの個人情報の入力への抵抗感などが主な理由

(2) 会費キャッシュレス決済導入補助

導入自治会の実際の会費徴収は8月からだが、以下の効果を期待している。

- ・会費納入依頼のLINEでの一斉配信
- ・多様な決済方法による会員の負担軽減、納入迅速化
- ・納入状況のリアルタイム把握
- ・納入者リスト作成の負担軽減
- ・未納督促の一斉配信
- ・銀行口座への自動入金
- ・戸別訪問不要、現金管理の負担軽減

※導入自治会の会長自体が若い方で、自身の子が通う保育園で使用しているアプリの利用経験から抵抗なく導入した経緯があるなどアプリを入れる方は若い方が中心となっている。今後、高齢世帯に広がっていくことを期待し注視している。

5. 次年度以降の対応（案）

- ・今年度事業の結果を踏まえ、自治会町内会業務の負担軽減に向けたDX・外部化の「手引き」を作成
- ・今回は有料のアプリを導入したが、Google DriveやLine Works等無料でも利用できるツールの自治会町内会業務への活用マニュアルを作成
- ・これらを市HP等で発信するほか、自治会町内会への支援を担う区役所や中間支援組織等でも活用してもらえるよう周知
- ・利用料金の負担を軽減するため、アプリ提供事業者との提携により、無料お試し期間や月額利用料割引などの適用を調整 など

6. その他の事業

(1) 地域支援のデジタル化事業 ※現在構築中の事業につき、資料なし

① 事業の概要

令和5年度の新規事業。デジタル技術を活用した地域支援の仕組みづくりとして、自治会町内会やNPO法人等の情報の見える化に取り組み、地域活動への参加促進や団体同士の連携強化を図るもの

② 導入の経緯

事業導入のきっかけは、品川区のしながわすまいるネットというホームページ。

同ホームページは、地図情報上にNPO法人や町内会自治会、いろいろな団体が情報を発信できる基盤を用意している。ベースはGoogle Mapとなっている。

③ 品川区との違い

しながわすまいるネットはホームページをベースにしており、情報発信のみとなっている。

横浜市では、ベースをスマートフォンで情報を集める仕組みとし、団体が告知したい情報を載せるほか、ボランティアを募集している情報を掲載したいと考えている。同情報を各団体がそれぞれ掲示板やリーフレット等で告知していることから、これらの情報をうまく拾い上げられる形にしたいと考えている。

④ スキーム

パッケージの導入ではなく、横浜市が行っている「YOKOHAMA Hack!」という、企業と連携して一から組み立てていくスキームを活用し、今後企業募集を行い、令和5年度秋から冬にかけて事業化、公開したいと考えている。

⑤ 現在の取組

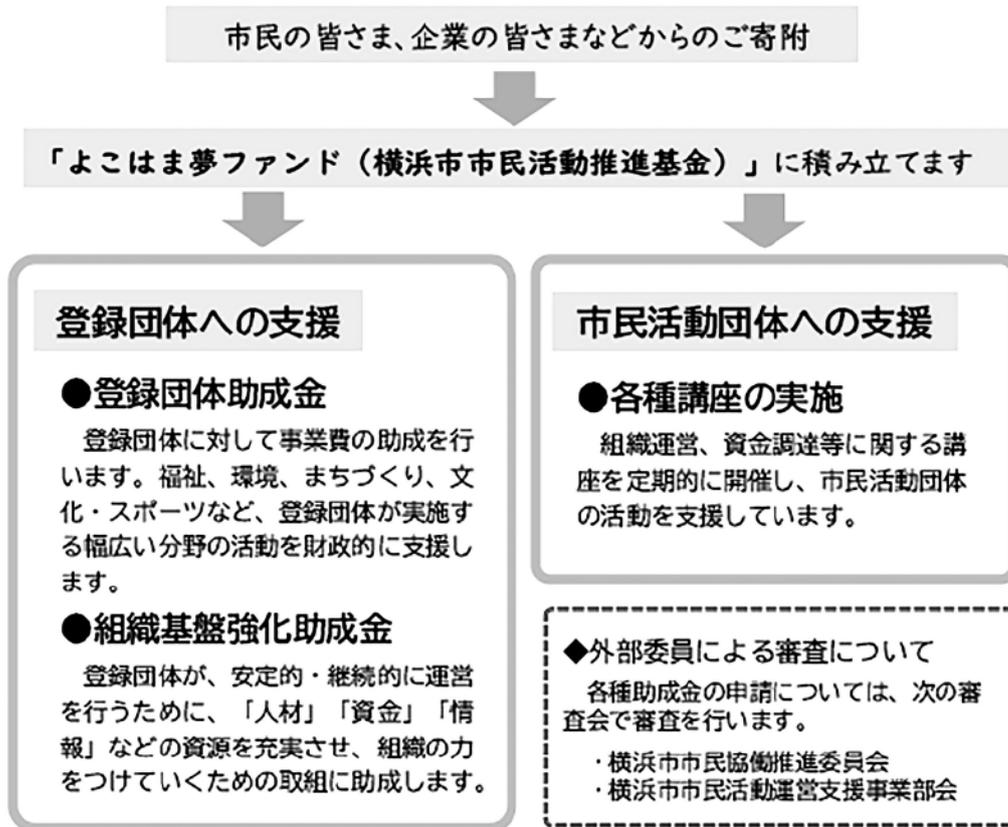
ボランティア情報、イベント情報を発信している団体をピックアップし、どのような仕組みなら使ってみたいか、使いやすいかのリサーチを行っているほか、情報を受け取る側のヒアリングも検討している。ターゲットは大学生を念頭に置いている。同市は学生が多い。大学から情報収集する中で分かったこととして、地域活動に関心のある学生は多いが、各団体からの情報が紙媒体で出ているものが多い一方、ほとんどの学生が情報をスマートフォンで入手していることから、マッチングしなくなっているとのことである。同市では、そこがつながる仕組みとなるよう学生にヒアリングを予定している。学生については、初めはボランティアなど気軽に参加できるものから関わってもらい、将来的には自治会町内会の役員を担ってもらえるような取組にしたいと考えている。

(2) よこはま夢ファンド

① 事業の概要

多くの市民活動団体が行っている福祉や国際交流、環境保全など様々な分野での地域や社会のための活動を支援したい、もっと活発に市民活動ができるような環境をつくりたいとの市民の気持ちを生かすために設けられた基金。寄附金は基金に積み立てられ、あらかじめ登録されたNPO法人の公益的活動への助成など、横浜市内で活動する市民活動団体の支援のために活用する。

② よこはま夢ファンドの仕組み



③ よこはま夢ファンドの特色

特色1

寄附の際、支援したいNPO法人の団体名や活動分野を希望できる。

【団体】

登録しているNPO法人 250団体（令和4年7月末現在）

【活動分野】

- ・保健・福祉・こども
- ・まちづくり・環境
- ・文化・スポーツ
- ・国際・人権・平和
- ・経済・観光振興

特色2

寄附をすると税制優遇制度を利用できる。（ふるさと納税）

（個人の場合は所得税・住民税の控除、法人の場合は全額損金算入）

- ・一定額以上を寄附した市外在住の寄附者には、寄附金額に応じて返礼品を送っている。

④ 実績（令和3年度）

- ・収入

寄附件数 578件

寄附総額 37,502,187円

うち、希望する団体への寄附	545件、3,502,187円
希望する活動分野への寄附	12件、2,145,333円
希望の分野、団体を指定しない寄附	21件、342,600円

・支出

○登録団体助成金

子育て支援、国際交流、子ども教育、環境についての啓発など、登録団体が実施する様々な取組に助成した。

42事業、総額40,664,089円

○組織基盤強化支援

「人材」「資金」「情報」などNPO法人の運営資源を充実させ、安定的・継続的な組織運営の基盤を目指す取組であり、その支援として組織運営に関する8団体の話合いにファシリテーターを派遣し、所属メンバーが感じている課題や気づきを客観的に分析・整理する「自己評価」プログラムを実施、「自己評価」により組織基盤の強化に向けたアクションプランづくりを支援した。

産業観光企業委員会行政調査報告から

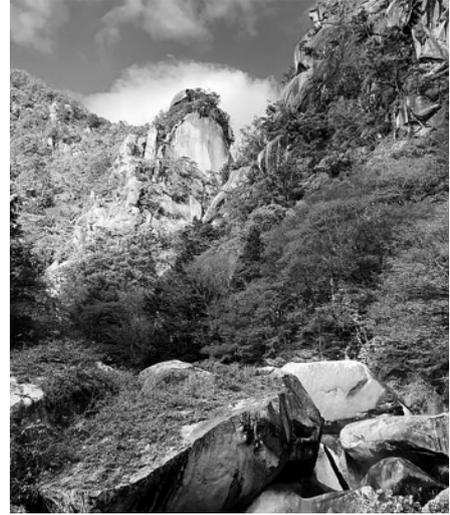
【甲府市】

日本遺産「御嶽昇仙峡」を活用した新たな観光コンテンツの造成について

1. 「御嶽昇仙峡（みたけしょうせんきょう）」について

(1) 「御嶽昇仙峡」について

「御嶽昇仙峡」は甲府市の北部に位置する渓谷で、国の特別名勝にも指定されており、「日本一の渓谷美」とも言われている。長い歳月をかけて削り取られた花崗岩の断崖や荒川上流に展開する奇岩・奇石と赤松のコントラストが絶景となっており、紅葉の時期は特に美しく、多くの観光客が訪れる。近年では、「ユネスコエコパーク（生物圏保存地域）」（令和元年度登録）や「日本遺産」（令和2年度認定）にも登録・認定され、自然や歴史文化を体感できる甲府市を代表する観光地である。



▲御嶽昇仙峡「覚円峰（かくえんぼう）」

（出典：甲府市ホームページ）

〈日本遺産とは〉

文化庁が地域に点在する史跡や伝統芸能などの有形・無形文化財をパッケージ化し、地域の歴史的魅力や特色を通じてわが国の文化・伝統を語るストーリー「日本遺産（Japan Heritage）」として認定する制度。ストーリーを語るうえで不可欠な魅力ある有形・無形のさまざまな文化財群を総合的に活用し、地域活性化を図ることを目的とし、平成27年度から認定を始め、全国で約100か所が認定されている。（出典：文化庁「日本遺産ポータルサイト」から抜粋・一部加筆）

(2) 日本遺産認定に至った経緯・背景

「御嶽昇仙峡」は甲府市を代表する一大観光地であるが、年々減少する観光客が課題となっていたことから、誘客促進や消費拡大のため、山梨県、甲府市、甲斐市、観光関連事業者及び地元住民が課題認識を共有し、解決策を実行する体制の構築が必要であった。

そうした中、令和元年度には、観光事業者や有識者で構成される「昇仙峡リバイバル会議」が設置され、昇仙峡を取り巻く課題の抽出や、昇仙峡のさらなる魅力向上及び誘客等への対応策に関する事、「昇仙峡リバイバルプラン」の策定に関する事のほか、昇仙峡の再活性化に必要な調査・分析を行い、対応策を検討するとともに、昇仙峡の活性化対策についての認識や方向性の統一が図られた。

その後、令和2年3月、同会議において策定された「昇仙峡リバイバルプラン」が市長に提出され、これと並行して日本遺産認定の申請が行われた。

2年6月、日本遺産「甲州の匠の源流・御嶽昇仙峡～水晶の鼓動が導いた信仰と技、そして先進技術へ～」として認定を受けたことを契機として、8月には、「昇仙峡リバイバルプラン」の推進により、昇仙峡及びその周辺地域の観光振興を図るとともに、「日本遺産」という資源を活用して地域の魅力向上に取り組み、郷土への愛着と誇りの醸成、観光関連産業と地域の活性化につなげることを目的に、民間団体と行政が一体となって事業計画の進捗管理を行うため、「昇仙峡地域活性化推進協議会」が設立された。

《昇仙峡地域活性化推進協議会委員及び事務局》

昇仙峡観光協会、(一社)甲府市観光協会、(公社)やまなし観光推進機構、湯村温泉旅館協同組合、甲府ホテル旅館協同組合、山梨県及び甲斐市、甲府市の8団体の代表者
 ※ 会長に甲府市長、副会長に甲斐市長を充て、事務局は甲府市産業部内に設置

(3) 文化庁の「地域文化財総合活用推進事業（日本遺産）」等の活用について

日本遺産認定を受けて、令和2年度からは、日本遺産を対象とする文化庁の「地域文化財総合活用推進事業（日本遺産）」（文化芸術振興費補助金）等を活用し、人材育成事業、普及啓発事業及び調査研究事業等に取り組み、4年度までの3年間で16事業を実施した。

分 類	事 業
人 材 育 成 事 業	・昇仙峡ガイド養成事業
普 及 啓 発 事 業	・構成文化財再発見事業 ・日本遺産を理解するためのイベントの実施（研磨体験事業）
調 査 研 究 事 業	・モニターツアーを活用した環境整備調査（訪日外国人向けツアー） ・モニターツアーを活用した環境整備調査（学校向け社会科見学ツアー） ・昇仙峡総合学術調査 ・未指定文化財の調査研究（修験道に関するさらなる調査） ・古道に関する調査研究 ・嗜好性調査（観光客の動向調査） ・その他（マウンテンバイク等によるコースの調査研究） ・その他（キャニオニングやシャワークライミング等の新たなアクティビティの調査研究） ・その他（昇仙峡地帯のブランディング化に向けた調査研究）
観 光 コ ン テ ン ツ 作 成 事 業	・多言語パンフレットの作成
活 用 整 備 事 業	・便宜施設の設置（トイレのリニューアル） ・その他（構成資産の解説表示版・案内表示板の整備） ・便宜施設の設置（散策路等におけるベンチ等の設置）

2. 新たな観光コンテンツの造成について

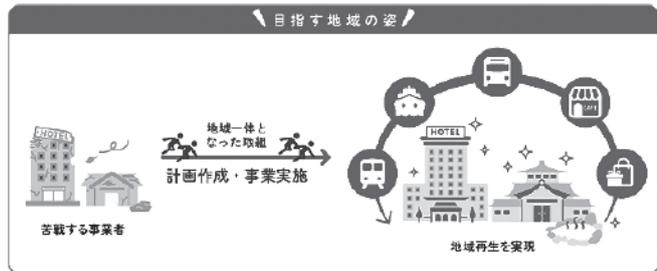
(1) 観光庁の「既存観光拠点の再生・高付加価値化推進事業」の活用について

① 事業実施までの流れ

観光庁「既存観光拠点の再生・高付加価値化推進事業」は、令和3年度の経済対策関係予算事業（令和2年度第3次補正予算）として、長引く新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた観光地が、ポストコロナの反転攻勢につなげるため、地域一体となって取り組む高付加価値化等を支援する事業として創設され、計画の対象となる地域において、自治体・DMO等や複数の事業者による合意形成と地域公募に申請し、「候補地域」として採択される必要があった。

〈観光庁「既存観光拠点の再生・高付加価値化推進事業」とは〉

地域等が策定した「観光拠点再生計画」に基づき、観光拠点を再生し、さらに地域全体で魅力と収益力を高める事業について、観光施設全体が再生できるような施設改修や廃屋の撤去等を短期集中で強力に支援するため、令和



2年度3次補正予算において創設された新たな補助制度

(出典：地域一体となった観光地の再生・観光サービスの高付加価値化事業事務局ホームページ)

(2) 甲府市「観光拠点再生計画」について

① 計画の概要

甲府駅周辺エリアは、東京圏から約90分でアクセスできるという強みを有しており、飲食店や宿泊施設が集積する甲府市の主要な観光拠点である。また、甲府駅周辺エリアから車で30分の距離には、「甲武信（こぶし）ユネスコエコパーク」や「日本遺産」の御嶽昇仙峡エリア・湯村温泉エリアなど、甲府市を代表する拠点が立地している。しかしながら、同駅周辺を訪れる観光客は短時間の滞在となる傾向が見られ、滞在時間の延伸、観光消費の促進が課題となっている。また、紅葉の時期にハイシーズンを迎える御嶽昇仙峡エリア周辺においては、交通渋滞や駐車場の混雑が生じており、観光客の満足度低下につながっている。

こうしたことから、同計画では、観光拠点間を効率的に結びつけるとともに、ポストコロナにも対応できる二次交通の在り方を実証し、観光客の滞在時間の延伸、観光消費の促進、満足度向上につなげることで、観光拠点の再生を図ることを目的とした。

② 計画の地域

ア 甲府駅周辺エリア（丸の内・中央）

JR中央線甲府駅や高速バスを含むバスターミナルなどが接続する交通結節点となっており、また、同駅周辺は県内随一の飲食店集積エリアとなっている。

イ 御嶽昇仙峡エリア（猪狩町・御嶽町など）

国の特別名勝に指定されており、令和元年にはユネスコエコパークに登録され、2年には日本遺産に認定された。また、山梨県などが実施する「やまなしMaaS」では、観光用モビリティの導入など官民連携の取組が行われている。

ウ 湯村温泉エリア（湯村）

約1,200年前に弘法大師が開湯したと伝えられ、名将・武田信玄公も戦の傷を癒したと伝えられる歴史ある温泉郷。令和3年には、信玄公生誕五百年に合わせて「信玄の湯 湯村温泉」に改称され、様々なプロモーションが展開された。

③ 計画の目標

ア 御嶽昇仙峡エリアの入込客数（10～11月）の増加

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の令和元年度実績（11万2,384人）を上回ること。

イ 利用者の満足度

実証運行の利用者を対象とするアンケートにおいて、「満足した」などの回答を7割以上獲得すること。

④ 計画の参加者

ア 地方公共団体：甲府市，甲斐市

イ DMO：（公社）やまなし観光推進機構

ウ 民間企業：山梨交通株式会社

エ 観光関係団体：（一社）甲府市観光協会，昇仙峡観光協会，湯村温泉旅館協同組合

⑤ 地域の課題

「第3次甲府市観光振興基本計画（令和3～7年度）」では、基本方針の一つに「安全・安心で快適な観光地づくりの推進」を掲げ、「公共交通と連携した周遊観光の情報提供」に取り組むこととしている。さらに、コロナ禍では、公共交通の利用を敬遠する傾向からマイカー利用が増加し、交通渋滞の悪化による来訪者の満足度低下や消費機会の喪失が懸念されるため、安全・安心に利用できる二次交通を充実させる必要がある。また、こうした取組とワインをはじめとした甲府市の地域資源を活用したプロモーションを組み合わせて展開し、来訪者の満足度向上と観光消費の促進につなげる必要がある。

⑥ 課題解決・目標達成のために実施する事業

ア 座席予約制を取り入れた周遊乗合バスの実証運行（実施主体：山梨交通（株））

イ 実証運行を軸としたツアーの造成による誘客促進（実施主体：甲府市，（公社）やまなし観光推進機構）

ウ 実証運行を軸とした各観光拠点ごとの誘客イベント等の連携やプロモーションの実施（実施主体：甲府市，（一社）甲府市観光協会，昇仙峡観光協会，湯村温泉旅館協同組合等）

(3) 令和3年度に実施した実証運行及びオプションツアーについて

① 事業の目的

ア 観光拠点間を効率的に結びつけるとともに、ポストコロナに対応することができる二次交通の在り方を実証し、観光客の滞在時間の延伸、観光消費の促進、満足度向上につなげることにより、観光拠点の再生を図る。

イ 実証運行において、日本遺産「御嶽昇仙峡」へのアクセスに関し、既存路線バス以外の新たな二次交通を募集型ツアーで提案し、多彩なニーズに応えつつ、交通渋滞等の課題解決を探るとともに、バス事業者にとって大きな課題である「マイカーを置いてバスを利用しても

らえる二次交通（パーク・アンド・ライド）」の可能性について検証を行う。

ウ 実証運行をベースとしたオプションツアーを造成し、甲府市の魅力を発信するとともに、市内の観光コンテンツに付加価値をつけることによる誘客力について検証を行う。



▲令和3年度実証運行チラシ

(出典：山梨交通株式会社ホームページ)

② 実証運行

ア オープントップバス「昇仙峡スカイバス」の運行

<p>コンセプト</p>	 <p>コロナ禍でも安全・安心して利用できる二次交通として、話題性があり集客が期待できるオープントップバス</p> <p>▲オープントップバスから望む「御嶽昇仙峡」 (出典：株式会社武田広告社「山梨県内の情報を届けるポータルサイト「PORTA」」)</p>	
<p>運行期間</p>	<p>令和3年10月16日（土）～12月15日（水）（61日間）</p>	
<p>運行回数</p>	<p>1便（9時45分発）・2便（13時50分発）は毎日運行 3便（18時50分発）は、昇仙峡ライトアップに対応し、（金）、（土）及び祝日の前日のみ運行</p>	
<p>運行コース</p>	<p>甲府駅 → 湯村温泉郷 → グリーンライン経由 → 昇仙峡 → 双葉経由 → 湯村温泉郷 → 甲府駅</p>	
<p>料金</p>	<p>大人：2,500円（3便は1,000円）小児（小学生以下）：1,000円</p>	
<p>乗車実績</p>	<p>実績2,070人／目標1,860人（実績率：111.3%）</p>	

イ 渋滞を回避する新たなルート「金櫻神社と昇仙峡バス」の運行

コンセプト	 <p>観光シーズン中の昇仙峡の渋滞回避を目的として、金運のパワースポットとして人気の金櫻神社を經由したルート</p> <p>▲金櫻神社（出典：甲府市観光協会「甲府観光ナビ」）</p>
運行期間	令和3年10月16日（土）～12月15日（水）（61日間）
運行回数	1便（9時00分発）・2便（9時50分発）・3便（14時00分発）を毎日運行
運行コース	甲府駅 → 湯村温泉郷 → 金櫻神社 → 昇仙峡 → グリーンライン経由 → 千塚経由 → 湯村温泉郷 → 甲府駅
料金	大人：2,000円 小児（小学生以下）：1,000円
乗車実績	実績510人／目標1,860人（実績率：27.4%）

③ オプションツアー（一部）

ア 全景甲府盆地 恋人の聖地で気球体験

内容	恋人の聖地「幸せの丘ありあんす」見学と甲府盆地を気球から眺める空旅を体験
料金	ベースツアー料金+大人・小児2,980円
利用者数	125名（開催回数：6回）

イ 山梨県立美術館 専門ガイドの案内で鑑賞

内容	<p>山梨県立美術館でジャン＝フランソワ・ミレーなどの絵画を専門ガイドの案内で鑑賞</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>▲山梨県立美術館（外観）</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>▲山梨県立美術館（内観）</p> </div> </div> <p>（出典：甲府市観光協会「甲府観光ナビ」）</p>
料金	ベースツアー料金+大人・小児1,980円
利用者数	28名（開催回数：6回）

(4) 令和4年度に実施した実証運行について

① 事業の目的

ア アフター（ウィズ）コロナに向けて、前年度に実施した実証運行のコンテンツの絞り込みとブラッシュアップにより、観光客の滞在時間の延伸、観光消費の促進、満足度向上につなげるとともに、次年度以降の商業ベースでの継続運行及び定着化の可否について検証を行う。

イ 昇仙峡エリアにおいて注目されていない観光拠点を発掘し地域の活性化を図るとともに、特殊車両（天窓付路線バス）を導入して話題性を創出し、同エリアの再生・高付加価値化につなげる。



▲令和4年度実証運行チラシ▲

(出典：山梨交通株式会社ホームページ)

② 実施概要（一部）

ア 昇仙峡ツアー（昼）

内 容	ダイナミックな渓谷美と甲府の豊かな自然を堪能するツアー
運 行 期 間	令和4年10月22日（土）～11月20日（日）（30日間）
運 行 回 数	1便（9時30分発）・2便（13時40分発）を運行 ※一部の日は1便のみ運行
運 行 コ ー ス	甲府駅 → 湯村温泉郷 → グリーンライン経由 → 昇仙峡 → 双葉経由 → 湯村温泉郷 → 甲府駅
料 金	大人：3,000円 小児（小学生以下）：1,500円
乗 車 実 績	実績800人／目標995人（実績率：80.4%）

イ サントリー登美の丘（とみのおか）ワイナリーツアー（昼）

内 容	<p>登美の丘からの眺望とワインを堪能できるツアー</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>▲テラスからの眺望</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>▲ワイン蔵</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>▲ワインショップ</p> </div> </div> <p>(出典：公益社団法人やまなし観光推進機構「富士の国やまなし観光ネット」)</p>
運 行 期 間	令和4年10月22日（土）～11月20日（日）（30日間）
運 行 回 数	1便（13時40分発）のみ運行 ※（水）・（土）・（日）は運行なし
運 行 コ ー ス	甲府駅 → 湯村温泉郷 → 登美の丘（ワイン蔵・ワインショップ） → 湯村温泉郷 → 甲府駅
料 金	大人：3,500円 小児（小学生以下）：1,700円
乗 車 実 績	実績82人／目標225人（実績率：36.4%）

ウ 奥昇仙峡・野猿谷（やえんだに）林道シャトルバス

運行期間	令和4年10月28日（金）～11月27日（日）（31日間）
運行回数	 <p>1日6往復（天窓付路線バス）</p> <p>▲野猿谷林道を走る「天窓付路線バス」（出典：山梨交通会社ホームページ）</p>
運行コース	<p>昇仙峡滝上 ⇄ 板敷溪谷 ⇄ マウントピア黒平（野猿谷林道経由）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">    </div> <p>▲板敷溪谷 ▲マウントピア黒平▲</p> <p>（出典：株式会社武田広告社「山梨県内の情報を届けるポータルサイト「PORTA」」）</p>
料金	<p>大人：1,500円（1日フリー乗車券）</p> <p>小児（小学生以下）：800円（1日フリー乗車券）</p>
乗車実績	実績80人／目標620人（実績率：12.9%）

エ 紅葉の昇仙峡周遊バス（秋の昇仙峡ほろ酔いツアー）

内容	昇仙峡エリアの魅力ある観光地を巡りながらお酒を楽しめる周遊バス
運行期間	令和4年10月22日（土）～11月27日（日）（土日のみ12日間）
運行回数	1便1便（小型観光バス）※（土）・（日）のみ運行
運行コース	<p>甲府駅 → ObinaBrewing（オビナブリューイング）→ 昇仙峡滝上 → ドメーヌQ → 甲府駅</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">     </div> <p>▲ObinaBrewing（外観・醸造設備） ▲ドメーヌ・Q（外観・醸造設備）</p> <p>（出典：株式会社武田広告社「山梨県内の情報を届けるポータルサイト「PORTA」」）</p>
料金	<p>大人：5,000円（昼食代・飲料代含む）</p> <p>小児（小学生以下）：2,500円（昼食代・飲料代含む）</p>
乗車実績	実績153人／目標180人（実績率：85.0%）

3. 実証運行の成果

令和3年度は、山梨県内に要請されたまん延防止等重点措置や首都圏に発令された緊急事態宣言の期間が明けて間もなくという大変厳しい時期となり、広報・宣伝もままならない状況での事業開始となったが、紅葉シーズンには県内外から多くの集客に成功し、合計で延べ利用者は3千人に迫る盛況となった。

4年度は、ウィズコロナとなり行動制限もなく、全国旅行支援も実施されるなど、前年度とは異なるにぎわいが見られ、昇仙峡の紅葉が進むにつれ、利用者が増加した。

また、前年度にはなかった昇仙峡エリアの他施設への運行や夜運行便を設定し、10月末に開催された「信玄公祭り」の観光客を夜運行便に誘客することにも成功した。

利用者を対象に実施したアンケート調査において、両年度とも、本バスツアーが旅行のきっかけになったとする回答が8割を超えたこと、満足度についても肯定的な回答（「満足」、「やや満足」）が約9割を占めたこと、また、4年度には、宿泊を伴う利用者が4割を占めたことなどから、本事業の目的である「滞在時間の延伸」、「観光消費の促進」、「満足度の向上」による観光拠点の再生に一定の成果が得られた。

また、通常は自家用車で昇仙峡を訪れる県内在住者が利用者の約半数を占めたほか、宿泊地である湯村温泉郷から乗車する利用者が一定数あったことから、バス事業者にとっての課題である二次交通（パーク・アンド・ライド）の可能性の検証や、昇仙峡地区の渋滞緩和の解決に向けた一定の成果が得られた。

4. 今後の課題及び取組

魅力あるコンテンツが提供できれば、厳しい環境下でもアイデア次第でバスを利用してもらえるという確かな手応えを感じることができた一方で、実証運行であったことから、利用者の獲得を最優先とするため、甲府市の魅力の発信を主眼として、補助金を活用した極めて低廉な価格設定としたことなどから、事業収支については大変厳しいものとなった。

実証運行を踏まえる中で、今後、運行の時期・期間・曜日等を限定しながら、採算を考慮した料金設定での集客が可能であるかについてさらに検証し、紅葉のピーク時における運行便数を確保するとともに、年間を通じて楽しめる体験型ツアーの創出等（分散型旅行）により、混雑の緩和や旅行需要の平準化、事業収支の均衡が図られる運行を模索する必要がある。

また、首都圏に対して、より訴求力のあるPR方法を検討して利用者増を図るとともに、観光拠点の受入れ体制の再構築などに取り組み、事業収支において利益が確保されることが本格運行につながるための重要な課題である。

令和5年度は、名勝指定から100年、特別名勝指定から70年となることから、昇仙峡を訪れた歌人が詠んだ歌を歌碑として遊歩道沿いに設置し、昇仙峡の価値を高めていくことを検討している。

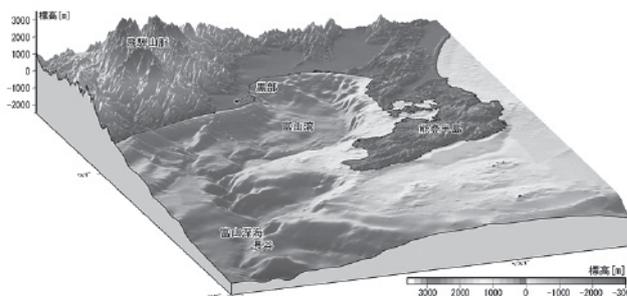
【富山市】

富山市塩地区しおにおける耕作放棄地対策について

1. 富山市農業の概要

(1) 富山市の概要・地理的特徴

富山市は、富山県の中央部に位置し、東南は立山連峰を経て長野県に接するとともに、南は岐阜県に接し、北は日本海の富山湾に面している。市域は、東西60.7キロメートル、南北43.8キロメートルで、総面積が、1,241.77平方キロメートルと富山県の約3割を占め、国内においても最大級の面積を有する日本海側有数の中核都市である。



(出典：(一社)立山黒部ジオパーク協会ホームページ)

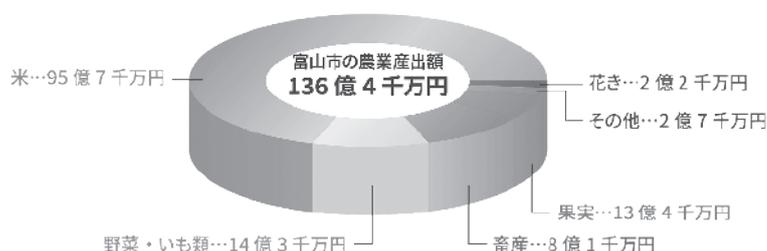
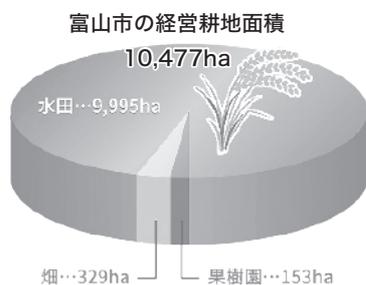
市の南部には急峻な山岳があり、これらの山々を源とする大小の河川が中山間地域を経て肥沃な平野部を形成し、富山湾に注いでいる。

海拔ゼロメートルから標高3千メートル級に及ぶ標高差と広大な面積を有する富山市は、主要な河川の上流から下流までが一体となった多様な自然環境を擁する都市である。

気象面では、直近10年間の平均降水量は2374.2ミリメートル、年平均気温は14.5℃、年間合計日照時間は平均1,647.2時間となっている。

(2) 富山市の農業

富山市における経営耕地面積10,477ヘクタールのほとんどを水田が占め（水田率95%以上）、農業産出額の約7割を米が占めている。そのほか、野菜、いも、果実、花きなどが生産されており、代表的なものとして、呉羽地区で生産される「呉羽梨」や、特産化に取り組んでいる「えごま」などが挙げられる。



(出典：富山市就農支援ポータルサイト「農業人とやま」)

2. 富山市塩地区の大規模農地の整備について～富山市塩地区における耕作放棄地対策～

(1) 事業実施の背景・経緯

富山市塩地区は、市域のほぼ中央、神通川の右岸水域に位置している。もともと狭くていびつな形の水田が大半を占めており、道路や水路が未整備であったことから作業効率が悪く、農業者の高齢化の進行とともに耕作放棄が進み不作地となり、集落だけでは解決が困難な状況に陥っていた。

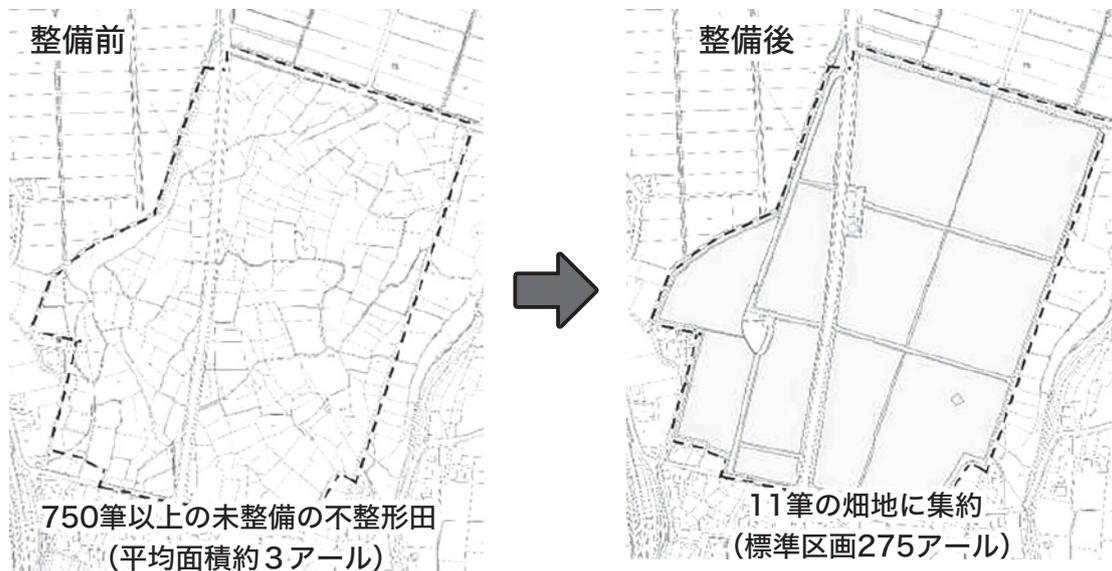
そのような中、富山市においては、健康効果が高く高付加価値が期待できる栽培種目としてえごまに注目し、特産化及び6次産業化を目指して取組を進めていたことから、塩地区の耕作放棄地を取得し、県営事業として大区画の畑地に再生した上で、意欲ある農業経営体に貸し出し、えごまなどの高収益作物の栽培を支援することとした。

「耕作放棄地」とは

以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する意思のない土地 ※「農林業センサス」で定義されている。

(2) 事業実施後の農地・用排水路等の状況

平均面積約3アールの750筆を超える未整備田は、平成27年度から29年度にかけて、県営農地整備事業として大規模農地への整備が行われ、標準区画275アールの大区画畑地11筆に集約された。併せて、農道や用排水路の整備等が行われ、大型機械の導入や用水の安定供給が可能となり、作物の効率的な栽培が可能となった。



▲農道事業実施前後の農地・用排水路等の状況（出典：富山市資料・一部加工編集）

(3) 大区画農地での営農支援～高収益作物の導入等による営農体系の転換～

えごまをはじめとする高収益作物の大規模露地栽培への転換を推進するため、富山市は、整備後の農業経営体への農地貸付けに当たり、トラクタや定植機などの大規模露地栽培用の大型機械一式を取得し、農地と併せて貸し出すことに加え、これらの農業用機械や農機具の格納庫3棟を整備した。このことにより、農業経営体は農業用機械取得のための初期投資が不要となり、大型機器を用いた効率的な畑作が即時に可能となった。

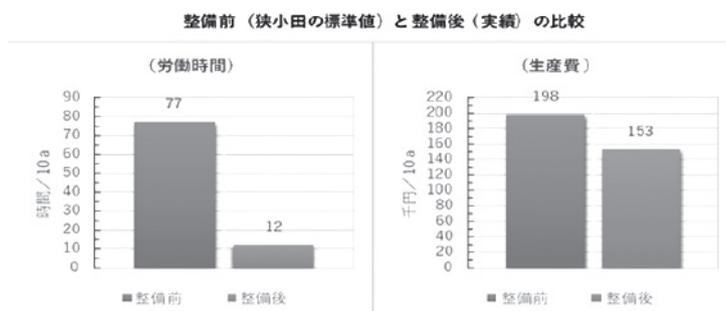


▲富山市が整備・取得した格納庫と大規模露地栽培用機械（大型トラクタ・定植機）

（出典：富山市資料・一部加工）

(4) 農地の大区画化等による生産コストの削減

大型機械による耕作が可能になったことにより、生産コストが大幅に削減され、（狭小田標準値による）整備前のえごま作付けにおける10アール当たりの労働時間が77時間であったのに対し、整備後は12時間となり、84%の削減につながっている。また、生産コストについても、整備前は19万8千円であったのに対し、整備後は15万3千円となり、23%の削減につながった。



▲整備前（狭小田の標準値）と整備後の比較（労働時間・生産量）

（出典：富山市資料）

(5) えごまの6次産業化及びブランド化の取組

富山市では、えごまの6次産業化を持続的に発展させるため、令和2年度に「富山市えごま6次産業化推進プラン」を策定し、えごまの6次産業化にも継続して取り組んでいる。認知度を高め、より市民に愛され地域に根差した特産物となることを目指して認定商品登録制度を創設し、地域ブランド名「富山えごま」を定め、公募により決定したロゴマークの商標登録を行うなどブランド化を進めており、現在、138品目が「富山えごま」認定商品として認定されている。

富山えごまポスター（出典：富山市ホームページ）▶



地域ブランド「富山えごま」認定商品

1. 富山市民が購入できる商品
2. 富山市内の事業者・個人が生産・製造・加工、または販売している商品
3. 富山県内で生産されたえごま、または富山県外産のえごまであっても認証機関による有機認証等の認定を受けたえごま（同等程度の品質のものを含む）を使った商品

(6) 富山市えごま6次産業化推進グループ

えごまの生産・加工・流通などの総合的な推進を目的に、えごまの生産者や流通・販売者、大学関係者、マスコミ等で構成する「富山市えごま6次産業化推進グループ」が設立され、富山市山田地域の植物栽培工場でえごまの生産を行うとともに、えごまを活用した商品の開発、試食会の開催や展示会への参加、SNSを活用した宣伝・普及を行い、消費拡大に取り組んでいる。

このような取組を進めることにより、令和3年度には、市内全体で18名の新規雇用が生み出されるなどの効果が現れており、塩地区の大規模農地においてえごまを栽培している株式会社健菜堂（富山市草島）では、農業専従者として障害者を積極的に雇用するなど、「農福連携」の取組も広がりつつある。

3. 富山市塩地区でのスマート農業の取組～えごま栽培の推進～持続可能なえごま生産の確立プロジェクト～

(1) 我が国の農業分野における課題

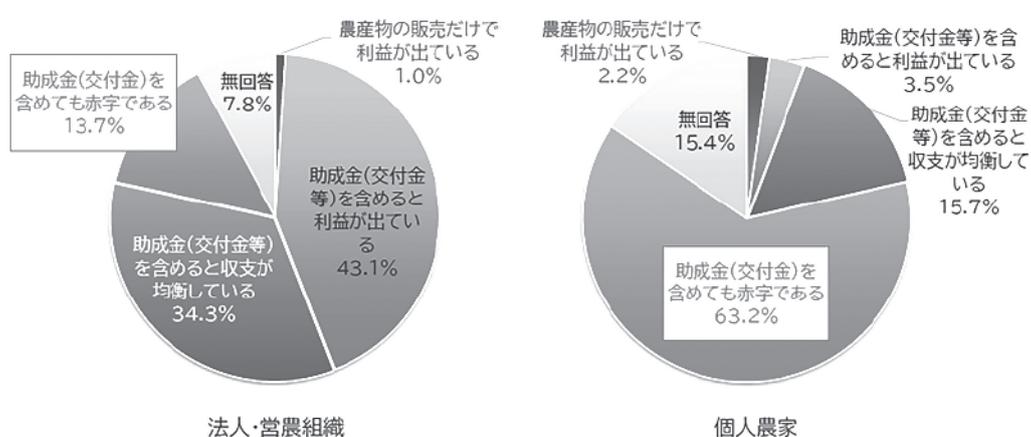
農業就業者のうち、個人経営体の基幹的農業従事者（15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者（雇用者は含まない。）は減少傾向が続いており、令和2年の基幹的農業従事者数は、10年前の平成22年と比べて約33%、20年前の平成12年と比べると約40%減少し、農林水産省の2020年農林業センサスによると、全国で約136万3千人という結果が出ている。また、基幹的農業従事者の平均年齢は、平成12年からの20年間で5歳以上上昇しており、担い手の減少と高齢化が課題となっている。また、1農業経営体当たりの平均経営耕地面積は、平成27年の1.8ヘクタールから、令和2年には3.0ヘクタールに拡大しており、農地集約に伴い、生産規模5ヘクタール以上の大規模農家が増加している。

我が国の農林水産業の現場では、依然として、機械化が難しく手作業に頼らざるを得ない危険な作業やきつい作業、農業機械の操作など熟練者でなければできない作業が多く、新規就農者や女性の参入が難しいことから、省力化、人手の確保、負担の軽減が重要な課題となっている。

(2) 富山市における農業経営の現状と課題

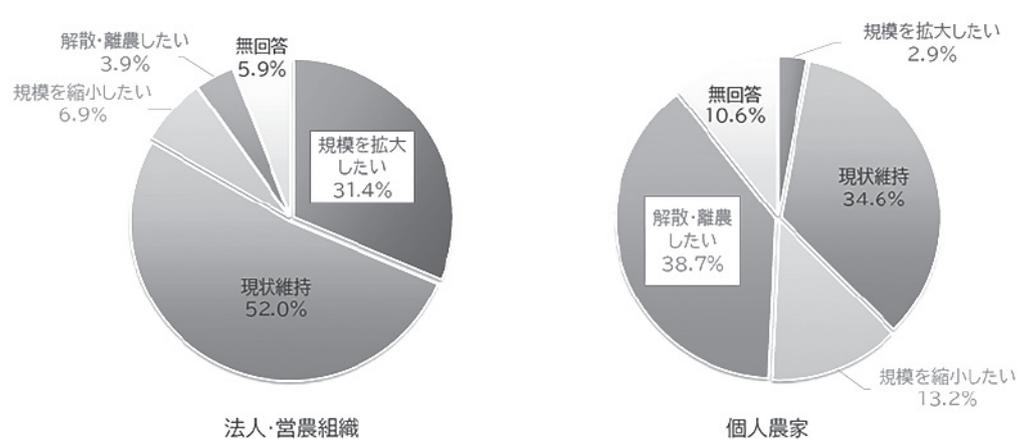
	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	R 2 / H17
総農家数 (戸)	9,370	7,958	6,570	4,962	▲ 4,408 (▲ 47%)
基幹的農業従事者 (人)	4,747	4,453	4,267	3,377	▲ 1,370 (▲ 28%)
耕作放棄地 (ha)	512	563	581	752	+240 ha (+46%)

富山市では、集落で農業を営む集落営農組織の増加に伴い総農家数が大きく減少しており、耕作放棄地は、平成17年から令和2年までの15年間で46%増加している。



出典：平成28年2月富山市実施「農業者アンケート」結果より作成

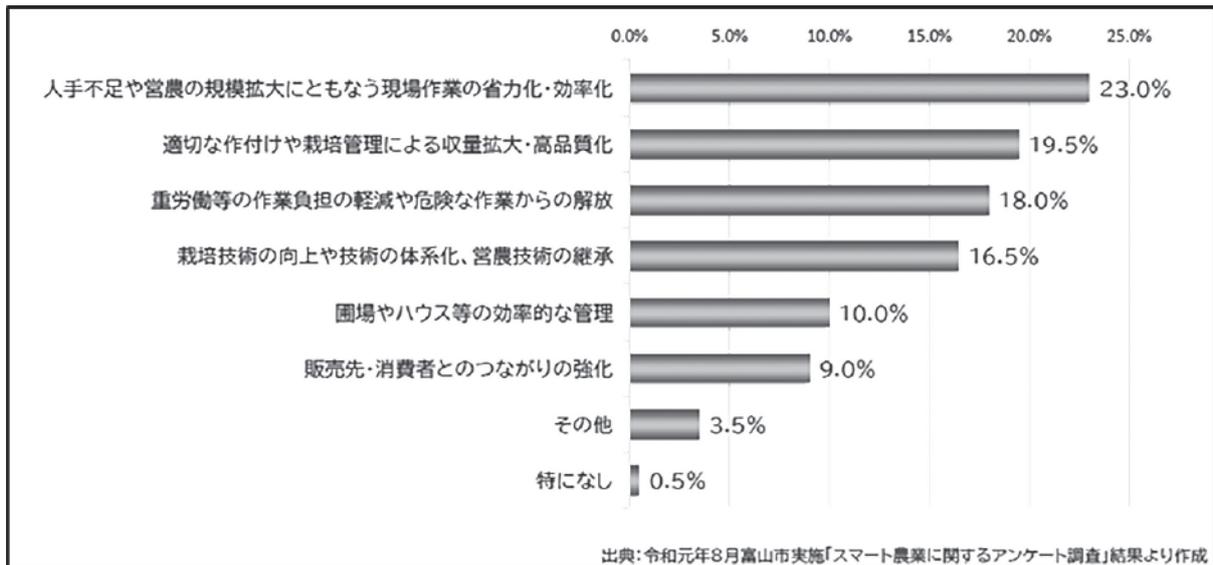
平成28年2月に実施した「農業者アンケート」によると、農産物の販売だけでは利益が出ていない農家の割合は、「助成金（交付金）を含めても赤字である」農家も含め、法人・営農組織で約9割、個人農家では、「助成金（交付金）を含めても赤字である」との回答が過半数を超えており、非常に厳しい経営状況にある。



出典：平成28年2月富山市実施「農業者アンケート」結果より作成

また、今後10年間の農業経営の意向については、法人・営農組織では、約3割の経営体が経営規模の拡大を望む一方で、個人農家では、規模の縮小や解散・離農を考える経営体の割合が半分

以上と厳しい状況を反映した結果となっている。



令和元年8月に実施した「スマート農業に関するアンケート調査」によると、農業経営上の大きな課題は、「人手不足や営農規模の拡大に伴う現場作業の省力化・効率化（23.0%）」、「適切な作付けや栽培管理による収量管理・高品質化（19.5%）」、「重労働等の作業負担の軽減や危険な作業からの解放（18.0%）」などとなっており、現場作業の省力化や効率化、作業負担の軽減等といった作業効率が求められる一方、収量の拡大や高品質化、技術継承といった品質管理面でも課題を抱えている。

(3) 実証事業「富山市センサーネットワークを活用したえごま栽培におけるスマート農業の確立」

担い手や後継者の不足といった人的問題と作業負担の軽減や危険な作業からの解放といった省力化の問題を解決する方策として、農業分野の課題をロボット技術、AI、IoTなどの先進技術によって解決しようとする新しい農業の形態（「スマート農業」）が注目され、多くの効果が期待されている。

富山市では、農林水産省（農林水産技術会議）が行う「スマート農業実証プロジェクト」の一環として、①自動運転トラクタ（無人トラクタ）や自走式草刈機による10アール当たりの労働時間20%削減及び生産コスト9%削減、②ドローン及びリモートセンシングの生育診断による単収10%増加、③株間除草ロボットによる農地管理労働時間の20%削減を達成目標として、富山市をはじめ、地元企業や農機具メーカー等で構成するコンソーシアム（事業共同体）による実証を行い、課題ごとに対応する技術を導入し、作業の省力化や安全性の向上、栽培管理の効率化に取り組んだ。

《富山市スマート農業導入実証コンソーシアム（事業共同体）》

富山市、富山県立大学、株式会社健菜堂、株式会社グリーンパワーあおば、株式会社北陸近畿クボタ、クボタアグリサービス株式会社、JVS株式会社、株式会社CHRONOX、株式会社ナリキ、あおば農業協同組合、山田村農業協同組合

① 実証に導入した技術

ア 自動運転トラクタ（無人トラクタ）

大規模農地において自動運転トラクタ（無人トラクタ）での耕起と有人トラクタでの畝立・播種を同時に行う協調作業による作業効率化の実証を行ったところ、10アール当たりの作業時間は約46%削減された。

また、播種作業を行う春先の天候不順が多い富山市においては、畝立後に雨が降った場合、翌日以降の播種が上手くできない事象が発生していたことから、同一日に畝立・播種作業を行えるという作業時間には現れないメリットが実証された。

なお、雑草等の障害物がある圃場では、センサーの反応による自動運転停止が頻発し、無人走行での使用は逆効果となる場合もあることから、スマート技術の導入効果を最大化するためには、雑草除去作業の効率的な実施、もしくはセンサー感度の改善等が課題とされた。



▲自動運転トラクタ（無人トラクタ）

- ・圃場の形状に合わせた最も効率的な作業ルートを自動作成
- ・作業開始位置までスイッチひとつで自動的に移動
- ・過度の重複等の無駄の少ない作業
- ・障害物等が近づくと自動運転停止

イ GPS自動操舵システム（有人トラクタ）

中山間地域における耕起作業にGPS操舵システム（有人トラクタ）を導入し、省力化の実証を行ったものの、農地面積が小さいことや、熟練作業者が操作を行ったことから、作業時間は、慣行比5%減にとどまり、大幅な削減効果は得られなかった。

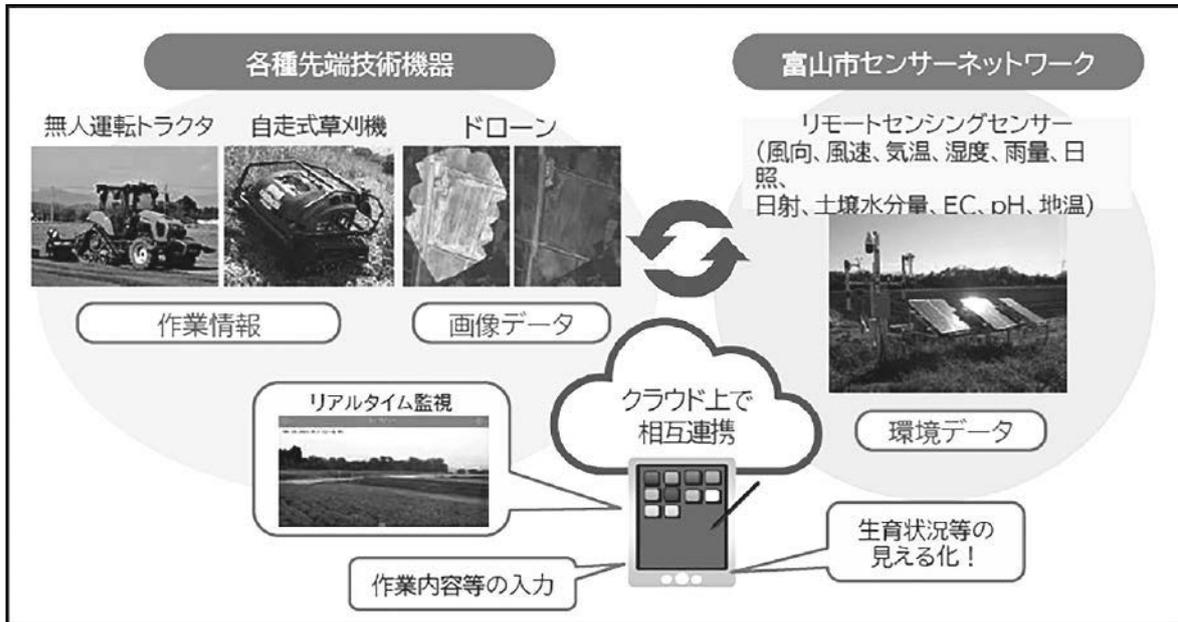
トラクタの運転操作がアシストされることにより、作業の疲労感が大幅に削減されることや、新規就農者等でも熟練技術者と同様以上の作業が可能となるなど、一定の導入効果が見込まれる一方で、作業時間（＝人件費）の削減効果は少なく、イニシャルコストを回収できない可能性が高いとされた。



▲GPS自動操舵システム
（有人トラクタ）

- ・GPSによりまっすぐな畝立をアシスト
- ・疲労感の少ない作業

ウ アプリケーションを活用したデータ蓄積と「見える化（クラウドシステム構築）」



自動運転トラクタ（無人トラクタ）による作業情報やドローンで取得した画像データのほか、農地に設置したリモートセンシングセンサーを通じて得た風向、風速、気温、湿度、雨量、日照、日射、土壤水分量、EC（電気伝導度）、pH値、地温などの環境データの解析を実施し、同時に、解析結果から得られた情報を生産者へフィードバックするためのアプリケーションを開発した。

ドローンの画像を解析した結果、ドローン画像から算出した指数を確認することで、生育状況や発蕾の有無を確認できることや、ドローン画像解析結果から圃場内の生育ムラ等を確認することで、大規模農地では圃場内の株の生育状況の確認に必要な作業時間を削減できる可能性があることが示唆された。

富山市センサーネットワークとは

ICTを活用して都市機能やサービスを効率化・高度化するスマートシティの実現に向け、「富山市センサーネットワーク」は、リアルタイムに変動する様々な情報を市内全域のセンサーネットワーク網からクラウド上へ集約し、複合的に分析・可視化することによって、幅広いサービスへの展開を実現するためのもので、省電力広域エリア無線通信（LPWA）を用いて市内全域に展開した無線通信ネットワーク網（LoRaWAN）と、これを經由してIoTセンサーからの収集データを管理するシステム（プラットフォーム）で構成された情報基盤。これにより集約したデータを分析・活用することで、新たなサービスの提供や行政事務の効率化、IoT技術を活用した新産業の育成などを目的とするもの。

（出典：富山市ホームページ・一部加筆）

エ 株間除草ロボット

令和元年度から、富山県立大学と、えごま栽培において最も重労働である除草のための株間除草ロボットの共同開発に取り組んでおり、現在も、畝に沿って自動で走行する機能や、ディープラーニング（深層学習）を用いた手法により、判別精度を高めるための学習を重ね、他のシステムと連動するための改良を実施している。

模擬圃場における実証の結果、平均して毎分2メートル、一畝（180m）当たり約1.5時間で除草作業が実施可能とされた。

本来は、発芽から20cm程度に生長する3か月間に3回の株間除草を行うことが理想であるが、圃場が広大であるため行えていないが、一定の条件を前提として株間除草ロボットを生産現場に導入した場合、約210時間（人力に換算すると140時間相当）の運用が可能となり、これまで人力で行っていた株間除草作業を自動化（無人化）することで大幅な労働時間の削減が可能となるとともに、複数台同時運用を行うことで、人力では不可能であった1シーズン3回の株間除草が可能と推計された。

② 実証に取り組んだスマート農業技術を普及するための今後の取組

- ア 市民や認定農業者、農業参入企業、農福連携法人等を対象として研修会等の取組により、実証の効果や課題、対策を説明し、普及啓発を図る。
- イ スマート農業機器の導入に対する富山市の補助事業を引き続き実施する。
- ウ ホームページや広報誌、広報テレビ番組等でスマート農業の普及啓発支援を行う。
- エ 市教育委員会と連携し、市内小学校児童向けの教材等への掲載や出前講座を通じて、次世代を担う子ども達の理解醸成に努める。

4. 今後の取組（まとめ）

塩地区においては、大規模の畑地の基盤整備を行った上で、意欲のある農業者に貸し付けるという方策を行ったことで、営農がままならなかった土地が生まれ変わり、えごまなどの高収益作物の栽培を行う契機となった。さらに、6次産業化の取組により、作物の高付加価値化や特産化の動きにもつながった。

富山市としては、農地借受者が効率的かつ安定した農業経営に取り組めるよう、引き続き営農環境の維持管理などを行うとともに、意欲のある地域の農業者の担い手を支援することにより、地域経済の活性化、雇用の創出、さらには持続可能な農業の実現につなげていきたいと考えている。



▲株間除草ロボット

- ・ 畝に沿った自律走行技術
- ・ えごまと雑草を判別する画像処理技術

【豊橋市】

「創業×事業承継」の取組について

1. 取組の概要

高齢化の進行などのため、事業承継は全国的な課題になっており、事業が継続できない事例が発生している。事業所が減ってしまうと雇用の場がなくなってしまう、まちなぎわい、税収にも影響してしまうことになる。

一般的に事業承継は、5年から10年かかると言われており、かつ、非常に繊細な内容のため、相談しやすい環境づくりとともに、専門的な対応が必要である。そのため、市役所だけで完結させる取組ではなくなってきており、取組をうまく進めるために、外部との協力がポイントとなってくる。

豊橋市では、地域経済を支える中小企業の経営者の高齢化や後継者不足を理由とする廃業を防ぐことを目的とし、令和3年度に地域の支援機関との連携を強めるための「とよはし事業承継ひろば」を創設、また4年度からは事業承継に特化した広報誌を刊行するなど段階的に事業承継の取組を強化してきた。その中で、働き方の多様化・副業の解禁など環境の変化により、創業へのハードルが下がったことなど、新たに事業を始めようとする人が増えている状況に着目し、「創業希望者」が「事業承継者不在の事業者の後継者」になり得ると考えた。

これまで、豊橋市は創業者をバックアップする体制として、「とよはし創業プラットフォーム」で、全面サポートしてきた経緯がある。

そこで、今後はこれまでの事業承継の選択肢である「親族承継・従業員承継・M&A」に加えて、「創業希望者」を新たな選択肢と位置づけ、「事業承継ひろば」と「創業プラットフォーム」が連携し、国の「後継者人材バンク」の活用を促すことで、事業承継の可能性を広げていくことにした。

2. 創業の取組（とよはし創業プラットフォーム）

(1) 概要

豊橋市では、起業を志す人に対し、起業支援セミナーや創業時における事務所等の賃料に対して支援を実施してきたが、事業化の段階に応じた施策を強化することで、242人の創業の実現を目指す。具体的には、平成31年4月から令和6年3月にかけて、豊橋市と豊橋商工会議所、地元金融機関、(株)サイエンス・クリエイトが連携し、創業希望者に対しての窓口相談、創業塾、インキュベーション事業に取り組み、ビジネスに挑戦する環境づくりを整備することで、新たな雇用の創出につなげる。

(2) 年間目標数

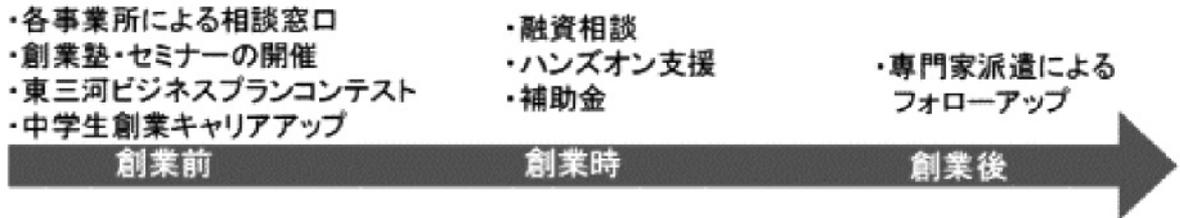
創業支援対象者数：2,116人

新規創業者数：242人（令和4年度は362人創業、平成26年度以降の累計1,843件）

創業機運醸成事業の対象者数：80人

(3) 特徴

豊橋市では、支援事業者の強みを生かし、創業者の状況に応じた創業支援を提供。
支援事業者のネットワークを生かし、市内全域におよそ50か所の相談窓口がある。

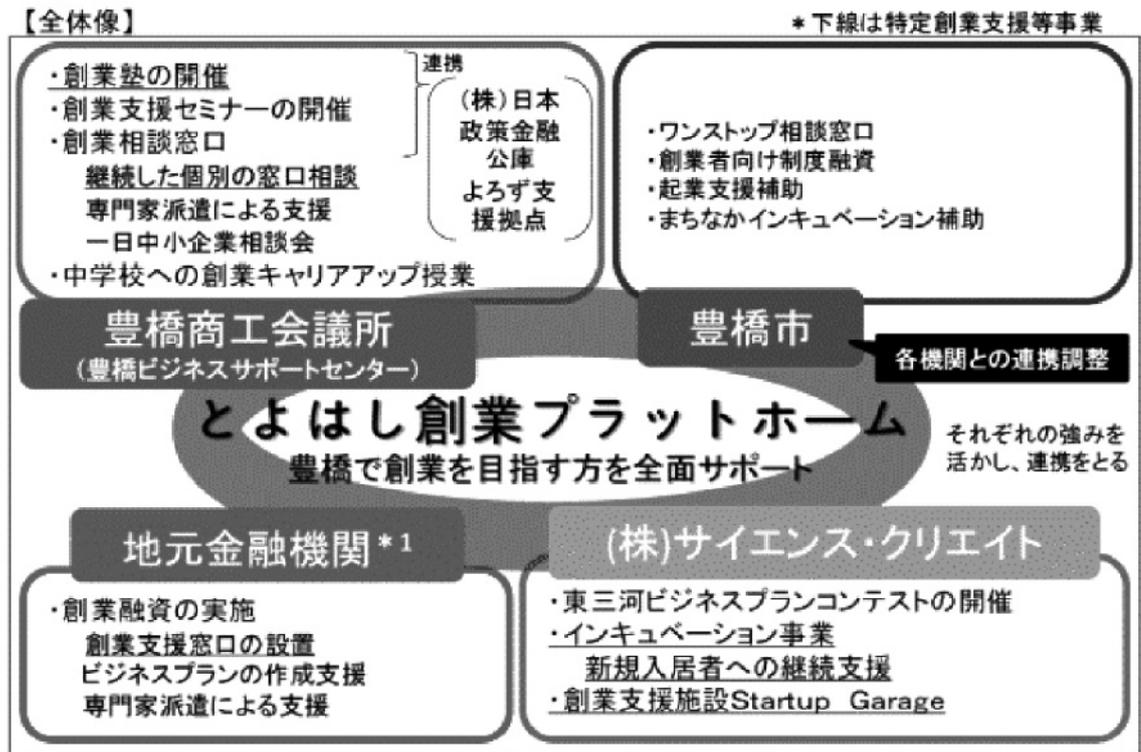


(4) 認定連携創業支援等事業者

豊橋商工会議所，地元金融機関，(株)サイエンス・クリエイト

(5) 予算

約700万円（新規創業者の設備・広告宣伝費等を一律上限30万円補助）



*1 地元金融機関 (下記機関の豊橋市内の支店、お客様相談窓口等)
(株)十六銀行、(株)愛知銀行、(株)名古屋銀行、(株)中京銀行、(株)三十三銀行、豊橋信用金庫、岡崎信用金庫、豊川信用金庫、蒲郡信用金庫、豊橋商工信用組合、(株)日本政策金融公庫

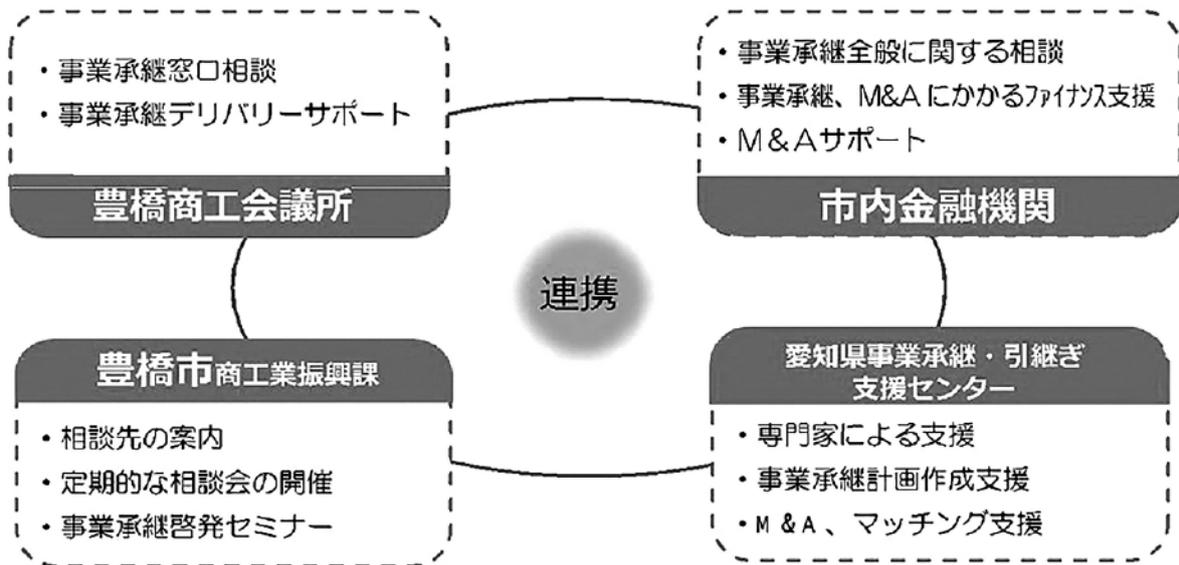
3. 事業承継の取組（とよはし事業承継ひろば）

平成29年に実施した商店街へのアンケートによると約3割が後継者不足の課題を抱えていることが分かった。

そこで、30年に先進都市の調査費用の予算計上、事業承継に関する啓発セミナーを開始した。
また、事業承継を知ってもらうために、令和3年7月から、創業と同様にプラットフォーム（とよ

はし事業承継ひろば)が発足している。

＜「とよはし事業承継ひろば」支援機関＞



(1) 愛知県事業承継・引継ぎ支援センター豊橋サテライトオフィス（豊橋商工会議所2F情報センター内）の役割としては、中小・小規模事業の方の事業承継に関する悩みをコーディネーターがヒアリングし、それに応じた専門家を派遣している。

- ① 事業承継・引継ぎ（親族内・第三者）に関する相談
- ② 事業承継診断による事業承継・引継ぎに向けた課題の抽出
- ③ 事業承継を進めるための事業承継計画の策定
- ④ 事業引継ぎにおける譲受／譲渡企業を見つけるためのマッチング支援
- ⑤ 経営者保証解除に向けた専門家支援

などの支援を原則5回まで無料で実施している。

(2) 事業承継リーフレット「廃業させないまち とよはし」創刊（年2回発行）

市の事業承継に対する方針を記載したほか、事業承継をイメージしやすいよう親族内承継に取り組んでいる市内企業の事例を紹介。豊橋市商工業振興課の職員が取材し、企業のコメント、事業承継の流れなどをまとめている。

また、愛知県事業承継・引継ぎ支援センター豊橋サテライトオフィスなど相談機関の支援内容、電話番号などが載せられ、どんなサポートが受けられるかをわかりやすく伝えている。

デザインにもこだわり、重く受け止められがちな事業承継のイメージを払拭するため、爽やかな色を基調とし、表紙には経営者の大切な思いをピンクのハートで表現している。リーフレットは、金融機関、市役所などに設置し、豊橋商工会議所の会報誌に同封するほか、豊橋市商工業振興課のホームページやInstagram（インスタグラム）でも公開している。



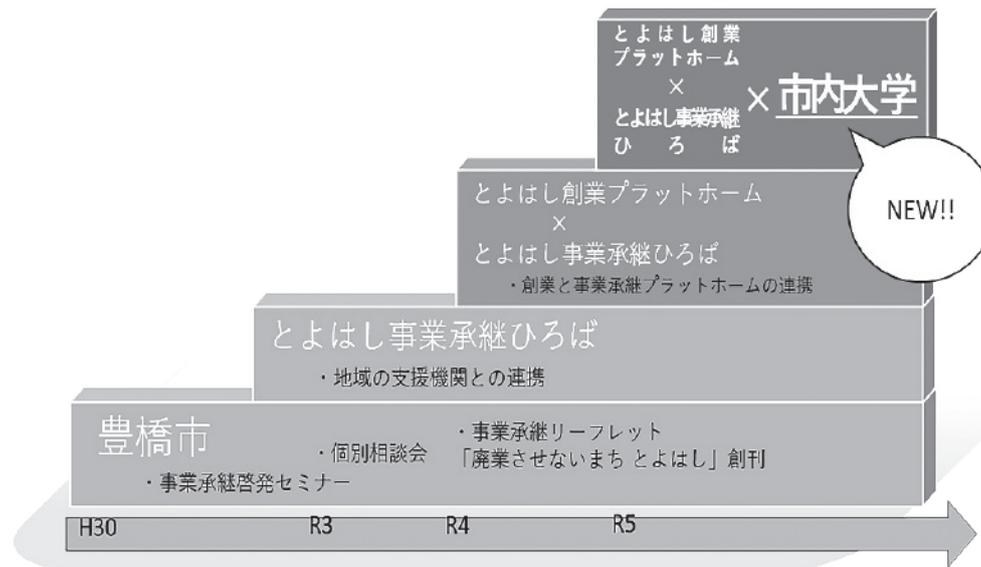
(3) 予算

約50万円。年2回セミナーの講師謝金，リーフレットの印刷製本費等

4. 「とよはし創業プラットフォーム」と「とよはし事業承継ひろば」の連携による事業承継支援

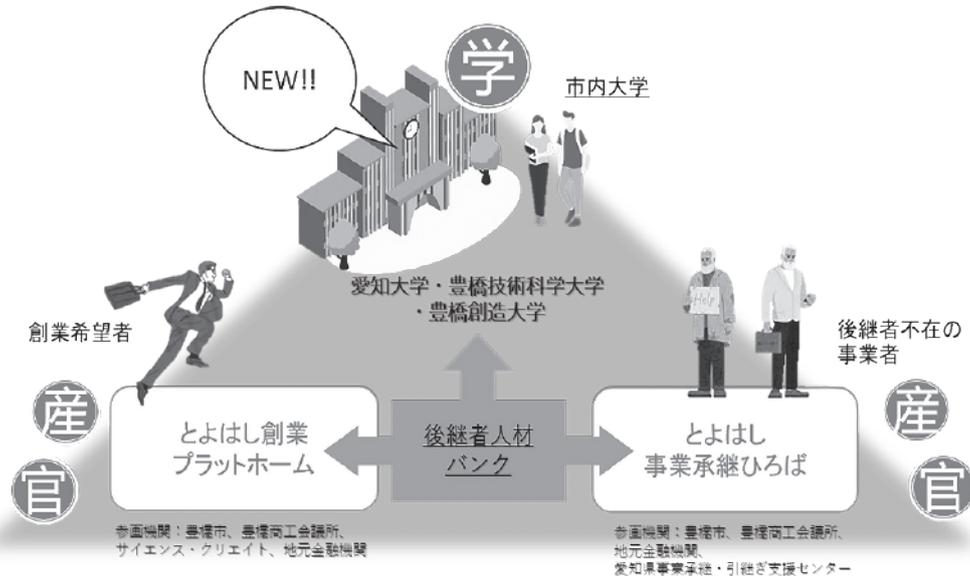
- (1) 令和4年度は，働き方の多様化等の影響により，創業者が増えてきたことから，「創業希望者」と「後継者不在の事業者」を結びつけるため，構成メンバーがほぼ同じである「事業承継ひろば」と「創業プラットフォーム」が連携し，後継者人材バンクの活用を促す仕組みづくりをした。

※後継者人材バンクとは・・・国の公的機関「愛知県事業承継・引継ぎ支援センター」が行う創業希望者と後継者不在の中小事業者とを引き合わせる事業



※「廃業させないまち とよはし」の実現を目指し，市内の関係機関との連携を強めながら事業承継に取り組みやすい環境づくりを拡充し続けている。

- (2) 令和5年度は、この仕組みの中に創業支援に力を入れている市内の大学（愛知大学・豊橋技術科学大学・豊橋創造大学）が加わることで、“産学官”の新たな連携により、創業と後継者不在の事業者のマッチング支援を加速することにした。
- (3) 創業希望者と後継者不在の事業者のマッチングによって、創業希望者は、店舗や設備などの経営資源を引き継ぐことで創業時のコストを削減でき、後継者不在の事業者は、従業員の雇用を守り、事業の存続を望む取引先の希望に応えることができるなど、両者にメリットがある。



5. 今後の課題

(1) 件数の把握

令和4年度の事業承継の件数は20件弱との回答はあったが、事業承継は定義が難しく、事業承継の件数の詳細な把握ができていない状況であった。担当課としても把握できないもどかしさを感じているとのことであった。

(2) 後ろ向きのイメージ

事業承継という言葉自体に堅いイメージがあるため、後ろ向きのイメージを持たれやすい。前向きに捉えてもらうため、イメージを柔らかなものにして考えている。

(3) 対象者との関わり方

営利や個人的な話になってくるので、公共事業体としてどこまで関わりをもって話を進めていくかが難しい。国自体も手探りの感じなので、現場（金融機関等）の声をよく聞いて、どうすれば動きが出てくるかを常に意識して取組を進めるようにしている。

建設消防委員会行政調査報告から

【川西市】

川西市街路樹維持管理計画について

1. 川西市街路樹維持管理計画の策定に至った背景と目的

川西市では、緑豊かな景観が重要な財産となっている中で、街路樹の多くは植栽から年月が経過し、植栽時の想定をはるかに超えて成長したことにより、適切な時期や頻度による剪定などといった計画的な維持管理が行われておらず、道路交通安全確保や良好な景観の維持などの課題があることから、「川西市街路樹維持管理計画」を令和5年5月に策定し、限られた予算の中で適切な維持管理を行うことによる緑の質の向上に取り組んでいる。

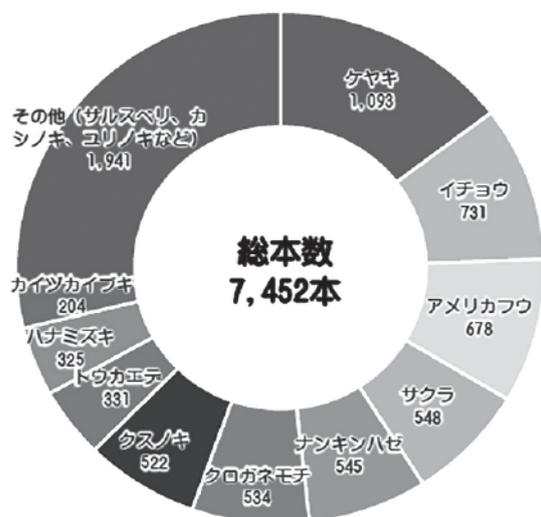
2. 街路樹の整備状況等

(1) 街路樹の植栽状況

現在、川西市が管理する道路のうち、街路樹が植栽されている路線は156路線、7,452本の街路樹が植栽されている。街路樹で最も多い樹種はケヤキで、次いでイチョウ、アメリカフウ、サクラ、ナンキンハゼといった成長が早く大木化する樹種が多く植栽されている。

また、川西市は大規模住宅団地開発に合わせて街路樹も整備されてきた経緯から、街路樹の8割以上が開発団地内に植栽されている。

【樹種別植栽本数及び割合】



樹種	本数 (本)	割合 (%)
1 ケヤキ	1,093	14.7
2 イチョウ	731	9.8
3 アメリカフウ	678	9.1
4 サクラ	548	7.4
5 ナンキンハゼ	545	7.3
6 クロガネモチ	534	7.2
7 クスノキ	522	7.0
8 トウカエデ	331	4.4
9 ハナミズキ	325	4.4
10 カイツカイブキ	204	2.7
その他 (サルスベリ、カシノキ、ユリノキなど)	1,941	26.0
合計	7,452	100

(2) 街路樹の管理状況

現在、実施されている街路樹の剪定頻度は、偶数年・奇数年に路線を分け、2年に1度の定期剪定、その他の路線では、繁茂状況等により必要に応じて剪定を実施している。

また、枝折れ、枯死や腐朽により倒木の恐れのある街路樹の伐採等の対応を適宜行っている。

3. 現状と課題

老木化や生育環境の悪化により倒木などの危険性がある街路樹や、大木化が進み道路空間の阻害など、交通安全や市民生活に影響を及ぼしている街路樹が多数存在している。街路樹は年々大きくなり維持管理費が増大していくにもかかわらず、限られた予算の制約状況下においては適正な維持管理を実施していくことが困難になっている。

これら街路樹に対し適正な管理が行き届かなかった場合、危険が増大するとともに並木としての景観の魅力も低下する。それらが積み重なることによって、まちの魅力や暮らしにも様々な影響が生じている。このような負の連鎖を改善・解消することが課題となっている。

【現状と課題の整理】

現 状		課 題	
安全面	<ul style="list-style-type: none"> 交差点付近や幅員の狭い歩道に植栽され安全な通行や見通しの妨げとなるなど、交通安全上の問題がある 	<ul style="list-style-type: none"> 大木化が進み、道路空間や沿道状況とのバランスが悪く、交通安全に影響を及ぼしている 	
コスト面	<ul style="list-style-type: none"> 街路樹の成長により、維持管理費が増大している 	<ul style="list-style-type: none"> 限られた予算で現在の本数を適切に管理することが困難 	
景観面	<ul style="list-style-type: none"> 街路樹の成長により、緑豊かな景観が形成されている 	<ul style="list-style-type: none"> 強剪定などにより街路樹の状態悪化がまちの魅力に影響している 	
生育面	<ul style="list-style-type: none"> 大きく成長した街路樹に対し、狭い植栽空間が原因で、不健全な状態となっている 	<ul style="list-style-type: none"> 生育環境の悪化による倒木などのリスクの増大 	

【街路樹に関する課題の具体事例】



4. 街路樹維持管理の基本方針

(1) 緑の量の確保からの転換

街路樹はこれまでの道路緑化の推進により緑化ストックが形成されたが、適正な維持管理ができておらず、本来の樹木の持つ機能や役割を低下させるだけでなく、周辺へ悪影響を及ぼす状況が生じてきており、長い時間の中でストックされた緑が活かされていない状況である。一方、国土交通省では、平成27年に「道路緑化技術基準」を改正し、「道路交通の安全の確保」により重点を置き、樹木の更新や将来の姿を念頭に置いた樹木の配置への配慮などが基準に盛り込まれた。「ストック形成（量の確保）」という道路緑化から、「道路空間や地域の価値向上」に資する道路緑化へと、植栽や配置、管理の適正化を通じて「街路樹に求められる機能を総合的に発揮させること」が、これからの街路樹行政の重点項目になったと言える。これらを踏まえ、限られた予算の中で将来にわたり適正な維持管理を行っていくために、緑の量の確保からの転換を図ることが重要なポイントとなる。

【街路樹維持管理方針の転換】



(2) 基本方針

課題を踏まえ、予算内で全数量への適正な維持管理を実現し、道路交通や市民生活の安全性の確保を前提とし、管理効率の向上を図りながら街路樹の健全な育成による「まちの魅力の向上」を目指すことを基本方針とするため、限られた予算の制約状況下においては、これまでの本数（量）の重視から街路樹の機能や役割を活かす配置と量とし、管理コストを縮減することにより適正な維持管理を実施できる状況にしていく必要がある。

【街路樹維持管理計画における基本方針】

	課題	視点	取組の方針	
安全面	● 道路空間や交通安全施設への影響	安全性の確保	● 安全な通行空間の確保 ● 交差点、横断歩道等の見通しの確保 等	伐採
コスト面	● 予算制約による管理の質の低下	管理効率の向上 (適正な配置と量)	● 維持管理が軽減される樹種への植替 ● 適正な配置と量による管理数量の見直し	伐採 間引き 植替
景観面	● 景観の悪化			
生育面	● 生育環境の悪化	街路樹の健全な育成	● 植栽する道路空間に見合った樹種への植替	植替

予算内での
適正な維持管理の実現
緑の質の向上

5. 具体的な取組

基本方針に基づき、予算内で全数量への適切な維持管理を実現するため、「安全性の確保」「管理効率の向上」「街路樹の健全な育成」の視点から街路樹の再整備を進める。

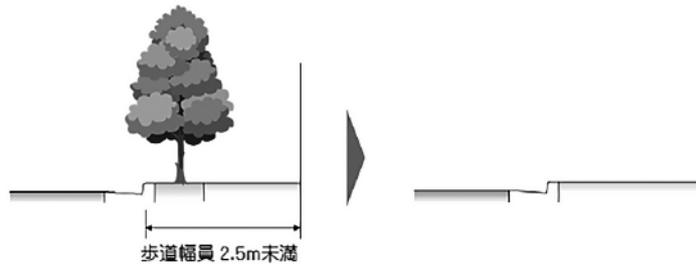
(1) 安全性の確保

大木化が進み道路空間や沿道状況とのバランスが悪く、交通安全や市民生活に影響を及ぼしている街路樹が多数存在する。これまでの剪定を中心とした管理だけでは、根本的な問題解決にはならず、この先の成長とともにリスクが増大することが想定される。

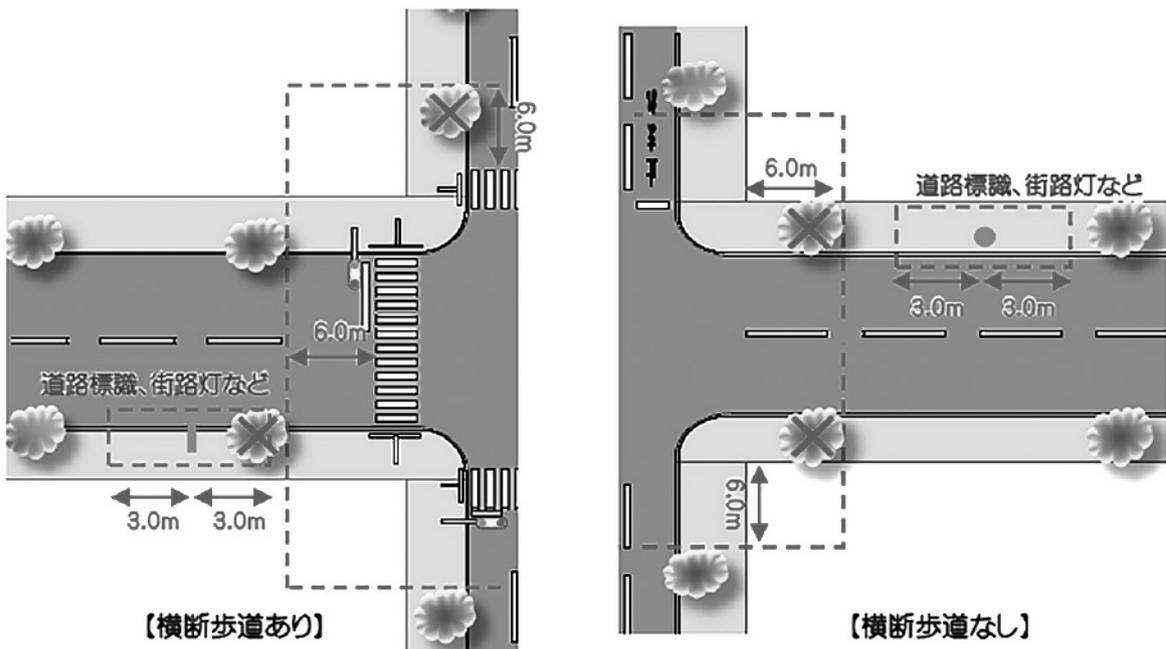
安全な通行や見通しの確保を図るため、道路空間や周辺環境に応じた街路樹の計画的な伐採を行う。

<伐採>

- ・歩道における安全な通行（有効幅員2.0m）を確保するため、歩道幅員が2.5m未満の路線（適正な植栽の確保が困難、または通行者の有効幅員の確保が困難な路線）については、街路樹を伐採することにより通行空間を確保する。



- ・交通の安全確保のため、原則、交差点における横断歩道もしくは歩道隅切りから6.0m以内に植栽された見通しを妨げる街路樹を伐採することにより視認性を確保する。
- ・道路標識等から前後3.0m以内に植栽された見通しを妨げる街路樹を伐採することにより視認性を確保する。

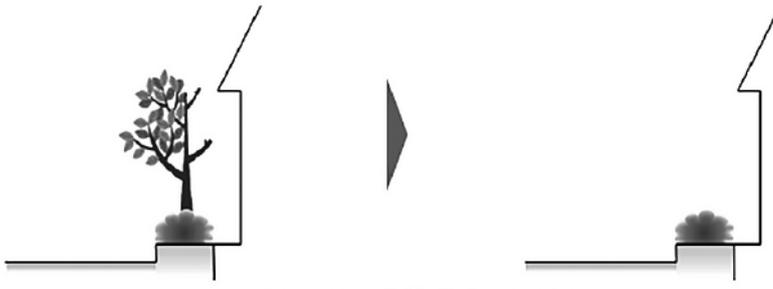


(2) 管理効率の向上

これまで街路樹の植栽に当たっては、成長の早い樹種を積極的に採用するとともに、比較的高密度に植栽することで緑量の増加に努めてきた。成長を続ける街路樹は、大木化するにつれ維持管理費は増大していく一方であり、効率的・効果的な街路樹管理への転換が必要であるため、将来的な管理負担の軽減に向けて、管理しやすい樹種へ植替を行う。また、街路樹に求められる機能が小さい路線については、維持管理コストとのバランスを踏まえた上で、適正な配置による伐採（間引き）により維持管理コストを削減し、街路樹1本当たりへの管理の質の向上につなげていく。

<伐採>

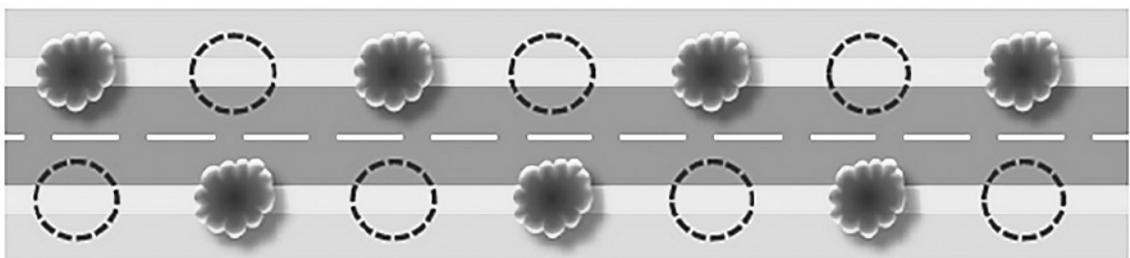
- ・ 2列植栽や沿道にある公園や緑地等の樹木と競合している路線で、街路樹の機能を代替できる路線の伐採などで管理の負担軽減を図る。
- ・ 民地際に植栽され、剪定により不自然な樹形に仕立てられている路線などは、街路樹の発揮する機能を再確認し、低木のための構成への移行など、地域の特性を考慮した適切な植栽構成への転換も含め検討を行い、管理の負担低減を図る。



<間引き>

- ・ 植栽間隔10～12m程度の間隔で設置することを基本とし、街路樹を間引きすることにより健全な生育空間を確保するとともに、管理の負担低減を図る。

※一般的に街路樹は、規則的に植栽された統一性のある並木が基本とされることから、植栽間隔の設定においては、隣接市に接続する区間も含め、並木の連続性を考慮した取組とする。



<植替>

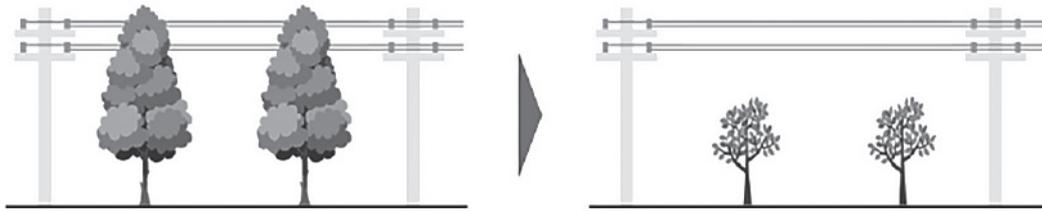
- ・ 大木化（幹周90cm以上）により維持管理コストの大きい路線については、若木や他の樹種へ植替を行い、維持管理コストの低減を図る。

(3) 街路樹の健全な育成

今後、街路樹のさらなる大木化は、街路樹の生育環境が維持できず、根上りや道路施設の損傷など安全性が低下するとともに景観的な魅力も低下することが想定されるため、生育環境に課題を抱えた街路樹については、地域特性に配慮しながら植栽する道路空間に見合った樹種へ植替することにより、街路樹の健全な生育環境を確保する。

<植替>

- ・大木化により樹高や枝張りが大きくなり、架空線や建物などの施設との干渉や植樹桝との mismatch など、制約の多い道路空間に植栽されている路線については、道路空間に見合った樹種へ植替することにより街路樹の健全な育成を図る。
- ・大木化により、歩道の根上りや道路構造物の破損などの影響が確認あるいは想定される路線については、植栽する道路空間に適した樹種へ植替を行う。



6. 対象路線（樹木の具体化）

対象路線（樹木）について、「安全性の確保」「管理効率の向上」「街路樹の健全な育成」の視点により、現状評価を行った上で、取組タイプを定める。

なお、市民の思い入れの強い樹種や景観に配慮する路線、特別な理由により保全すべき街路樹については、「安全性の確保」の視点を除き、保全対象とする。



○保全対象について

市木である桜や「川西市景観計画」における景観形成重点地区、「川西市緑の基本計画」における緑化重点地区を通過する路線は、保全対象とする。ただし、「安全性の確保」の視点からの評価にて該当がある場合を除く。

○取組タイプの設定

路線の評価指標を設定し、路線（樹木）ごとに示すフローにより取組タイプを定める。

【評価指標】

伐採	安全性の確保
	① 歩道幅員が狭く基準となる有効幅員(2.0m)を確保できない路線
	② 交差点、横断歩道などの付近で見通しを妨げる樹木
	③ 道路標識、信号、街路灯などに近接している樹木
伐採 間引き 植替	管理効率の向上
	① 沿道にある公園や緑地の樹木と競合している路線で、撤去しても十分な緑を確保できるなど、街路樹の機能を代替できる路線
	② 民地際に植栽され、剪定により不自然な樹形に仕立てられているなど、街路樹本来の機能が十分発揮できない路線
	③ 路線としての植栽間隔が基準(10~12m)よりも狭い路線
植替	街路樹の健全な育成
	① 架空線との競合など、道路の区域内で、健全な樹形や良好な生育環境が維持できなくなると予想される路線
	② 道路構造物などへの影響等が確認あるいは想定される路線

【取組タイプの設定フロー】



7. 計画的な推進

現状評価に基づき、取組タイプにより街路樹の伐採（間引き）・植替を実施していく。

沿道住民からは、街路樹を原因とする問題で困っているのが伐採してほしい、景観として大事にしているので伐採しないでほしいなど、街路樹に対する多様な価値観に基づく要望・意見が寄せられており、街路樹管理に対する住民意見も多様化していることから、住民との情報共有や認識共有などは、街路樹管理に係る課題の一つでもある。

また、路線ごとに地域の状況も異なることから、全路線を一度に実施するものではなく、コミュニティ等の地域団体と将来像を共有した上で街路樹の再整備を行う。このことから、コミュニティ等の地域団体と調整を行い、意向を反映した上で、取組タイプを変更することもある。

(1) 優先順位づけ

街路樹の再整備の実施については、まず、道路空間の安全性確保を最重要課題とし、順次、「Type A」に設定された路線（樹木）の伐採を実施していく。その他の路線における街路樹の再整備は、周辺景観に与える影響を考慮し、コミュニティ等の地域団体と合意形成を図り、更新の必要性、更新後の樹種候補について理解を得た後に、伐採（間引き）・植替を以下の方針の下、計画的に実施していくこととする。

○街路樹の再整備方針

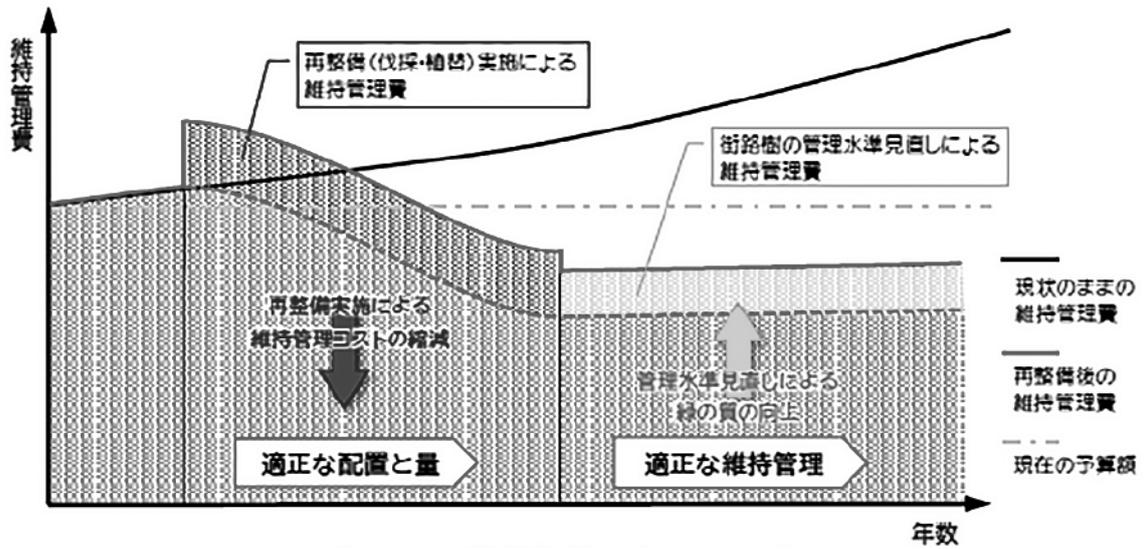
- ・「Type B, C, D」に設定された路線の伐採（間引き）を優先して実施することで、維持管理コストの早期縮減を図る。
- ・「Type C, E」に設定された路線の植替については、予算の範囲内で特に課題が多く見られる路線を優先して実施する。
- ・街路樹の再整備に当たっては、路線内での連続性確保による良好な道路景観及び緑のネットワークの形成、適切な樹種の選定と配置と量、周辺状況、コミュニティ等の地域団体の意見などを総合的に判断し、その路線に合った街路樹の在り方を同時に見直す。

(2) 適正な維持管理の実現

将来を見据え、限られた予算の中で持続可能な維持管理を目指し、これまでの本数（量）の重視から街路樹の機能や役割を活かす「適正な配置と量」とすることによる維持管理コストの縮減を行う。その上で縮減された維持管理コストにより街路樹の管理水準の見直しを行い、「適正な維持管理」による緑の質の向上を目指す。

再整備実施においては、他の道路整備事業と併せた再整備の実施による国庫補助金の活用やPFI導入による財政支出の平準化など、財政負担軽減についての検討を行う。

【街路樹管理コストのイメージ】



(3) フォローアップ

街路樹は年々成長することや街路樹を取り巻く環境の変化に対応するため、進捗管理を行うとともに、目指すべき街路樹の将来像の達成状況を確認することが必要であるため、再整備の実施後には、地域の状況に合わせた水準での剪定方法を決定した上で維持管理を実施し、剪定後の生育状況を観察しながら維持管理方針を検討していくとともに、本計画を運用することにより把握した問題や課題に適切に対応し、より実態に即した計画となるようP D C Aサイクルを活用し、適宜計画の見直しを図っていくものとする。

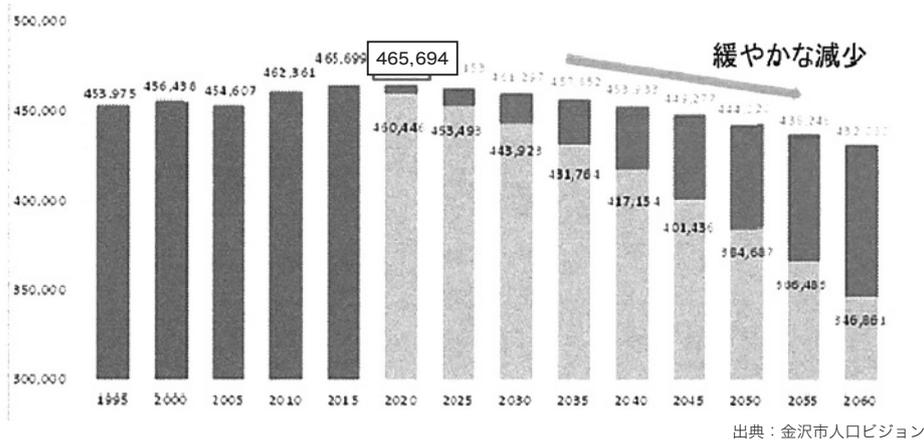
【金沢市】

空き家対策について

1. 空き家を取り巻く背景と現状

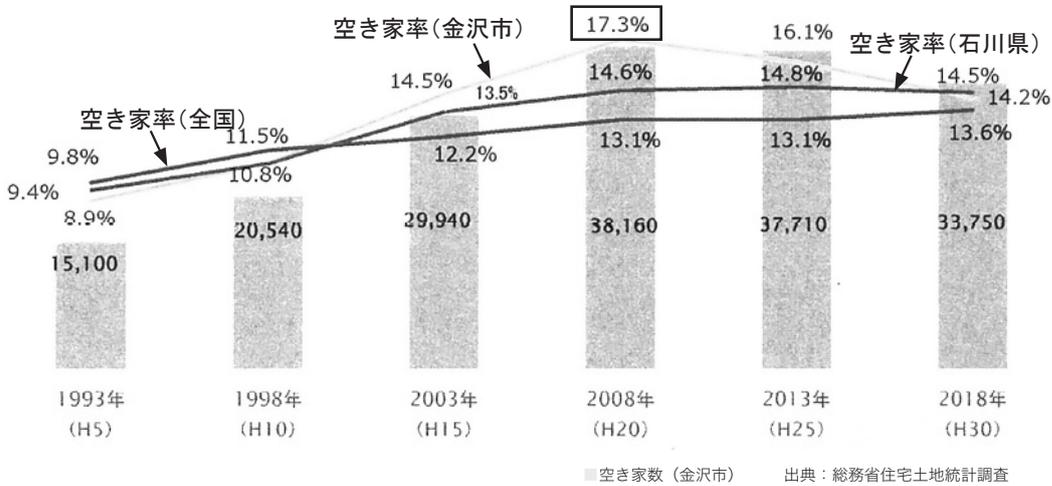
(1) 金沢市の人口の推移

現在、金沢市の人口は約46万人であるが、今後、減少すると推計されている。



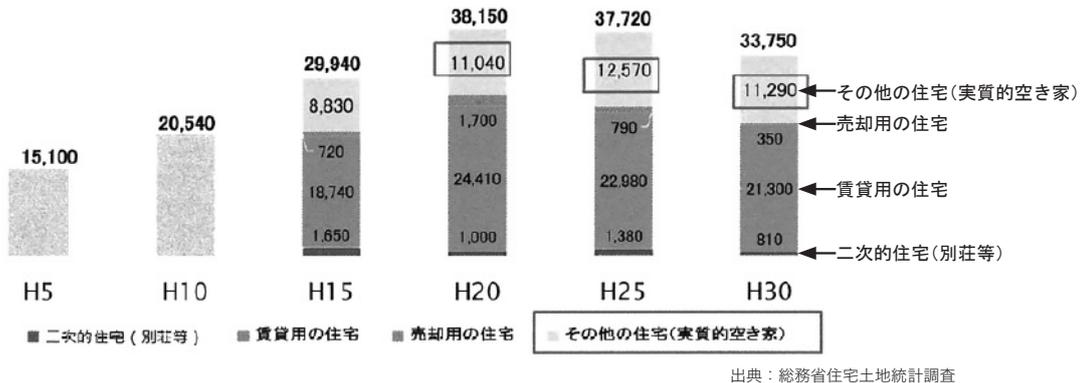
(2) 空き家率〔全国・石川県・金沢市〕

総務省が5年ごとに行う住宅土地統計調査によると、空き家率は平成20年をピークに減少傾向にある。



(3) 金沢市の空き家数の推移

実質的空き家を含め、空き家は減少の傾向にある。



(4) まちなか区域の状況

まちなか区域は、平成13年「金沢市まちなかにおける定住の促進に関する条例」で定めた地域で、水道休止率から見る空き家の状況は、まちなか区域では29.4%，その他の郊外では12.6%になっている。

※水道休止率：1年以上の期間で休止されているもの／家庭住居・集合住宅の水道使用者

○まちなか区域の概要

面積：907 h a

(市域全体の域の1.9%，都市計画区域の3.6%)

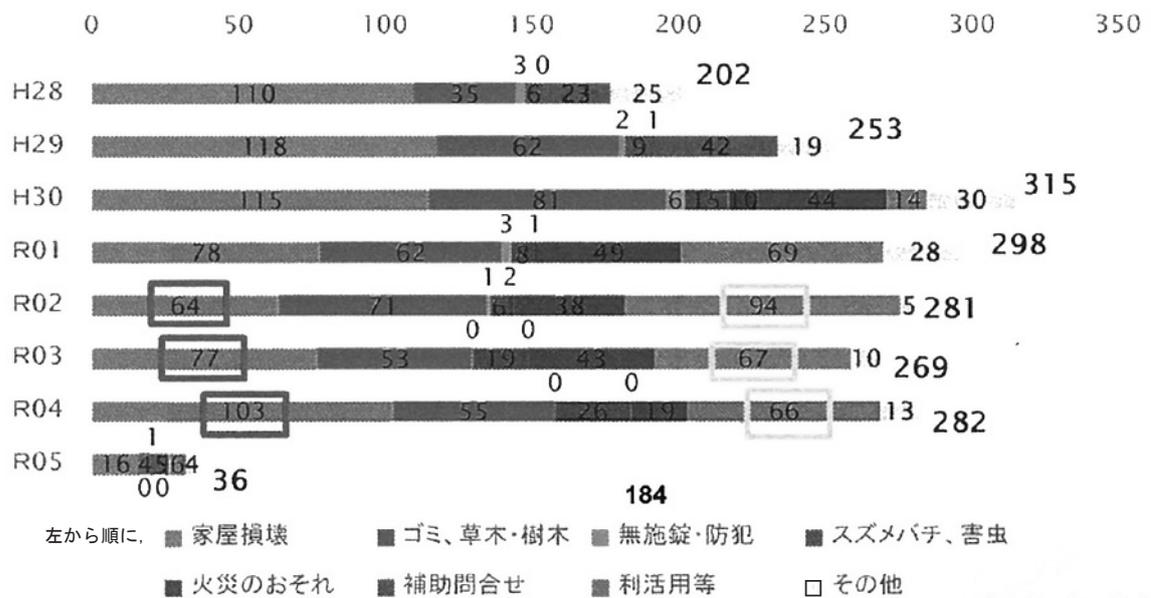
人口：55,598人（令和4年1月1日現在で、全市の12.4%）

- ・藩政期からの区割りが残る
- ・道路が狭い（4 m未満）
- ・敷地が狭い（20～30坪以下）
- ・高齢化率が高い
- ・昭和56年以前建築の建物が集積



(5) 相談対応件数の内訳

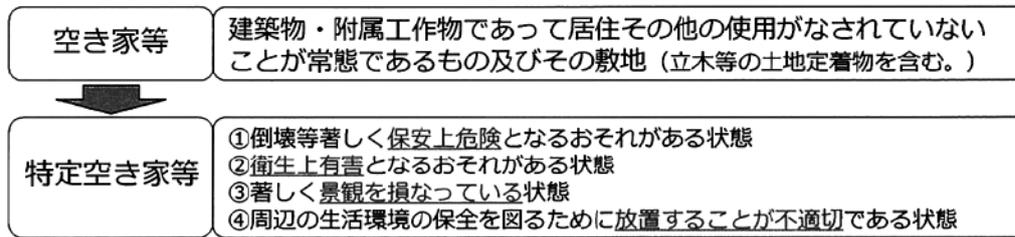
令和元年を境に家屋損壊の相談が減少し，所有者情報・利活用の相談が増加している。



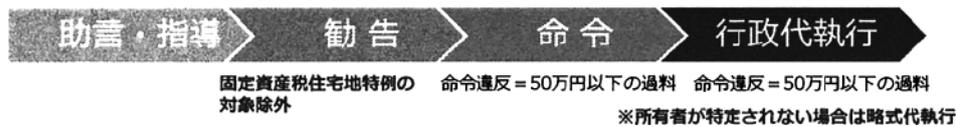
令和5年5月末現在

(6) 金沢市の空き家対策の取組（管理指導と活用）

① 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成27年5月施行）



「特定空き家等」に認定されると…



② 金沢市空き家等の適切な管理及び活用の推進に関する条例（平成28年4月1日施行）

○目的

市、市民、所有者等、事業者、町会等の責務を明らかにし、防災、防犯、衛生、景観等の地域における生活環境の保全及び空き家等を活用した地域コミュニティの活性化を図る。

○内容

- ・空き家等管理・活用計画の策定
- ・特定空き家等に対する措置、応急措置
- ・管理不全空き家の除却支援、空き家等活用協定締結
- ・協議会の設置（専門部会の設置）

③ 金沢市空き家等管理・活用計画（平成28年3月策定、平成31年3月改定）

○目的

空き家等の積極的な活用等により、地域コミュニティの活性化を図る。

○内容

- ・適切な管理に向けた啓発、相談体制の構築
- ・空き家、空き地の活用促進
- ・特定空き家等に対する措置
- ・市内における対策実施の体制

④ 金沢市空き家等対応マニュアル（平成31年3月策定、令和2年2月見直し）

○目的

空家特措法、空き家条例、空き家等管理・活用計画に基づき実施する事務の基準、手順を示し、事務の透明性、適確性の確保等を図る。

○内容

- ・危険度の判定
- ・特定空き家等の認定措置（助言指導、勧告、命令）
- ・応急措置
- ・行政代執行、略式代執行

※空家特措法一部改正（令和5年6月14日公布）に伴う条例、計画、対応マニュアル等の改正を行っていく予定

【空き家等に対する措置の流れ】

金沢市では、空家等対策の推進に関する特別措置法のスキームを使いながら、民法のスキームを使い、空き家等の解消を図っている。

※特定空き家の認定実績なし

※民法のスキームを使う場合は、空家対策総合支援事業（国の補助）を申請している。（解体費用や予納金）



2. 空き家対策（管理指導）

(1) 所有者等の特定方法

主な入手情報	課題等
登記簿	・未登記や相続登記がなされていない場合、特定が困難である
戸籍・住民票	・異動している場合、他の自治体への請求となり時間がかかる ・相続が数十年前であり、相続人が数十人いる
課税（固定資産税）	・地方税法の守秘義務から、税務局の扱いによっては入手情報に制限がある ・建物が古く課税対象とならない場合、情報がない
水道、電力等	・電気事業法や郵便法の守秘義務上、入手が困難である

※令和5年10月、課内に住民基本台帳ネットワークシステムを導入予定

(2) 所有者等の指導における対応課題

- ・無反応（手間、費用がかかることなどから）
- ・管理責任を認めない（空き家の存在すら知らない）
- ・無関係であることを主張
- ・相続人が多く、意思決定できない（お互い面識がない。空き家の存在すら知らない）
- ・遠方にいるため対応ができない
- ・判断能力がない（認知症など）
- ・相続放棄の主張（相続財産管理人等を立てないと空き家の管理責任は継続）

(3) 危険空き家対策

- ・空家特措法第12条の規定による情報提供・助言指導通知
- ・オンラインでの登記情報取得による所有者の特定
- ・所有者の特定が困難な案件は司法書士へ調査を委託
- ・所有者に対する危険な空き家の除却指導
- ・専門家を入れた解消等の提案
- ・危険性が高い空き家を自ら除却する所有者に対し、費用の一部を補助し除却を促す
- ・財産管理人制度の活用（所有者が不存在の場合）

(4) 空き家が解体された場合の税制面

土地に対する固定資産税は、住宅やアパートなど人が居住するための家屋の敷地として利用している土地は特例措置があり、税が軽減されているが、空き家が解体されると、特例措置の適用除外となり、固定資産税が上がることになることから、空き家が除却されず放置される一因となっている。

(5) 地域の課題となっている危険空き家の除却費補助（平成28年創設）

① 対象

市の現地調査により、周辺への生活環境を阻害していると認められるもので、一定基準以上の危険度があると判定された場合、空き家等の所有者に対し助成



② 補助金額

除却費の1/2（限度額50万円）

令和5年5月末現在

年度	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	計
件数	8	11	7	14	1	10	18	3	72

(6) 空き家発生抑制のための特例措置【国の制度】

空き家となった被相続人（亡くなった人）の住まいを相続した人（通常は配偶者または子等）が、取壊し（またはリフォーム）をした後、その家屋または敷地を譲渡した場合、その譲渡にかかる譲渡所得の金額から3千万円分を特別控除する。



解体やリフォームによる流通促進で、発生を抑制

年度	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	計
物件数	18	27	41	46	48	59	68	3	310
申請者数	22	33	43	61	70	90	95	3	417

(7) 低未利用地の適切な利用・管理を促進するための特例措置

【令和2年7月1日～ 国の制度】

個人が、利用されていない土地とその上物の取引額の合計が500万円以下の譲渡をした場合、売り主の長期譲渡所得から100万円を特別控除する。



土地の有効活用を通じた投資の促進、地域の活性化、所有者不明土地の発生の予防

年度	R2	R3	R4	R5	計
物件数	0	9	0	1	10
申請者数	0	10	0	1	11

3. 空き家対策（活用）

(1) 活用・流通の促進

① 空き家等活用・流通促進体制の構築

空き家や空き地に関する相談を市の窓口一元化し、連携協定を締結した専門団体と活用策や解決策を提案し、活用や流通の促進を図る体制を構築している。

○「金沢市空き家等活用・流通促進体制」に関する協定締結（令和2年10月22日）

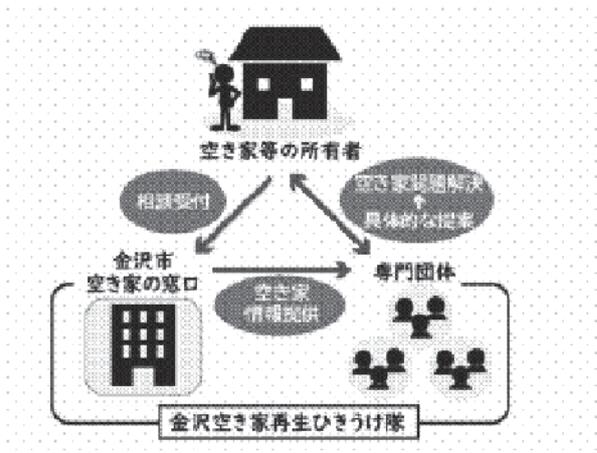
11の専門団体と協定締結

（宅地建物取引士，建築士（町家），弁護士，司法書士，土地家屋調査士等が所属，関係する団体）



○空き家等活用・流通促進体制

金沢空き家再生ひきうけ隊では、専門団体（仕事人）と金沢市が連携し、具体的な提案を行うことで、様々な空き家の問題を解決している。



相談対応件数

年度	相談	解決
R 2	4	3
R 3	25	15
R 4	27	6
R 5	4	0
計	60	24

令和5年5月末現在

○活用・流通促進体制 相談対応状況（令和2年10月～）

年度	受付	相談区分		進捗状況		
		売買	賃貸	継続	完了	取下
R 2	4	3	1	1	1	2
R 3	25	24	1	10	12	3
R 4	27	23	4	21	4	2
R 5	4	3	1	4	0	0
計	60	53	7	36	17	7

令和5年5月末現在

- ・相談案件は、問題が複雑，複層的であり，解決・完了に期間を要している
- ・老朽空き家の所有者，相続人の相談受け皿になっており，解消につながる相談体制となっている

- ② 空き家・空き地バンクの拡充（平成28年）※運用開始は平成22年
- ・まちなか，金澤町家，中山間地域に分かれて存在していたバンクを連携・統合
 - ・空き家は市内全域の課題のため，対象区域を「まちなか」から市街化区域全域に拡大
- 空き家バンクのイメージ



【累計実績】
 平成22年7月開始～
 登録数：570件
 成約数：551件
 成約率：約97%
 （令和5年5月末）

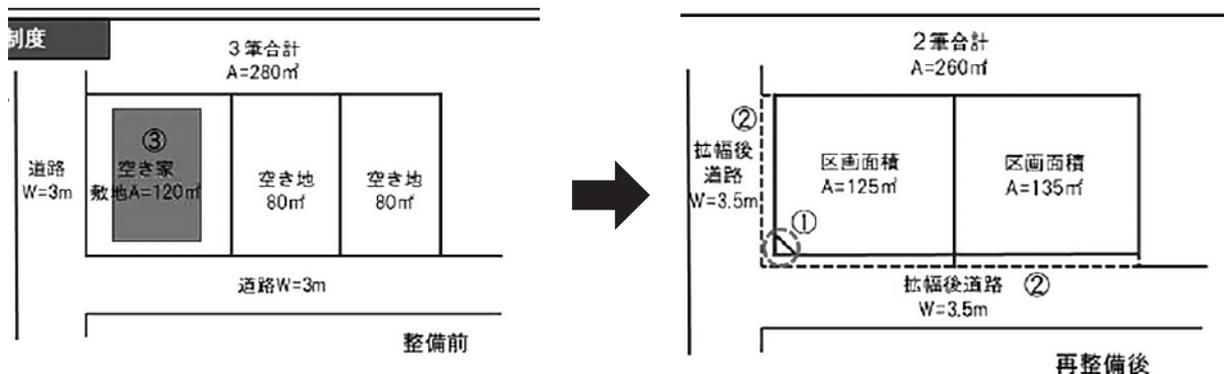
※掲載物件を内部改修する場合，改修費の一部補助の対象となる

- ③ 空き家等を活用した移住・定住の促進
- 空き家リフォーム費補助金（市街化区域全域）
- 対象：空き家バンク登録物件を購入し自ら居住する方
 （昭和56年5月以前の建築の建物は耐震改修が必要）

- ④ 低利用用地（空き家・空き地）の再生・利活用支援について
- ・狭あいな道路や狭小な土地が多いまちなか区域を対象に，空き家の解消対策として空き地の再整備を支援
 - ・増加する空き家の利活用を促し，空き家化を未然に防ぐ

土地利用の支援制度

～再整備事例～



ア まちなか低未利用活用促進費補助

狭あい道路に接する500㎡未満の再整備

(助成内容)

- ・道路用地費（隅切り部分のみ（ \cap ））：補助率10／10
- ・道路後退工事費：補助率10／10
- ・空き家建築物除却費：補助率1／2・限度額50万円／一敷

イ まちなか空き地活用促進補助金

まちなか低未利用地活用促進事業に適用となった空き地の売主に助成

(助成内容)

- ・譲渡取得金額相当分の3％・限度額30万円

空き家対策支援制度

ア 空き家解体費促進費補助（市内全域）

補助金交付要綱に定める

空き家等危険度判定基準 評定70点以上の個人所有の建物

(助成内容)

- ・解体工事費 補助率1／2・限度額50万円

イ 空き家等管理・活用促進費（市内全域）

・老朽度が高く、相続未登記で相続人が多数の場合に、市は司法書士に所有者調査を委託

・市は財産管理人制度を活用した適正管理を実施

ウ 空き家リフォーム費

昭和26年以降建築の空き家購入の[定住者]・[移住者]を対象

(助成内容)

[定住]・[移住]：まちなか区域：内部改修工事費 補助率1／2・限度額50万円

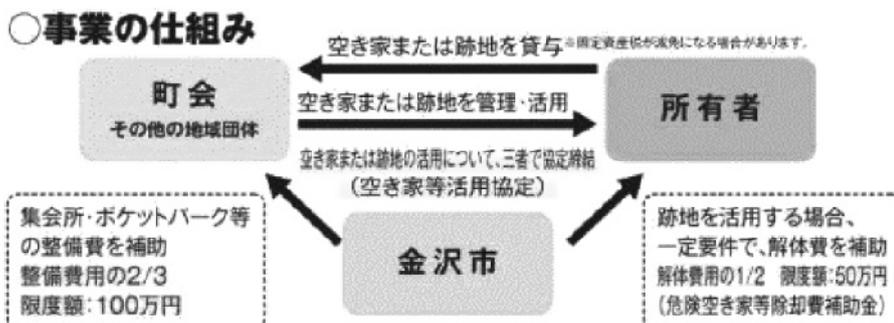
[移住]：居住誘導区域：限度額30万円

地区計画区域・まちづくり協定区域：限度額20万円

その他：限度額10万円

⑤ 地域連携空き家等活用事業

地域にある空き家の活用や老朽化した空き家の解消を促進するため、地域と連携した空き家を解体した跡地を町会等が活用する際に、必要となる整備費の一部を支援する。



⑥ 地域連携空き家活用協定（事例）

・概要

金石北1丁目地内の空き家を金石御船町子供奴保存会の活動の場（稽古、道具の手入れ、用具保管庫等）として活用するため、協定を締結

・協定締結者

町会（御船町町会）、所有者、金沢市

・建物概要

所在：金石北1丁目地内

構造：木造2階建て瓦葺き



⑦ 空き家の管理・活用・空き家化の防止・空き家になる前の準備に関する啓発

・司法書士等の専門家を交えて、地域に出向く講座や個別相談会の開催

・所有者向け、町会向けの空き家に関するパンフレットの配布



4. 今後の課題・展望

(1) 空き家になる前の準備（居住中）

周知啓発の強化、知識の共有、意識づけ、注意喚起を行う。

(2) 老朽（管理不全）空き家になる前の適正な管理（未居住）

活用・流通の促進に向けた新たな取組の検討を行う。

(3) 老朽空き家の解消

既存支援制度の活用や新たな取組の検討を行う。

【松本市】

路上の利活用の支援（^{まちば}街場のえんがわ作戦）について

1. 街場のえんがわ作戦

(1) 概要

松本市では、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い国土交通省が実施した道路占用許可基準の緩和措置（以下、「コロナ占用特例」という。）に準じ、「街場のえんがわ作戦」として、沿道飲食店等による路上の利活用を支援してきた。「家屋の縁側」が屋内「ナカ（私）」と屋外「ソト（公）」をゆるくつなぐ空間であることに着目し、「街場のえんがわ」でも「店と市民」「市民と市民」の縁が生まれ、結ばれていくことを願って「街場のえんがわ作戦」とネーミングした。

特例措置終了後の令和5年4月1日以降は、歩行者利便増進道路制度（ほこみち）に移行することにより、「街場のえんがわ作戦」を継続し、引き続き中心市街地を豊かにするための路上利用を支援、推進している。

(2) コロナ占用特例の運用

① 国の主な施策や法制度（出典：国土交通省ウェブサイト）

令和2年6月 直轄国道について、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等を支援するための緊急措置として沿道飲食店等の路上利用の占用許可基準を緩和する特例措置（コロナ占用特例）を導入し、地方公共団体に対しても、同様の措置の実施検討を依頼する文書を発出

令和4年9月 新型コロナウイルスの状況等を踏まえ、5年3月31日まで期限を延長

※コロナ占用特例の概要

対象	<u>「3密」の回避や「新しい生活様式」の定着に対応するための暫定的な営業形態として、テイクアウト、テラス営業等のための仮施設を設置し、かつ、施設付近の清掃等にご協力いただける店舗</u>
占用許可基準	無余地性の基準について弾力的に判断
占用主体	① 地方公共団体 又は ② 地元関係者の協議会、地方公共団体が支援する民間団体などによる一括占用
占用の場所	道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼさない場所 ※ 歩道上においては、交通量が多い場所は3.5m以上、その他の場所は2m以上の歩行空間の確保が必要
占用料	免除(施設付近の清掃等にご協力いただけている場合)

② 松本市の主な動き

令和 2年7月 活用団体等の募集開始

→相談窓口を開設し、占用パターンの例示や手続フローなどの資料を市のHPに掲載

8月 テラス席等の設置開始

<2年7月 市記者会見の様子>

・コロナ禍に対応しなければならないという危機感から記者会見を行った。



<2年8月 広報紙への掲載>

・道路空間及び公共空間を使うということを市民に認知してもらうため、広報担当部署と連携し、街場のえんがわ作戦に関するページを作成した。



(3) 取組状況

① 実施状況

市道	7路線	5団体	} 最大68店舗が参加
国県道	2路線	2団体	

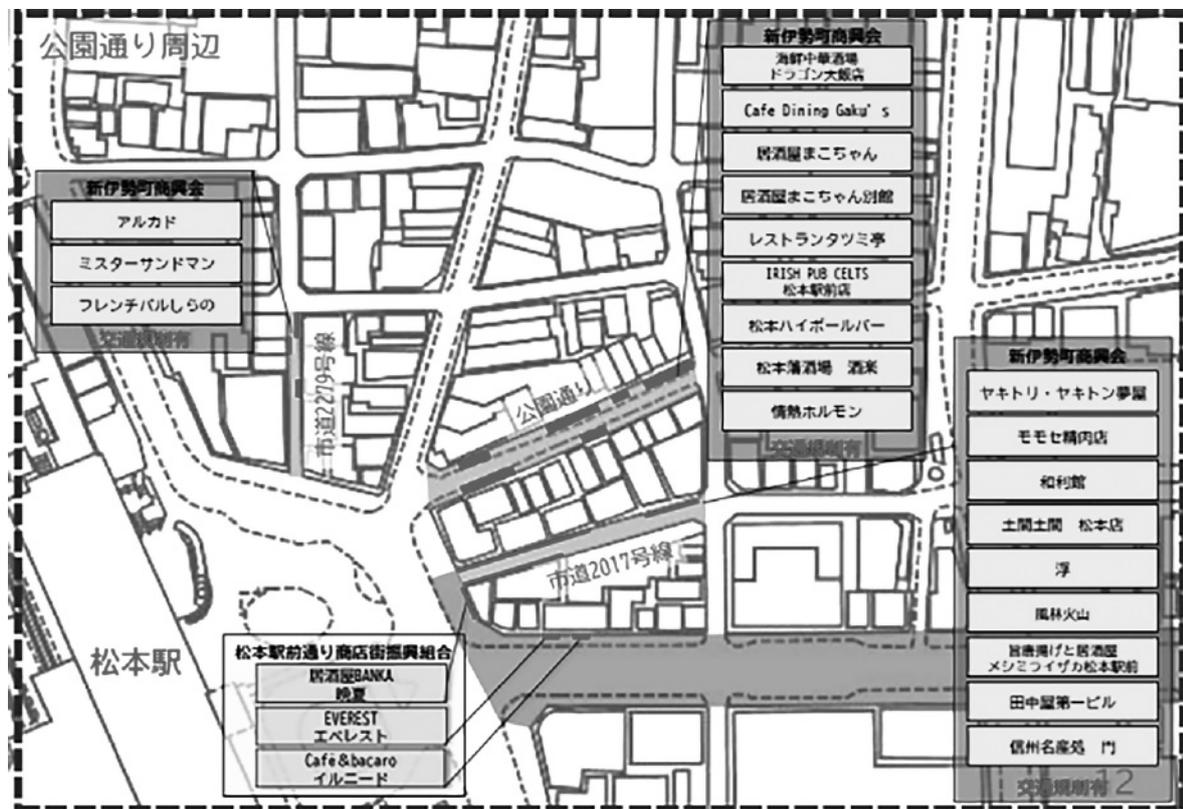
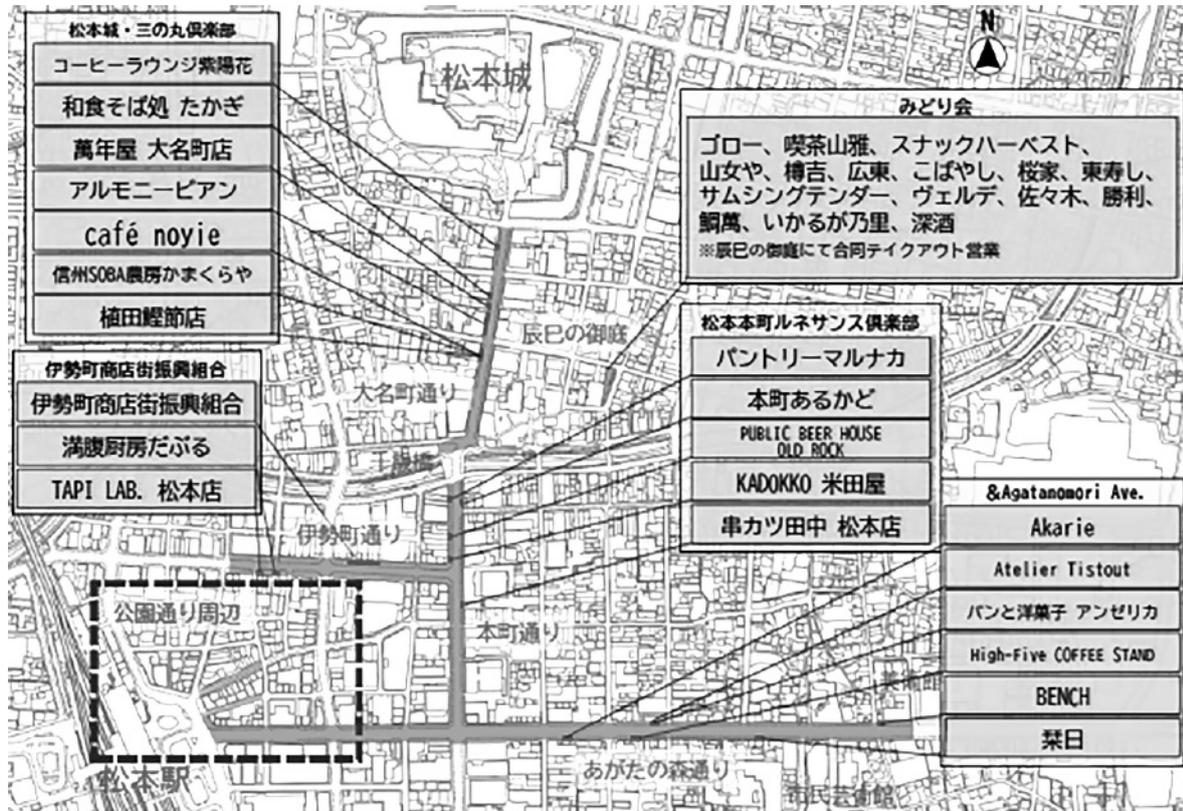
※当初は「3密の回避」や「新しい生活様式への対応」というコロナ対策として開始したが、街のにぎわいや活気づくりにつなげる方向へ市民の意識が変化し、参加店舗が増えていった。

② 利用パターン

- ア 店舗前の歩道へのテラス席，ベンチの設置
- イ 車道の交通規制を伴うテラス席の設置
- ウ 合同テイクアウト営業

令和2年度から4年度に、各商店街組合等で路上を活用し、テラス席やベンチ等を設置。歩道のある道路が非常に少なく、道路空間の利活用が可能な対象が限られており、可能な範囲を見つけて取り組んだ。

「街場のえんがわ作戦」実施状況



ア 店舗前の歩道へのテラス席，ベンチの設置

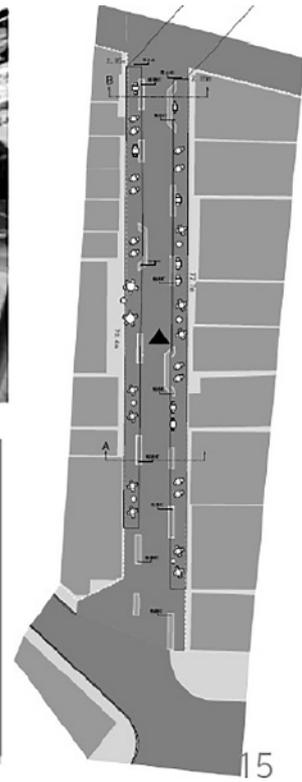
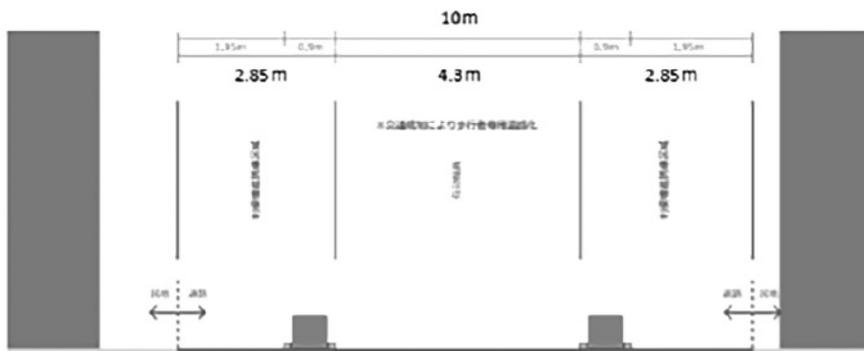
・テラス席やベンチの設置など，それ自体に収益性のある取組でなくとも，買い物客の店舗への滞在時間の増加などが見られた。



イ 車道の交通規制を伴うテラス席の設置（新伊勢町ナイトテラス）

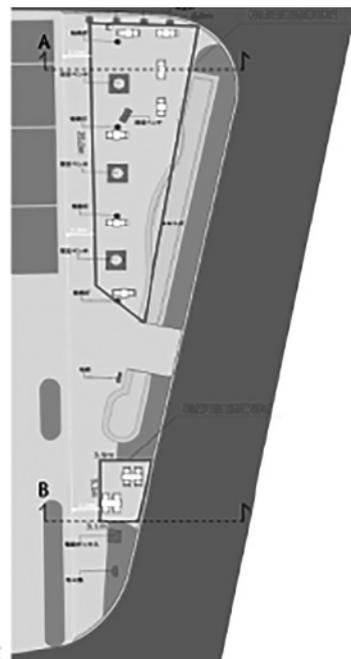
歩道が極端に狭く，歩道上にテラス席等を設置すると歩行者が歩けなくなってしまうため，車道の交通規制を行い，歩行者天国の形にした。冬はストーブを設置する等工夫を行い，継続する店舗もあった。歩道の中央は歩行者に歩いてもらい，両脇の店先にテーブルやベンチが並ぶよう設置





ウ 合同テイクアウト営業 (みどり食堂)

将来的に都市計画道路を整備予定で、不整形かつ広域なスペース（歩道）を、広場形式に暫定的に整備した。従来設置していたベンチ、テーブル等を活用し、小規模飲食店が集まっていたため、合同でテイクアウト営業する取組を行った。様々な年代の市民が集まり、コロナにより外出を控えるようになっていた時期に行ったことから、知り合いとの再会につながり、市民に好評を得た。



(4) コロナ占用特例の運用における道路占用・道路使用許可について

＜新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための

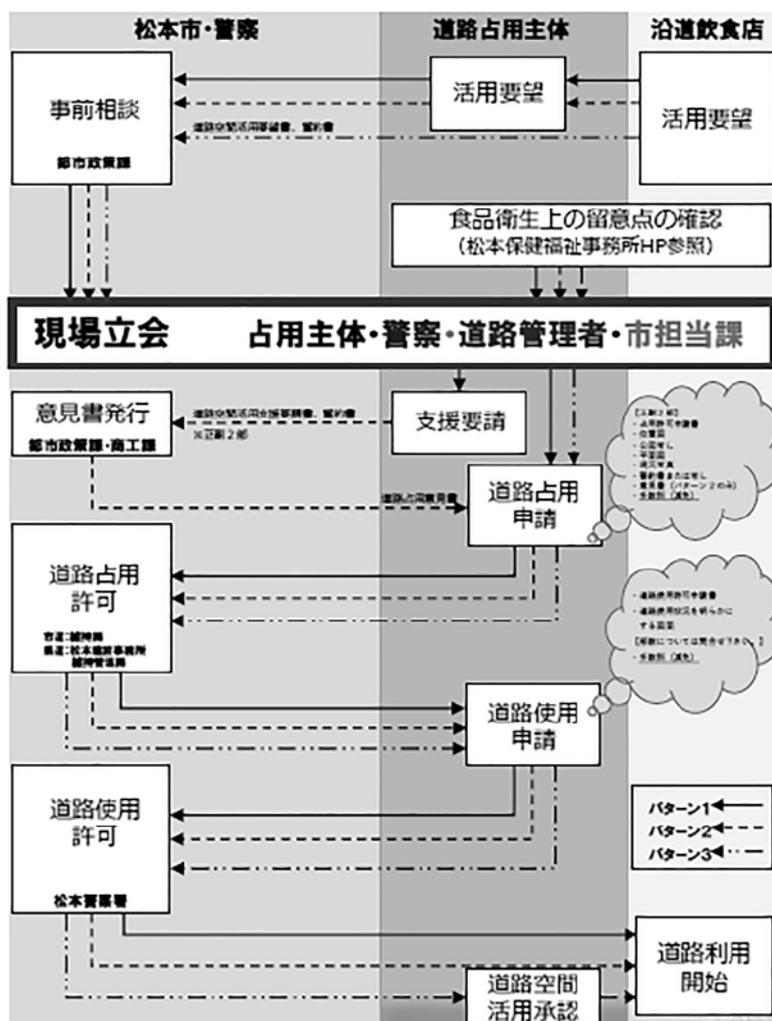
沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用・道路使用許可フロー＞

共有の財産である道路を継続して使用し、道路を占有する場合には、道路を管理している「道路管理者」から許可を受けなければならない。

松本市では、実施店舗（占有主体）・警察・市及び県（道路管理者）の合同の現場立会を続けた。

この立会により、占有主体に、各管理者から説明し、テラス席等の設置可能箇所を丁寧に説明し理解してもらった。

→松本市独自の取組として効果あり



(5) 実施団体の声

- ・それぞれの店舗が通り（路線）を意識するきっかけになった。
- ・近隣に賑やかさが戻った。
- ・通りに人が滞在する風景ができた。
- ・休憩できる場所があることで、のんびりできるのが良かった。
- ・車いすの方やペット連れの方などが新たにお店を利用してくれた。
- ・店内営業が忙しいと道路利用にまで手が回らないときもある。
- ・外のオペレーション（管理）が難しい。（特に2階店舗の場合）

2. 歩行者利便増進道路（ほこみち）制度への移行

(1) 歩行者利便増進道路（ほこみち）制度（出典：国土交通省ウェブサイト）

① 概要

地域を豊かにする歩行者中心の道路の構築のため、各道路管理者が指定した道路のうち、オープンテラス等の施設を誘導するために指定された特例区域では、道路占用がより柔軟に認

められる。(令和2年11月25日施行)

② コロナ占用特例との比較

	ほこみち制度の占用特例	コロナ占用特例
占用許可基準	無余地性の基準を緩和	
占用主体	個別占用・一括占用を問わない	地方公共団体又は地元協議会等による一括占用
占用期間	最長5年 ※公算占用による場合は最長20年	特例の期限まで
占用料	減額(1/10) ※コロナ占用特例の対象物件は、 同特例の期間中は「免除」	免除 ※施設付近の清掃等への協力が条件

→特例後の路上利用の取組の希望がある場合には、ほこみち制度への移行が円滑に図られるよう、全国の道路管理者との連携を強化

③ 松本市の主な動き

- 令和2年11月 ・街場のえんがわ作戦参加団体への意向調査
- 令和3年2月 ・市担当課と候補路線のバリアフリー基準確認
・視覚障害者福祉協会との現地立会(点字ブロック)
- 3月 ・占用希望団体との情報交換会の実施
・長野県公安委員会への意見聴取
・市道構造令条例の改正
・歩行者利便増進道路の区間指定(市道7路線)
- 9月 ・松本警察署と協議
・利便増進誘導区域指定(市道4路線)
- 令和5年3月 ・コロナ占用特例終了→ほこみち制度へ移行
・国道2路線もほこみち制度へ移行

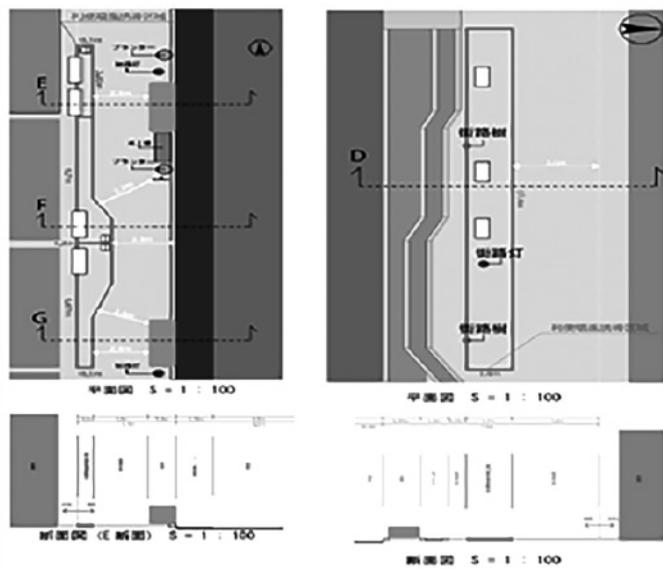
■ 歩行者利便道路指定区間



2805号線

1059号線

■ 利便増進誘導区域



※1059号線一部抜粋

※2805号線一部抜粋

道路管理者が指定した歩行者利便増進道路の利便増進誘導区域内では、テーブルやイス等の設置や、テラス営業やテイクアウト等のための道路占用が認められる。

(2) ほこみち制度への移行における道路占用・道路使用許可について

申請種類	申請先	申請者	許可期間	手数料等
道路占用許可申請	市道 松本市維持課 国県道 松本建設事務所 維持管理課	個別、一括 問わない	最長5年 ※公募占用の場合は最長20年	占用料90%減免 (R5.4から一年間は100%減免)
道路使用許可申請	松本警察署 交通第二課	占用許可者と同一	占用許可期間と同一	2,300円 (申請時)

3. 今後の取り組み

歩行者利便増進道路制度（ほこみち）への移行により、「街場のえんがわ作戦」を継続し、中心市街地を豊かにするための路上利用を引き続き支援，推進していく。